平成24年度

教育委員会の権限に属する事務の管理 及び執行状況についての点検及び評価 (平成23年度対象)

平成24年9月福岡県教育委員会

目 次

はじめに		1
点検及び評価の	概要について	1
教育委員会	:の活動状況について	. 3
1 教育委員	会の概要	3
2 教育委員	会の主な活動実績	4
3 活動の評	. 価	6
○ 教育施策の	推進状況について	7
柱1 確かな学	力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす学校教育の充実	. 8
主要施策1	確かな学力の向上のための取組の推進	8
主要施策 2	個性や能力を伸ばす教育の充実	12
主要施策 3	未来を拓くキャリア教育の充実	17
主要施策4	社会の変化に対応する教育の充実	21
主要施策 5	自立や社会参加に向けた特別支援教育の改善・充実	25
主要施策 6	信頼される教職員の確保と研修の充実	28
主要施策 7	安心して学べる学校づくりの推進	31
主要施策8	県立高等学校改革の推進	34
主要施策 9	地域に開かれた学校づくりの推進	36
柱2 豊かな人	間性や志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進	38
主要施策 1	道徳性を養う心の教育の充実	38
主要施策 2	自立心をはぐくむ体験活動の充実	40
主要施策 3	健やかな心身をはぐくむ健康教育の充実	42
主要施策 4	生きる力の基礎を育てる就学前教育の振興	44
主要施策 5	家庭・地域・学校における読書活動の推進	47
主要施策 6	いじめ・不登校問題等の解決に向けた体制の充実	50
主要施策 7	学校・家庭・地域の教育力を高める支援体制の充実	54
柱3 生涯学習	社会の実現をめざす社会教育の推進	57
主要施策 1	関係機関、団体との連携・協力体制の充実	57
主要施策 2	学習情報の提供及び学習相談の充実	59
主要施策 3	学習機会の提供及び学習成果の活用促進	60
主要施策 4	社会教育施設の機能充実・利用促進	61

柱4	・ 特色あるり	県民文化の創造	63
	主要施策 1	子どもの文化芸術活動の推進	63
	主要施策 2	県立美術館の機能充実	65
	主要施策 3	文化財に対する理解促進	67
	主要施策4	伝統文化や文化遺産の保存・継承・活用	70
柱5	いきいきる	としたスポーツライフの創造	72
	主要施策 1	子どもたちの体力向上の推進	72
	主要施策 2	子どもたちの体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり	75
	主要施策3	トップアスリートの育成等による県民のスポーツ活動の活性化	76
柱6	人権尊重料	青神を育成する教育の推進	79
	主要施策 1	学校教育における人権教育の推進・支援	79
	主要施策 2	社会教育における人権教育の推進・支援	81
\bigcirc	教育施策に	関する指標の達成状況	82
\bigcirc	学識経験者為	意見	93
\bigcirc	資料等		102
関	係法令	1	102
0) 地方教育?	「 す政の組織及び運営に関する法律(抜粋)	102
0	地方教育	行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について(通知)	
	(抜粋) (19文科初第535号 平成19年7月31日 文部科学事務次官通知)]	103
平成	23年度「社	畐岡県の教育施策」における評価対象一覧	104
福岡	引果内学校数等	等一覧	106

はじめに

このたび、県教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 27 条に定めるところにより、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について 点検及び評価を行い、その結果を報告書にまとめました。

この点検及び評価は、平成 23 年度における「教育委員会の活動状況」及び「教育施策の推進状況」に関して実施したものであり、効果的な教育行政の推進に資するとともに、教育行政の推進状況に関する県民への説明責任を果たすことを目的としています。

県教育委員会は、この報告書を議会に提出するとともに、県民に公表することと しています。

また、この点検及び評価の結果を今後の教育委員会活動や教育施策に十分に反映させることで、本県における教育施策が、県民の皆様方の御理解の下に、適切・円滑に推進できますよう、取組の強化を図ってまいります。

点検及び評価の概要について

1 点検及び評価の対象並びに実施方法

本報告書では、「教育委員会の活動状況」及び「教育施策の推進状況」についての点検・評価の結果や、「教育施策に関する指標」についての平成 23 年度末における達成状況を掲載しています。

このうち、「教育施策の推進状況」についての点検及び評価の実施方法は、次のとおりです。

(1) 取組·事業評価

「福岡県の教育施策」に掲げられた主要施策を構成する主な取組・事業及び 教育庁の所掌事務について、点検及び評価を実施します。

(2) 主要施策評価

(1)の結果を踏まえ、平成23年度の主要施策の取組状況について点検及び評価を実施します。

2 点検及び評価の方法並びに評価の観点

点検及び評価に際しては、必要性や効率性、有効性や公平性といった観点から 客観的な評価がなされるよう配慮しています。

また、対象となる主要施策を構成する主な取組・事業及び教育庁の所掌事務の 推進状況についての点検及び評価を通じて、施策自体に関する点検及び評価を実 施することとしています。

3 教育に関して学識経験を有する者の知見の活用について

次の理由から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 2 項が規定 している「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用」については、大学等の 専門家からの意見書を求める方式を取っています。

- ・ 教育委員会が行うこととなる点検及び評価については、専門的かつ継続的な 見地が求められていること
- ・ 本報告書で実施した教育委員会の活動状況及び教育施策の推進状況について の点検及び評価については、自己評価となることから、大学等の専門家による 意見書をもって、客観性を担保する必要があること

なお、今回の意見書については、次の三名の方にお願いしました。 福岡教育大学 石丸 哲史 教授(教育学部社会科教育講座) 九州共立大学 古市 勝也 教授(スポーツ学部) 九州大学 村上 裕章 教授(大学院法学研究院)

4 本報告書の構成

本報告書における点検及び評価は、「教育委員会の活動状況」、「教育施策の推進状況」及び「教育施策に関する指標の達成状況」の3部から構成しています。このうち、「教育委員会の活動状況」については、1 教育委員会の概要、2 教育委員会の主な活動実績、3 活動の評価という、大きく分けて3項目から構成しています。

また、「教育施策の推進状況」については、「福岡県の教育施策」が定める教育施策の6つの柱ごとにこれを構成する主要施策の点検及び評価を行っています。主要施策ごとの具体的な項目としては、

- (1) 施策の基本的なねらい
- (2) 施策の主な取組状況
- (3) 評価·課題

から構成しています。

さらに、「教育施策に関する指標の達成状況」については、「福岡県の教育施策」に掲げられた目標に向かって指標の改善が図られているかという一定の基準を基に、指標ごとに4段階の基準で評価を行い、これまでの取組や成果と課題、また今後の取組・見通しについて記載を行っています。

そして、この3部構成の点検及び評価の項の後、学識経験者の意見を掲載しています。

※ 関係法令等の資料については、巻末にまとめています。

点検 · 評価結果

-教育委員会の活動状況について-

〇 教育委員会の活動状況について

1 教育委員会の概要

(1)教育委員会の位置づけ

福岡県教育委員会は、知事から独立した行政委員会として位置づけられ、 本県教育行政における重要事項や基本方針は、知事が議会の同意を得て任命 した6名の教育委員で組織する教育委員会において決定され、教育長の指揮 の下に教育委員会の事務局等(教育庁各課、出先機関)が具体的な事務を執 行しています。

(2) 教育委員会の所管事務

福岡県教育委員会は、学校教育、社会教育、学術、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として設置されています。なお、本県においては、教育に関する事務のうち、大学、私立学校、生涯学習の振興等の事務については知事が担当しています。

(3) 教育委員会委員の職務

教育委員会委員は、教育委員会会議に出席し教育行政の基本方針や重点施策について協議するほか、それらに関する重要事項等を審議しており、そのために教育現場の視察、意見・要望等聴取、教育関係の各種行事への出席、委員協議会(勉強会)等を行っています。

こうした活動を通じて、教育における政治的中立性及び継続性・安定性を 確保するとともに、いわゆるレイマンコントロール^{注1)}により、広く県民の意 向を反映した責任ある教育行政の実現を図っています。

(4)教育委員会委員の構成

福岡県教育委員会委員は、地域的な偏りが生じないよう県内4地区(福岡、北九州、筑後、筑豊)から選任された次の6名で構成され、保護者である委員も含まれています。委員の任期は4年で再任されることができます。また、委員のうちから委員長(任期は1年で再任可)が互選され、委員長を除く委員のうちから教育長が任命されます。

^{注1)} レイマンコントロール:住民による意思決定。専門家の判断のみによらずに、住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督し、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現すること。

【委員名簿】

(平成24年3月31日現在)

職名	氏 名	職業
委 員 長	住 吉 德 彦	会社役員
委員	久 留 百合子	会社役員
委員	太田浩二	商店経営
委員	二子石 竜 子	弁 護 士
委員	清家渉	医師
委員 (教育長)	杉 光 誠	

2 教育委員会の主な活動実績

(1)教育委員会会議の実施

原則、定例会は毎月1回、また、臨時会は必要に応じて開催し、教育行政 に関する重要事項等を適時適切に慎重に審議しました。

ア 開催実績

定例会:10回 臨時会:11回 委員協議会等:18回 総計39回

【参考(全国平均〔都道府県・指定都市教育委員会〕)】

定例会、臨時会及び委員協議会等 総計 28.4回

(文部科学省「教育委員会の現状に関する調査(平成22年度間)」より〔以下同様〕)

イ 議決の状況

議案の内容	件数
県費負担教職員の人事	12
審議会委員等の任命・委嘱	8
県立学校教職員の人事	5
事務局等職員の人事	5
教育委員会規則の制定・改廃	4
人事異動の基本方針	3
基本方針・計画の策定	1
文化財の指定	1
その他	3
合 計	42

ウ 協議事項

22件(人事案件等)

工 報告事項

22件(条例改正、予算関係等)

オ 傍聴者の状況

延べ14人

【参考(全国状況〔全教育委員会数に占める割合〕※都道府県・指定都市)】 0人(1.5%) 1~9人(18.2%) 10~19人(13.6%) 20人以上(66.7%)

(2) 移動教育委員会(委員協議会)の実施

教育現場の現状と課題を的確に把握するため、学校、教育施設等に直接出向いて視察を行うとともに、県内各地の教育関係者との意見交換等を行う移動教育委員会(委員協議会)を次のとおり2回実施しました。

- ①平成23年5月26日(木)
 - ア 北筑後教育事務所における教育委員会会議の開催
 - イ 東峰村立東峰小学校・中学校の授業視察、教職員との意見交換
- ②平成24年1月26日(木)
 - ア 県立水産高等学校における教育委員会委員協議会の開催及び同校の授 業視察、教職員との意見交換

【参考(全国状況)】

移動教育委員会を実施している教育委員会:全体の24.2%

(3)委員協議会(勉強会)の実施

教育委員会としてより一層責任ある意志決定が行えるよう、特に懸案事項、 重要事項等のほか、各課の主要施策や重点事項などについて、適時適切に事 務局から現状報告や説明を求めたり、委員から積極的に議題を提案し協議し たりして、その理解を深めるとともに、委員相互の研究、協議等を行う場と して、年間 18 回の委員協議会(勉強会)を実施しました。

(4) 学校訪問(各種式典への出席、視察等)

地域や教育現場の実情に応じた施策展開ができるよう、学校の創立記念行事、卒業式等に年間 21 回出席し、式典でのあいさつのほか、その機会をとらえて校内の視察、学校関係者との懇談・意見交換等を行い、教育現場の実態把握や情報収集に努めました。

【参考(全国状况〔学校訪問回数〕)】

0回 (0.0%) 1~9回 (47.0%) 10~19回 (31.8%) 20回以上 (21.2%)

(5) 学校以外における各種行事への出席

福岡県教育文化表彰式、福岡県美術展覧会表彰式、福岡県戦没者追悼式、 保護司選考会、社会教育施設、各種団体との意見交換等に年間 20 回出席しま した。

(6) 県議会への出席

教育委員会から委員長及び委員が福岡県議会に年間15回出席しました。

(7) 他の都道府県との連携、情報交換の場への出席

九州地方教育委員長協議会・委員総会を平成 23 年 5 月 31 日 (火) から 6 月 1 日 (水) までの 2 日間、佐賀県において開催し、国への要望事項等について協議したほか、「小中学校におけるキャリア教育の充実について」、「小中学校における学力向上の具体的な取組について」をテーマとして意見

交換を行いました。

また、全国都道府県教育委員長協議会や全国都道府県教育委員会連合会総会等を含め、年間7回出席し、出席者との情報交換や研究協議を行うとともに、他の都道府県と連携して国の施策や予算に関する要望等を行いました。

3 活動の評価

(1)教育委員会会議について

教育委員会会議については、原則、事前に送付された会議資料等に基づき 議題への理解を深めた上で会議に臨むとともに、積極的に臨時会を開催し、 これまで以上に活発な議論を行いました。

また、事務局から提案された原案について常に県民の視点に立った議論を 行うことに留意し、議案の承認を行った場合にあっても、事務局に対し今後 の施策の改善点や要望等を明確に示しました。

さらには、教育委員会として、より一層責任ある意思決定が行えるよう、 次年度の教育施策や予算などの特に重要な案件については、早い時期から十 分な時間をかけ継続的に委員協議会(勉強会)で協議するなどの改善を図り ました。

今後も、引き続き委員協議会(勉強会)での協議を積極的に推進し、十分な時間をかけて活発な議論が行えるよう取り組んでいきます。

(2) 教育委員会会議以外の活動について

学校行事をはじめ各種行事への出席や、個別に学校を視察するなど、教育 現場の実態把握、関係者との懇談や情報交換を行い、地域や教育現場の実情 に応じた施策を決定し展開できるよう情報収集に努めました。

しかしながら、県民の意向を十分に反映した教育行政を展開するためには、 教育現場の実態把握や関係者との意見交換になお一層努める必要があり、視 察回数の拡大や情報交換の充実に取り組んでいきます。

(3)教育委員会活動の情報発信について

県のホームページには、教育委員会の活動内容や委員の氏名及び職業、教育委員会の開催日時や議題、傍聴制度、会議録等に加えて、過去の教育委員会の開催内容や移動教育委員会などの活動状況等の追加掲載を行うとともに、併せて県発行の広報誌にも、教育委員会の活動内容や傍聴制度についての周知文を掲載しています。

教育委員会活動が県民により一層理解され、関心を持ってもらうためには、更なる情報発信が求められており、今後も引き続きホームページの充実・改善を図っていきます。

点検 • 評価結果

-教育施策の推進状況について-

〇 教育施策の推進状況について

福岡県教育委員会は、平成23年度における教育の基本目標として、次の5つの目標を掲げました。

- 真理を求め、意欲的に学び、確かな学力を身につけるとともに、豊かな情操と道徳心を備え、たくましく生きるための健康や体力に満ちた県民を育成すること。
- ・ 志と自律心をもち、創造性や個性に富み、生涯にわたって学ぶ県民を育成すること。
- ・ 正義を愛し、他者を思いやり、共に生きる心や公共の精神に基づく強い 自覚と実践力をもち、人権を尊重する県民を育成すること。
- ・ 命あるものを尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する県民を育成すること。
- ・ 文化と伝統を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、人類の平和と発展に貢献できる国際性豊かな県民を育成すること。

こうした5つの基本目標を具現化するため、平成23年度については、次の6つの柱を掲げ、教育施策を推進しました。

- 柱1 確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす学校教育の充実
- 柱2 豊かな人間性や志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進
- 柱3 生涯学習社会の実現をめざす社会教育の推進
- 柱4 特色ある県民文化の創造
- 柱5 いきいきとしたスポーツライフの創造
- 柱6 人権尊重精神を育成する教育の推進

以下では、この6つの柱ごとに、教育施策の推進状況に関する点検及び評価 を行っています。

今後とも、県教育委員会としては、学力や体力の向上を本県教育の最重要課題として認識するとともに、教育施策の更なる改善、充実に向けて取り組んでまいります。

柱1 確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす学校教育の充実

基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上などの確かな学力をはぐくむための施策を一層推進するとともに、児童生徒が望ましい勤労観・職業観をはぐくむようキャリア教育の充実を図ります。

このため、校長のリーダーシップ及び教員の資質・能力の向上、安全で快適な学校づくりを推進するとともに、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図ります。

また、県立特別支援学校の整備計画に基づき、段階的に教育環境の整備を行うとともに、特別支援教育の一層の改善・充実を図ります。

主要施策1 確かな学力の向上のための取組の推進

【施策の基本的なねらい】

「福岡県学力向上新戦略」の下、確かな学力の基盤となる、基礎・基本の確実な定着を図るための指導を徹底します。

また、県内全小中学校において、学力実態、学習状況及び市町村の学力向上の取組状況を調査するとともに、学力向上の全県的な取組を推進します。

高等学校においては、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るとともに、コミュニケーション能力や課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等の育成、高度な専門的知識の習得に向けた教育活動の充実を図ります。

【施策の主な取組状況】

○ 平成 20 年 2 月に策定した「福岡県学力向上新戦略」をもとに、平成 22 年度に引き続き、「ふくおか学力アップ推進事業」を実施しました。

小・中学校での取組

- ・福岡県における学力・学習状況調査(H23.9.27)小6…国語・算数、中3…国語・数学
- ・福岡県学力実態調査(H23.9.6)小6…理科・社会、中3…理科・社会・外国語
- ・学力向上プランの作成
- ・学力向上をめざす授業づくりや授業力を高める教員研修
- ・習熟度別、少人数指導等の実施

福岡県における学力・学習状況調査の平均正答率

教科区分 ^{注1)}		小屋	学校			中等	学校		
	国語A	国語B	算数A	算数B	国語A	国語B	数学A	数学B	
	平成 23 年度	78. 1	41.8	81.4	44. 9	80.0	65. 1	59. 3	51. 9

※平成 23 年度は東日本大震災の関係で国が全国調査の実施を見送ったため、国の調査問題を 活用し、県独自で調査を実施した。

^{注1)} 教科区分:全国学力・学習状況調査は、国語A (知識)、国語B (活用)、算数 [数学] A (知識)、算数 [数学] B (活用)の4 教科区分で実施されている。

全国学力・学習状況調査における平均正答率の地区間差

教科区分		小当	学校			中等	学校	
教科区分	国語A	国語B	算数A	算数B	国語A	国語B	数学A	数学B
平成 22 年度	4.6	8. 1	5. 9	7.8	8.8	11.6	14. 1	14. 4
平成 23 年度	6. 9	9. 5	5.8	7. 3	6.8	11. 0	10. 9	11. 1

[※]地区は、6教育事務所及び政令市の7地区を指す。

家庭での学習習慣(学校の授業時間以外に、平日、勉強を全くしない児童生徒の割合)

年 度	小学校	中学校
平成 22 年度	4.3%	10.2%
平成 23 年度	4.2%	6.0%

市町村・学校支援の取組

取 組		実 績
学力向上推進強	化市町村への支援	非常勤講師の派遣や学力向上研修会、教材開発等
(14 地域 15 市	町村)	学力向上関連事業への助成を実施
学力向上支援チ	-ーム ^{注2)} の派遣	市町村や学校へ延べ 598 回派遣
学力実態調査検	証システムの整備	システムへのアクセス数 6,559 件
重点課題研究	学力調査の調査問題を活用	添田町立添田小学校、久留米市立高牟礼中学校
指定・委嘱校	した学習指導の充実	
	新学習指導要領の授業展開	みやま市立下庄小学校、大野城市立大野中学校
学力向上校内コ	ーディネーター養成研修	県教育センターで年2回実施
		(小学校教諭 36 名・中学校教諭 28 名)
巡回算数・数学	強化講座	18 市町村で夏季休業中の5日間を中心に実施
		(児童生徒 2,664 名、教員 644 名)

○ 高等学校においても、すべての学校が、学力向上に向けた計画を策定し、習熟度別授業や補習、週休日の土曜日に学習の場を提供する「土曜セミナー」や長期休業期間中の課外学習の実施などを通して、基礎・基本の徹底を図るとともに、発展的な学習の推進に取り組みました。

また、思考力、判断力、表現力等を育成するため、すべての学校において、その基盤となる言語能力の向上を図るための計画を策定するなど、言語活動の充実に取り組みました。このほか、各校の教育指導計画の点検や、学校視察等における教育活動の成果等の点検を通して、教育目標を達成するための教育課程の編成方法や、授業改善方法等、教育活動全般について指導助言を行いました。

[※]地区間差は、各教科区分における7地区間の平均正答率の最大値と最小値の差を指す。

⁽注2) 学力向上支援チーム:教育事務所内の指導主事でチームを編成し、対象となる市町村の学力実態分析、学力向上の取組等について指導・助言するなどして支援するもの。

習熟度別学級編成実施校	86 校/93 校
土曜セミナー実施校	83 校/93 校
定期学校視察実施校	93 校/93 校

(全日制高等学校のみ)

○ さらに、国が実施するスーパーサイエンスハイスクール^{注3)} 事業やサイエンス・パートナーシップ・プログラム^{注4)}、中高生の科学部活動振興事業^{注5)} の活用など、大学との連携を図り、大学教授等から高度な専門的知識を学ぶ機会を設ける活動の促進を図り、生徒の学習意欲や学力の向上に取り組みました。

高大連携実施校	84 校/95 校
スーパーサイエンスハイスクール	5校
サイエンス・パートナーシップ・プログラム	9 校 11 事業
中高生の科学部活動振興事業	2 校

【評価・課題】

○ 平成 23 年度から、新たに県内 14 地域 15 市町村を学力向上推進強化市町村に指定して、市町村の学力関連事業への助成、教育事務所の学力向上支援チームや非常勤講師の派遣等の支援の結果、市町村における「検証改善サイクル」が確立するとともに、教員の指導力向上の研修会の開催や家庭学習推進の手引等の作成・配布等、実態に応じた学力向上の取組が実施されるようになりました。また、小・中学校においては、児童生徒の学力実態に基づく指導の重点を定めて日常の授業を行ったり、学習習慣の定着に向け、全教職員共通理解の下で家庭学習の内容や方法を具体的に指導したりするようになりました。

その結果、基礎的・基本的な知識は概ね定着してきているものの、知識を活用する力に引き続き課題があることが明らかになりました。また、学力の地区間の差については、平成22年度に比べ縮減しているものの、未だ地区間の平均正答率の差がみられます。

○ 巡回算数・数学強化講座の実施により、多くの児童生徒が算数・数学の基礎 的・基本的知識・技能を身に付けるとともに、学習への意欲が高まりました。

^{注3)} スーパーサイエンスハイスクール:将来の国際的な科学技術系人材の育成を図るため、科学技術、理科、数学教育に関する研究開発を行う高等学校等を国が指定し、理科・数学に重点を置いたカリキュラムの開発や大学等との連携による先進的な理数系教育を行うもの。

⁽注4) サイエンス・パートナーシップ・プログラム:生徒の科学技術、理科、数学に対する興味・関心や知的探求心の育成、進路意識の醸成や分厚い科学技術系人材層の形成などを図るため、大学や科学館等との連携による観察、実験、実習等の体験的・問題解決的な学習活動を実施する学校に対して、国が経費支援等を行うもの。

⁽注5) 中高生の科学部活動振興事業:理数系に優れた資質や能力を有する生徒を見出す機会を設けることを目的として、中学校・高等学校・中等教育学校の科学部活動の振興と科学部に所属する生徒・教員と優れた研究者によるネットワーク構築等の取組に対して、国が経費支援等を行うもの。

また指導に当たった教員についても、算数・数学の基本的な授業づくりの在り方を学ぶことができ、授業改善を図ることができました。

- 今後は、「福岡県学力向上新戦略」に基づき、「基礎的な知識・技能の定着に向けた習熟度別指導や繰り返し学習の充実」「家庭学習の充実」「学力向上に関する小・中学校における校内研修の充実」の取組を重点的に進めます。
- 高等学校においては、教員の実践的指導力の向上や習熟度別授業、補習等の取組の充実などにより、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、より一層の学力向上を図り、一人一人の生徒の進路希望が実現できるよう指導の改善を進めます。また、平成25年度の新学習指導要領の完全実施に向けて、新教育課程説明会^注 の実施や教育課程編成のための手引きの周知・活用を図るとともに、言語活動の充実や理数教育の充実など教育内容の改善を進め、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。

^{注6)} 新教育課程説明会:新学習指導要領について、その趣旨の説明及び必要な協議等を行い、学校教育の改善及び充実を図ることを目的として、教員を対象として実施するもの。

主要施策2 個性や能力を伸ばす教育の充実

【施策の基本的なねらい】

個に応じた指導のための指導方法や指導体制の工夫・改善を行います。 また、個性や能力を引き出す様々な教育活動を推進します。

【施策の主な取組状況】

○ 小・中・高等学校においては、児童生徒が学習内容を確実に身に付け、一人一人の個性を生かす教育を行うため、指導方法工夫改善定数(小学校 990 人、中学校 665 人)を活用するなどして、引き続き少人数指導や習熟度別指導を推進しました。

取 組	実 績
①少人数指導などきめ細かな指導	小学校: 97% (460/476校)
(TT ^{注1)} を含む)	中 学 校:100% (211/211 校)
	高等学校: 70% (65/93 校)
②習熟度別指導	小学校: 92% (440/476校)
少数の児童生徒により構成される集団を単位とす	中学校: 89% (187/211校)
る習熟度別の指導等	高等学校: 90%(84/ 93 校)

(高等学校は全日制のみ)

○ 高等学校においては、個性や能力を引き出すために、習熟度別指導のほか発展 的な学習を推進するとともに、重点事業として、志をはぐくみ、視野を広げるた めに次の事業に取り組みました。

高校生学ぶ意欲向上事業の一つである「学校活性化人材育成事業」において、 学問の最先端に触れることによって高校生の学ぶ意欲の向上を図るとともに、 生徒が自らの志を育て社会に貢献できるリーダーとしての資質を養う、スーパ ーセミナー合宿において、次の取組を行いました。

参加校数	公立・私立の高等学校 19 校(県立 17 校、私立 2 校)
参加生徒数	152 名
	九州大学の教授等を講師として招聘し、課題に対する事前学習、
内容	2泊3日の合宿形式による講義・討論、講師による評価・講評、事後学習を行い、グローバルな視点で課題を解決する姿勢や能力の育
	成を目指す。

「外国大学進学支援事業」において、高校生の外国大学への進学を支援し、 将来、国際人として活躍できる人材を育成するため、次の取組等を行いました。

⁽エコ) TT (ティームティーチング):複数の教員が授業に当たる授業形態の一つ。課題別や習熟度別に分けられたグループをそれぞれの指導者が担当する場合や、主たる指導者(T1)、補助的指導者(T2)といった分担で行う場合がある。外国語の授業では、外国語担当教員と外国語指導助手(ALT)が協力して、授業を行うことによって、生徒の動機付けや言語運用能力の向上に役立っている。

項目	内 容	参加者数
立命館アジア 太平洋大学合宿	学生寮に宿泊(4泊5日)し、外国人学生と生活 を共にし、大学教員等から英語で授業を受け、外国 大学を模擬体験する英語合宿	50
外国大学進学	出願準備セミナーに参加し、外国大学へ進学	4 (2)

※()内はアンビシャス外国留学奨学金注2)受給者数で内数

「世界に挑む人材育成事業」において、将来世界で活躍し、国際社会に貢献する志を持った人材を育成するため、次の取組等を行いました。

項目	内 容	参加者数等
高校留学助成金の支給	留学経費の1/2(最大50万円)を給付	33 (決定者)
高校生留学説明会	留学経験のある著名人による講演会 高校留学に関する説明、個別の相談会	102
高校生留学報告会	留学経験のある著名人による講演会 高校生による留学体験報告 パネルディスカッション	34

○ 子どもたちの理科離れに対応し、児童生徒の理科・科学技術に対する関心・能力等を伸ばすための「福岡県小・中学生科学研究作品展」を実施しました。

また、理科に関心の高い中学生を対象とした「先端科学技術体験合宿」を実施しました。

さらに、理科学習の指導技術向上のため、教職員を対象とした「理科実験大好きスクール」を福岡教育大学と連携して開催しました。

項目	内 容
福岡県小・中学生科 学研究作品展	作品数 3, 316 点(政令市を含む)
先端科学技術体験合 宿	・夏季休業中に4泊5日の共同生活(内3日間連続の科学講座)を実施 ・科学講座は九州工業大学で4講座を開講(「先端金型工学」、「超伝 導の世界」、「数理の世界」、「電子制御技術」) ・11月のサイエンスマンスで各講座の優秀者の表彰と研究発表を開催 ・参加生徒数44名
理科実験大好きスク ール公開講座	・物理学領域 小:物理分野の基礎実験 中:物理分野の基礎実験 ・化学領域 小:ものの溶け方、水溶液の性質 中:化学分野の実験と観察 ・生物学領域 小:観察・実験の基礎とコツ 中:生物領域における観察と実験 ・地学領域 小:天体観測の基礎と活用 中:地質学領域における観察と実験 ○参加者:小学校教員 18 名・中学校教員 17 名

^{注2)} アンビシャス外国留学奨学金: 平成 21 年度から福岡県青少年アンビシャス運動推進室が実施している奨学金事業で、外国大学に留学する福岡県の高校生(卒業生を含む)を対象に奨学金を給付するもの。年間の奨学金の額は、年間授業料相当額(200万円を上限)で、最長 4 年間の継続受給が可能。

○ 高校生学ぶ意欲向上事業の一つである「高校生理数能力向上事業」において、理数・科学技術に対する関心や能力等を伸ばし、国際科学技術コンテスト^{注3)}にチャレンジする科学技術系人材を育成するため、県内の高校生及び中学3年生を対象に、数学又は理科の問題に挑ませる「理数オリンピックコンテスト」を実施しました。また、「理数オリンピックコンテスト」の成績優秀者を対象に、「理数オリンピックセミナー」を実施しました。さらに、「理数オリンピックコンテスト」における学校別の総合成績をもとに「科学の甲子園^{注4)}」福岡県代表を選出しました。

項目		内 容	参加者数
理数オリンピッ クコンテスト	・対象・試験科目・試験内容・試験時間・表彰	県内の高校生及び中学3年生の希望者 数学、物理、化学、生物から1科目選択 各科目の興味・関心や創造的問題解決能力等を評価 する問題(200点満点) 120分 各科目の成績上位者5名(知事表彰・教育長表彰)	1, 338
理数オリンピッ クセミナー	・対 象・内 容・期 間	理数オリンピックコンテスト成績上位者のうち希望 者(各科目5名程度) 九州大学で実施する高度な内容や実験技術等 4日間	22

○ 小・中学校の連携強化による一貫性のある教育を推進する取組を指導・支援しました。

小・中学校の連携強化による 一貫性のある教育に取り組ん でいる学校 (小学校 32 校、中学校 16 校)	・宗像市立日の里中、日の里東小、日の里西小 ・宗像市立大島中、大島小 ・宗像市立中央中、東郷小、南郷小 ・宗像市立河東中、河東小、河東西小 ・宗像市立宮海中、宮海小、玄海東小、地島小 ・宗像市立玄海中、玄海小、玄海東小、地島小 ・宗像市立城山中、赤間小、赤間西小、吉武小 ・八女市立上陽中、北川内小 ・東峰村立東峰学園(東峰中、東峰小) ・北九州市立白銀中、貴船小、中島小 ・北九州市立城南中、城野小、今町小 ・北九州市立中央中、八幡小、皿倉小 ・北九州市立中央中、八幡小、二倉小 ・北九州市立中原中、中原小、一枝小 ・北九州市立一原中、中原小、一枝小 ・北九州市立石峯中、藤木小、古前小 ・北九州市立戸ノ上中、大里東小、萩ヶ丘小
---	---

^{注3)} 国際科学技術コンテスト: 数学オリンピック、物理オリンピック、化学オリンピック、生物学オリンピック等の国際的なオリンピックの総称を国際科学技術コンテストという。それぞれが国内 予選を実施し、選抜された生徒が国際大会に参加している。

^{注4)} 科学の甲子園:平成23年度から独立行政法人科学技術振興機構(JST)が実施している取組で、 全国の科学好きな高校生が集い、競い合い、活躍できる場を構築するため、高等学校等(中等教育学校後期課程、高等専門学校を含む)の生徒チームを対象として、理科・数学・情報における複数分野の競技を行うもの。

○ 中学校と高等学校の6年間を接続する中高一貫教育校においては、卒業論文作成、弁論大会や英語スピーチコンテストの実施、課題研究型の学習等、中高一貫教育校ならではの特色ある教育活動を展開するとともに、志願者の個性や中高一貫教育に対する意欲等をよりきめ細かく評価できるよう平成22年度入学者決定から決定方法の改善を図るなど、生徒一人一人の個性をより重視した教育に取り組みました。

県立中高一貫教育校 (併設型・中等教育学校)

- · 県立育徳館中学校・高等学校(併設型)
- ・県立門司学園中学校・高等学校(併設型)
- · 県立輝翔館中等教育学校

○ 小学校又は中学校の統合により児童生徒の教育環境の整備・充実を図ろうとする市町村(学校組合を含む。)を支援するため、平成23年度から「小・中学校統合支援事業」を始めており、福岡市に対して統合関連事業の経費の2分の1を補助しました。

【評価・課題】

○ 県内の9割を超える小・中学校において習熟度別指導や課題別学習など工夫を 図った多様な学習の展開が図られており、児童生徒の学習に対する意欲の向上等 の成果が見られました。今後も個に応じた指導のための指導方法や指導体制の工 夫・改善を推進します。

少人数指導や習熟度別指導の年間指導計画の改善や、具体的な指導方法についての校内研修のさらなる充実が課題です。このため、各学校で少人数指導などきめ細かな指導が組織的に行われるよう、継続した指導を行います。

高等学校については、少人数指導や習熟度別指導を推進したり、発展的・補充的な学習のための教材を活用するなど、指導方法や指導体制の工夫改善が進んでいます。今後は、より一層、生徒一人一人の個性や能力の伸長を図るため、思考力・判断力・表現力等の育成なども重視した指導方法等の更なる改善を図ります。

○ 「学校活性化人材育成事業」等については、参加者等が増加するとともに、参加者の約9割が学ぶ意欲が高まったと答えるなど、学ぶ意欲の喚起やグローバルな視野、科学的認識力の育成などに一定の成果を上げています。今後も、大学との連携を深めながら学習内容・実施形態の充実を図り、意欲ある生徒の能力を伸長するための取組を進めます。

「外国大学進学支援事業」については、アンビシャス外国留学奨学金の支給内定を受けた者を含む4名の外国大学進学が決定しました。

また、平成 23 年度から開始した「世界に挑む人材育成事業」により、高校生の 海外留学を支援し、将来、世界を舞台に活躍し、国際社会の持続的発展を支える 優れた人材を育成します。

○ 「福岡県小・中学生科学研究作品展」については、応募されたものの中から優秀な作品をサイエンス・マンスの中で展示・発表することで、子どもたちの理

科・科学技術に対する関心・意欲を高めています。さらに、「先端科学技術体験合宿」では、理科に関心の高い中学生(40 名程度)を対象に、大学や企業と連携した最先端の科学講座を受講させることで、次世代の科学技術を担う人材の育成に努めています。また、「理科実験大好きスクール公開講座」については、大学での講座を小中学校教員が受講することで、専門性を深めたり、指導力の向上を図ったりしています。今後も、科学作品展への応募促進を行ったり、大学との連携を充実させたりするなど、子どもたちの関心・意欲や小中学校教員の資質を高める取組を進めます。

- 「高校生理数能力向上事業」については、参加申込者が年々増加していることや、本事業参加者4名が国際科学技術コンテストの国内本選に出場するなど、一定の成果をあげています。今後は、国内大会や国際大会への参加促進に加え、高校生の科学技術に関する活動の交流の場をつくるなど、高校生の科学技術に対する関心や能力を高める取組を進めます。
- 小・中学校の連携については、共通の目標の下、教育内容や指導方法等において連携を深めることにより、効果的な接続が図られ学習意欲が高まったり、中学1年生での不登校生徒が減少したりする等の成果が見られています。一方、一つの中学校に複数の小学校から進学する場合、教員等の共通理解を図ることの難しさや、小・中学校間の距離等の条件などから、日常的な児童生徒の交流活動等が難しいとの課題が報告されています。
- 県立中高一貫教育校においては、地域の特色を生かした継続的な体験活動や弁論大会、大学の講義の受講、卒業研究論文作成など、6年間を通した計画的・系統的な教育を展開し、確かな学力はもとより、自ら意欲を持って取り組む姿勢や主体的に判断できる資質・能力を育むとともに、異年齢交流により社会性や豊かな人間性も育まれています。

これまで3回の卒業生を送り出しましたが、高校の学習内容の一部を中学校段階に取り込むなどの中高一貫教育の特色を生かし、志の高い生徒の育成が図られ、それぞれの目標に向けた進路を実現しています。開校以来、入学志願倍率も3倍前後で推移しており、これまでの取組に対して地域や保護者から高い評価を得ています。今後も中高一貫教育のさらなる充実を図るため、6年間を見通した特色ある教育課程の編成や発達段階に応じた指導方法の一層の工夫・改善等に努めます。

また、新たな中高一貫教育校の配置について、教育の機会均等の観点から未設置地区である福岡地区と筑豊地区に、それぞれ1校程度整備することとしており、 平成24年度は実際的な研究を行う高校を、未設置地区の中から指定します。

○ 少子化の進行などにより、地域によっては小・中学校の小規模化が進んでいる 現状があります。小規模校には、児童生徒一人一人に目の行き届いた、きめ細や かな指導を行うことができる等の利点がありますが、教員配置や指導形態に制約 が生じたり、人間関係が固定化しやすいなどの課題もあります。

平成 24 年度も、統合関連事業の経費の 2 分の 1 を補助することにより、小・中学校統合の円滑な実施を支援します。

主要施策3 未来を拓くキャリア教育の充実

【施策の基本的なねらい】

望ましい勤労観や職業観、職業に関する知識や技能を身に付け、目的意識をもって主体的に進路選択ができるよう、キャリア教育^{注1)}の充実を図ります。

【施策の主な取組状況】

○ 青少年アンビシャス運動の一環として平成 21 年度までに実施してきた「いきいき体験活動推進事業」の取組の成果をまとめた「実践事例集」の活用を図るとともに、平成 22 年度に県内全小学校へ配布した「小学校キャリア教育の手引き」(文部科学省)及び平成 23 年度に県内全中学校へ配布した「中学校キャリア教育の手引き」(文部科学省)の活用を促すことで、小・中学校における組織的、系統的なキャリア教育の一層の充実を図りました。このほか、小・中学校のキャリア教育については、次のような取組が行われました。

小学校	〇職場体験活動実施校 75 校 (15.8%)
小子仪	○ボランティア体験活動実施校 313 校 (65.8%)
	○職場体験実施校 203 校 (96.2%)
中学校	市町村独自の職場体験事業の例
中子仪	・14 才チャレンジウィーク(直方市)
	・中学生職場体験事業ワクワク WORK (宗像市)

○ 県立高等学校については、産業界と連携しキャリア教育の充実に向けて、勤労 観・職業観や産業界が求める実践力を身に付ける取組などを実施しました。

勤労観・職業観の育成については、生徒が主体的に進路を選択できるよう、各学校の実態に即した3年間を見通したキャリア教育の計画を立て、インターンシップの実施(実施校数90校:実施率94.7%)や進路講演会、職業研究、大学研究等を行うとともに、個別面談により個々の進路選択の支援などを行いました。

また、生徒の希望する進路の実現のために、学力補充のための課外授業や資格取得のための課外授業等をPTA主催事業として計画・実施し、大学等への進学を支援しました。英語科設置校において1年次終了までに実用英語検定試験2級取得を目指したり、商業高校において大学卒業程度である「日本商工会議所簿記検定2級」取得を目指すなど、個々の生徒の進路目標に沿った各種検定・資格取得が進んでいます。

^{注1)} キャリア教育:児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。高等学校段階では、生徒一人一人に望ましい勤労観・職業観、職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のことをいう場合もある。

○ 産業界が求める実践力の育成については、実習設備の整備や3次元CAD活用能力の育成を図るとともに、地元企業で長期間の企業実習を体験するデュアルシステム^{注2)}の実施や企業の技術者による実習指導、教員等の企業での技術研修など、産学官が連携した教育活動を展開する「県立工業高校産業人材育成事業」を実施し、先端技術と実践的なものづくり技能を持った人材の育成を図りました。

県立工業高校産業人材育成事業

地区	北九州	福岡	筑後	筑豊
対象校	小倉工業 戸畑工業 八幡工業 苅田工業	福岡工業 香椎工業	八女工業 三池工業 浮羽工業 大川樟風	田川科学技術 嘉穂総合 鞍手竜徳
対象学科等	全学科			
生徒企業実習	833 名	610名	680 名	63 名
学校での実践的実習指導	142 時間	146 時間	159 時間	35 時間
教員企業研修	18 名	16名	17 名	6名
学級単位の工場見学	866 名	774名	684 名	161 名

○ 農業高校、商業高校等においては実践力育成のため、オリジナルブランド商品 開発や空き店舗やインターネットを利用した経営実践教育を行うなど、実践力の 向上に取り組みました。

オリジナルブランド商品開発等の実績

項目	内 容
	若商河童弁当・若商河童ミニ弁当・若商河童せんべい(若松商業高
23 年度商標登録商品	校《Kappa が不可で名称変更》、おやつだワン(宇美商業高校)、
	八農高茶(八女農業高校《八女農茶を名称変更》)
	倉商オリジナルチョコ・固形石鹸(小倉商業高校)、水巻でかニン
	ニク加工品・おりこう産オリジナル商品《エコバック・緑黄色野菜
	加工食品》(折尾高校)、カギ校どら焼き(田川科学技術高校)、
23 年度開発中の商品	オリジナルワッフル・どら焼き・上野焼(筑豊高校)、野菜のケー
	キ(行橋高校)、米粉パン(糸島農業高校)、リンゴ天然酵母パン
	(嘉穂総合高校)、竹灰ワカメ・生のり佃煮(水産高校)、黒ダル
	マパン・木酢ゼリー (朝倉東高校)

 $^{^{(\}pm 2)}$ デュアルシステム: 産業界と学校が長期間の企業実習を通して協同で人材を育成する教育システムのこと。

22 年度までに商標登 録を終えた商品

柚胡笑(糸島農業高校)、TOYO スープ(東鷹高校)、轟関門海峡カレーパン(小倉商業高校)、秋月の星葛(朝倉東高校)、筑水乙女(久留米筑水高校)、朝のプレザーブ(遠賀高校)、合格する梅(福岡農業高校)、オーストリッキー(嘉穂総合高校)、百年の想い(筑豊高校)、キムッコリー(宇美商業高校)、旨~ころちゃん・骨~いたくん(水産高校)、レンアイ米(八女農業高校)、なぶみ(嘉穂総合高校)、てつなぎこめ子(宇美商業高校)

23 年度までの開発商 品(未商標登録)

八女農茶 (八女農業高校) 、白雪メロン (行橋高校) 、みかん de パン・みかん de メロンパン (福岡農業高校) 、ひらたっこ (折尾高校 《ひらた舟フィナンシェを名称変更》、水高コロッケ・お魚クッキー・水高バーガー (水産高校) 、瓦坂・ポメロパイン (朝倉東高校) 、お茶クッキー (八女農業高校) 、ふわふわふわりん (田川科学技術高校) 、青米パン (遠賀高校) 、富有柿ロール・ふり柿たろう・柿くるり (朝倉光陽高校)等

○ 高校生学ぶ意欲向上事業の一つである「専門高校生実践力向上事業」において、 県内の産業教育を学ぶ高校生が、日頃の学習活動や成果の発表を通して、地域社 会に対して的確な情報を提供するとともに、生徒自らが新たな可能性を発見し、 将来の自分を創造する「高校生産業教育フェア」(来場者 9,716 人)を実施しま した。

さらに、若者の製造業離れが社会的な問題となる中、工業に関する各高等学校で取り組んでいる「ものづくり学習」の成果発表の場として、「高校生ものづくりコンテスト」を実施しました。18 校 95 名の生徒が参加し、「旋盤作業」「電気工事」「自動車整備」など 7 部門で競技を行い、技術・技能水準の向上と若年技術・技能者の育成という点で大きな成果をあげました。

○ 生徒の夢や志の実現に向け、授業ではできない体験や先端技術に触れる活動など、生徒自身による自主的・創造的な取組を通して、各学校の特色化や活性化を推進するために、特色ある教育活動の経費を支援する「未来を切り拓く人材育成事業」を各県立高等学校を対象に実施しました。

また、県立特別支援学校 20 校においては、本事業を通して、地域行事への参加 やボランティア活動など、各特別支援学校の特色や幼児児童生徒の実態に応じた 多様な活動を行うことができました。

○ 生徒の就職については、各学校がキャリア教育の充実や学校を挙げての求人開拓に取り組むほか、企業の管理職経験者等を就職指導員として学校へ配置するとともに、企業が合同で行う就職面談会の開催、労働局など関係機関と連携した就職支援などに取り組みました。

【評価・課題】

- 「いきいき体験活動推進事業」での取組の成果をとりまとめた「実践事例集」 等の活用促進を通して、中学生が職場体験を中心とした体験活動に積極的に取り 組みました。今後は、各小中学校において、児童生徒が各教科等の様々な場面で の学習を通して、望ましい勤労観や職業観を身に付け、目標をもった生き方がで きるよう支援に努めます。
- 県立高等学校の生徒の進路状況は、進学については 89.3%の生徒が進路先を決定し、就職については、94.4%の生徒が就職先を決定しました。

3月までに進路決定できなかった生徒についても、卒業後も各学校において個 別面談を実施するなど、継続的な支援を行っております。

生徒の社会的・職業的な自立に必要な意欲・態度や資質、能力の育成のため、 各校における教育活動全体を通してのキャリア教育の充実、インターンシップの 推進、地域や産業界等の専門的知識を有する人材の積極的活用により、主体的な 進路選択の充実を図ることができました。

特に、インターンシップについては、平成 22 年度より 2.1 ポイント多い 94.7 %の学校が実施しましたが、更なる充実を図り、平成 26 年度までに 100% となるよう努めます。

また、産業界が求める実践力の向上については、企業と連携した教育活動が重要であり、今後も、連携企業の拡大など産学官の連携体制の強化や生徒の専門に関する知識及び技術・技能の高度化、教員等の技術力、指導力の更なる向上に努め、キャリア教育の充実を図ります。特に、生徒の就職については、平成24年度も依然として厳しい雇用情勢が予想されることから、就職指導員を早期に配置し、切れ目のない就職支援を進めるとともに、関係機関との連携を一層強め、各学校の取組を支援するほか、各学校の人材育成目標やその取組等を企業に情報提供するなどの広報活動の強化を通じて、求人応募機会の拡大に努めます。

○ 各県立学校においては、未来を切り拓く人材育成事業の実施を通して、幼児児 童生徒の主体的な活動が見られました。今後は、志や学ぶ意欲の育成、国際社会 の持続的発展を担い得る人材の育成などを中心として、これまでの取組のさらな る充実を図ります。

主要施策4 社会の変化に対応する教育の充実

【施策の基本的なねらい】

国際化の進展、科学技術の発展、環境問題や少子高齢化及び情報化等が急激に進む中で、これからの社会を支える意志と実践力をもった児童生徒を育てる教育の充実を図ります。

【施策の主な取組状況】

○ 国際化の進展に伴い、児童生徒に英語コミュニケーション能力の向上を図る必要があります。

このため、小・中・高等学校においては、外国語指導助手(ALT)の活用や 英語担当教員研修を通して、英語教育を改善・充実し、児童生徒の英語によるコ ミュニケーション能力の向上を図りました。

特に、県立高等学校においては、意欲ある生徒に高度な英語力を身に付けさせ、 海外留学や外国大学への進学を支援し、将来国際人として活躍できる人材の育成 に取り組みました。

また、重点課題研究指定・委嘱校として、県内の小学校2校を指定し、外国語活動の推進に向け研究の充実を図りました。

さらに、外国語教育における小中学校の円滑な接続を図るという視点では、研究開発学校(小学校1校、中学校1校)を指定し、ALT等の活用を通して研究を進めてきました。

ALTの配置状況

 県雇用	小中学校対象	18名 (義務教育課 1、教育センター 1、教育事務所 16)
	高等学校対象	71名 (高校教育課 1、県立高等学校 70)
市町村雇用		127 名(民間委託を含む)

重点課題研究指定 • 委嘱校

学校名	久留米市立篠山小学校、大牟田市立明治小学校
研究内容	コミュニケーション能力の素地をはぐくむ外国語活動の創造

教育研究開発 (外国語教育関係)

学校名	宇美町立原田小学校、宇美町立宇美南中学校
研究内容	外国語教育に係る小中の円滑な接続(小中連携)

○ 科学技術・情報化の進展に対応するため、全県立学校に教育の情報化推進主任 を配置し、ICT^{注1)}活用促進のための研修を通して、教職員のICT活用技術の 向上を図りました。また、従来のパソコン教室だけではなく、普通教室で活用で きるパソコンを整備し、ICTを活用した授業の充実を図るとともに、教育セン

注1) ICT: Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のこと。

ターにおいて、各学校が作成したデジタルコンテンツを収集し、その活用に努めました。また、県立特別支援学校においては、教育活動の充実を図るため、デジタル放送対応テレビを導入し、障害の種類に応じた多様な周辺機器と共に教育用パソコンを整備しました。

ICT活用研修の実施状況(全校種)

教育センターにおける研修	・専門研修(情報) ・教育の情報化スペシャリスト養成研修講座 ・教育の情報化推進リーダー養成講座 ・基本研修(初任研、5年経過研修、全員対象)
情報化推進主任による校内研修	全職員対象(県立高等学校で実施)

学校におけるICT環境の整備状況(H23.3.1現在) <全校種の合計>

	コンピュータ1台当た	普通教室における	超高速インターネット	教員の校務用コン
区分				
	りの児童生徒数	校内LAN整備率	接続率	ピュータ整備率
福岡県	7.7人/台	76.9%	73.8%	100.7%
全国平均	6.6人/台	82.3%	67.1%	99. 2%
国の目標値	3.6人/台	概ね 100%	概ね 100%	教員1人1台
				(100%)

文部科学省調査より

教員のICT活用指導力(H23.3.1現在)<全校種の合計>

区分	教材研究・指 導の準備・評 価などに I C Tを活用する 能力	授業中にIC Tを活用して 指導する能力	児童・生徒の ICT活用を 指導する能力	情報モラルな どを指導する 能力	校務にICT を活用する能 力
福岡県	75.0%	60.9%	60.9%	70.9%	69.1%
全国平均	76.1%	62.3%	61.5%	71.4%	72.4%
国の目標値	概ね 100%				

文部科学省調査より

情報モラルに関する指導を実施した学校の割合

年 度	小学校	中学校
平成 22 年度	99.0%	100%
平成 23 年度	98.3%	100%

- 小・中・高等学校においては、主に総合的な学習の時間において、体験的な学習や横断的・総合的な学習、探求的な活動を通して、変化の激しい社会に対応して児童生徒が自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するよう指導の改善を図りました。
- 高等学校においては、学校設定科目の開設や、生徒が職業教育における先端技

術や地域の特色ある伝統文化などの分野における豊かな経験や知識・技術を有する社会人から直接指導を受ける事業を通して、社会の変化に対応する教育の充実に取り組みました。

取組・事業	内容例	
	・「ボランティア入門」…青豊高校など	
 学校独自の科目設定	・「福祉住環境」…大川樟風高校など	
子 () 「 一 一 一 一 一 一 一 一 一	・「リサイクル入門」…鞍手竜徳高校など	
	・「スポーツメディカル」…福岡魁誠高校など	
	・「ビジネスマナー」…行橋高校など	
九人,性川港 庭初頭東光	・「ネットワーク技術」…福岡工業高校など	
社会人特別講師招聘事業	・「伝統文化」…嘉穂総合高校など	
	・「介護・福祉」…久留米筑水高校など	

○ 消費者教育については、消費者としての適切な判断や、生活向上のための責任 ある行動ができる資質、能力を育成するために、各教科及び特別活動等において、 必要な知識を習得する教育の充実に取り組みました。また、教員を対象とした教 育センターの消費者教育指導者養成講座の実施や県立高校生を対象とした消費生 活センターの若年者啓発出前講座の活用により、消費者教育の充実に取り組みま した。

【評価・課題】

○ 小中学校における外国語教育に係る現職教員研修については、研修内容の深化とともに、小中学校での授業実践に直接結びつくなど、その成果が現れています。また、重点課題指定・委嘱校や研究開発学校指定校での研究の充実も図られています。

今後とも、研究指定校等でのより一層の研究推進が図られるよう、引き続き支援を行うとともに、各校の実践や研究成果等の他校への普及を図ります。

- 高等学校においては、ALTを活用することにより、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、生徒の英語コミュニケーション能力の向上が一定程度図られていますが、より実践的な英語運用能力の育成が必要です。このため、新学習指導要領で示された外国語教育の充実を図るため、各学校の指導者の資質の向上やALTの効果的活用を行い、生徒が英語に触れる機会を充実させるとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、生徒の理解の程度に応じた多様な教育活動に努めます。
- 小・中・高等学校では、ICT活用技術に関する研修の充実により、教員のICTを活用した指導力の向上が図られています。また、ハードウェア面での整備も進んでいます。今後は、より効果的な質の高い授業が展開できるように、各学校での実践的な授業研修の充実に努めます。
- 情報モラルに関する指導については、子どもを取り巻く社会の状況からその重

要性が一層高まり、小・中学校とも新学習指導要領総則及び道徳に情報モラル指導が明確に位置付けられ、指導を実施した学校の割合はほぼ100%となりました。

- 総合的な学習の時間において、現代社会に必要とされる国際理解、情報、環境、 福祉・健康等の課題について多様な取組を進めており、各学校において、これか らの社会に対応した実践力をもつ児童生徒を育てるよう引き続き支援を行います。
- 新しいニーズに即応した研究については、研究指定を受けた学校において高い 教育的効果を上げており、その成果を他校へ普及することが課題です。今後は、 研究指定校の実践や研究成果等の他校への普及を図るとともに、社会の動向を見 極め、本県教育課題の解決に向けて努力します。
- 消費者教育については、各教科等の取組により、児童生徒が自立した生活を営むために必要な知識を習得するとともに、各学校の消費者教育への教職員の意識を高めました。今後は、社会の動向に対応した取組を進めるよう、関係機関との連携を図り、引き続き支援を行います。

主要施策5 自立や社会参加に向けた特別支援教育の改善・充実

【施策の基本的なねらい】

障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うことにより、各自が自立し主体的に社会参加できる力を着実に育成することができるよう、特別支援教育の改善・充実を図ります。

【施策の主な取組状況】

○ 小・中・高等学校等に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への取組として「発達障害児等教育継続支援事業」を実施し、一貫した継続性のある支援体制の整備を図りました。

取 組	実 績	
専門家による巡回相談 ^{注1)} の実施	保育所 59件、幼稚園 88件、小学校 662件、中学校 133件、	
	高等学校等 41件、その他 9件	
ふくおか就学サポートノート(引	関係者が子どもの状態や支援内容・方法等の情報を共有する	
き継ぎシート)の配布	ため、検討委員会において作成し、希望する保護者、保育所、	
	幼稚園及び小・中・高等学校等に配布	
理解・啓発リーフレットの配布	トの配布 発達障害や継続支援の必要性に関する理解・啓発のため、5	
	歳児(年中児)のいる家庭、保育所、幼稚園及び小学校等に	
	配布	

※私立を含む。

※高等学校等には、県立中学校及び中等教育学校を含む。

特別支援教育体制の整備状況

項目	平成 22 年度	平成 23 年度
個別の指導計画の作成状況	44.6%	69.1%
個別の教育支援計画の作成状況	40.0%	71.7%

※「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」(卒業後まで一貫した教育支援のためのマスタープラン)を通常の学級で作成している幼稚園・小・中・高等・中等教育学校の割合

さらに、高等学校においては、各学校において気になる生徒の支援を行うための手立てを示した「サポートヒントシート」の活用や保護者向けリーフレットの配布、「特別支援教育コーディネーター^{注2)}ガイド」の提示など、特別支援教育に対する教職員、保護者の理解・啓発を図りました。

○ 小・中学校における特別支援学級及び通級指導教室の数は、年々増加傾向にあり、新しく担任となった教員を対象に、資質向上を図るため年4回の研修を行い

⁽注1) 巡回相談:障害について専門的知識をもった専門家等が、幼稚園、小・中・高等学校等を巡回し、 教員等に対して、障害のある幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する指導助言を行うこと。

^{注2)} 特別支援教育コーディネーター:学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整役、保護者に対する学校の相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営などの役割を担う教員のこと。

ました。研修内容としては、実践力の向上を目指し、教育課程の編成、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成、授業研究、特別支援学校での研修等を設定しました。

特別支援学級数

区分	小学校	中学校
知的障害	613	298
病弱・身体虚弱	9	9
弱視	6	3
難聴	15	6
自閉症・情緒障害	289	137
肢体不自由	46	15
計	978	468

通級指導教室数

区分	小学校	中学校	
言語障害	39	6	
情緒障害	22	5	
弱視	1		
難聴	8	2	
LD • ADHD	51	15	
計	121	28	
LD • ADHD	51		

(いずれも H23.5.1 現在)

○ 「特別支援学校職業教育支援事業」を実施し、高等部設置の県立知的障害特別 支援学校7校を対象として、職業教育の改善・充実を図る取組を行いました。

取 組	実 績
企業・事業所等から外部講師招聘	企業・事業所等数 57社
企来・事業別等が9万両講明指榜	指導回数 767回

○ 「特別支援学校医療的ケア^{性3)} 体制整備事業」を実施し、医療的ケアの校内体制 の整備を図りました。

取 組	実 績	
看護職員の配置	県立特別支援学校11校に17名	
運営協議会等の実施	運営協議会2回、校長部会2回	
研修会等の実施	看護職員研修会2回、教員研修会2回	

○ 「県立特別支援学校の整備に関する計画^{注4)}」に基づき、整備対象校の整備を行いました。

対 象 校	実績
平成24年度開校の太宰府特別支援学校	設立準備室の設置
十成24十度開牧の太芋州村別又抜子仪	校舎新築工事の実施

^{注3)} 医療的ケア:特別支援学校に通学する幼児児童生徒に対し、保護者が日常的に実施している医療的行為である、たんの吸引、経管栄養、導尿等の行為。

⁽平成 19 年 3 月) を受け、知的障害の児童生徒の増加及び高等部への進学ニーズの拡大、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、盲学校・聾学校・病弱養護学校の小規模化等への対応策について、平成 20 年 1 月に策定・公表したもの。

【評価・課題】

○ 小・中・高等学校における特別支援教育の体制整備は、特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会の設置が100%と定着しました。

今後は、小・中学校については、特別支援教育コーディネーターの活用や校内 委員会の機能の向上を図るとともに、高等学校については、大学生や地域住民等 による特別支援教育ボランティアの活用や社会的自立に向けたカリキュラムの研 究開発などを通じて、特別支援教育の一層の充実を図ります。

また、すべての幼稚園・小・中・高等・中等教育学校に発達障害のある幼児児童生徒が存在する可能性があるという認識のもと、一人一人のニーズに応じた一貫した「教育支援」の充実を図るため、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成を進めます。

○ 小・中学校における特別支援学級等担当教員の資質向上については、教育課程 の編成や個別の指導計画について担当者の理解が深まり、授業研究会では、担当 者が具体的な指導のイメージをとらえることができました。特別支援学級におけ る教育課程の具体化に取り組んだ実践発表等は、今後の実践意欲の向上につなが りました。

今後は、引き続き資質向上を図る研修内容の充実を図るとともに、特別支援学級等担当教員を対象にした新任担当教員研修会を実施し、一人一人の障害の状態に応じた教育課程の編成と実施について、理解促進を図っていきます。

○ 県立特別支援学校については、「職業教育支援事業」及び「医療的ケア体制整備事業」を実施しました。

「職業教育支援事業」については、企業・事業所等の新人研修担当者・実務者等を外部講師として招聘し、その知識・専門的技能等の指導助言を受け、生徒の就職に対する意欲の向上及び就労の促進を図りました。

年 度	就職希望率	就職率
平成 21 年度	30.1%	27.3%
平成 22 年度	31.3%	29.1%
平成 23 年度	29.6%	26.6%

引き続き企業・事業所等との連携を深め、外部講師として専門家(サービス業等)を学校へ招聘し、職業教育の改善・充実を図る取組を推進するとともに、生徒及び社会のニーズに応じた職業教育を実施し、就職希望率及び就職率を高めます。

「医療的ケア体制整備事業」については、運営協議会や看護職員研修等を実施し、日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が安全に教育を受けられる環境の整備を進めました。

○ 県立特別支援学校の整備に関しては、平成 23 年度に福岡特別支援学校を、平成 24 年度に太宰府特別支援学校を開校しました。今後は、平成 27 年度開校予定の直 方特別支援学校(仮称)の開校準備を関係機関と連携を図りながら進めます。

主要施策6 信頼される教職員の確保と研修の充実

【施策の基本的なねらい】

教職員として備えるべき資質・能力を有した人材確保のため、採用試験の改善や 大学等と連携した教員養成の充実に努めるとともに、教員の適切な評価及び効果的 な配置を図ります。

また、校長のリーダーシップと教員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるための研修の充実等、教員の資質向上を図るとともに、メンタルヘルス対策等、教員に対するサポート体制の充実を図ります。

【施策の主な取組状況】

○ 教員採用試験の改善については、全国的な課題として試験の透明性を高める取 組が進められており、本県においても、下記のとおり改善を行いました。

また、平成20年度から県内の小・中・高校に配置した「新たな職」の計画的な配置を進めました。さらに、懲戒処分等の事例を学校に配布し不祥事防止に努めました。

取 組	実 績				
教員採用試験の改善	 (人物評価の充実) ・民間企業人等の多様な面接員による人物評価 ・模擬授業等の実施 (透明性の確保) ・選考方法、基準を要項に明記 ・問題及び解答例の公表 ・希望者に対し試験内容の得点及び評価を通知 ・各試験の主な評価の観点の公表 				
教員の適切な評価	 ・自己評価及び業績評価の実施 ・優秀教員の表彰 (31名) 小学校 中学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校 13名 7名 9名 0名 2名 ・指導が不適切な教員への指導改善研修の実施(2名) 職場復帰 研修継続 退 職 病気休職 0名 1名 0名 				
教員の適切な評価 及び効果的な配置	・新たな職の配付副校長主幹教諭指導教諭・適材適所を旨小学校2,414名	小学校 7名 271名 39名 とした年原	中学校 6名 251名 22名	22名 158名 44名	特別支援学校 2名 18名 6名 特別支援学校 271名

- 教員の勤務環境を改善する取組として、教員のメンタルヘルスを保持するために、複数の相談窓口を設置し、精神科医や臨床心理士、教員経験者が相談に応じました。また、採用後 10 年を経過した中堅教員及び管理職を対象に、ストレスマネジメント研修を実施しました。
- 教員の資質向上を図るため、教員の経験年数や職務内容に応じた研修、職の専門性を高めるための研修の充実に向けた取組を実施しました。また、管理職の学校経営能力の向上を図るため、校長・教頭研修において組織マネジメントやコーチングに関するプログラムを取り入れるなど、管理職研修の充実に努めました。

主な教員研修

種類	内 容	実 績
基本研修	教員の経験年数及び職務に応じ	経験年数別研修:初任者研修、2年経過研修、
	て該当者が全員受講する	5年経過研修、10年経験者研修
		職務段階別研修:主任・主事研修、主幹・指導
		教諭研修、副校長・教頭研修、校(園)長研修
		等
细斑红瓜安	その時々の教育課題に基づいて	講座数:40(市町村立22、県立18)
課題研修	指定された該当者が受講する	人数:市町村立約15,000人、県立5,417人
	教育センター等で開設する講座	講座数:134
専門研修	等で個人の希望や学校の課題に	人数:市町村立延べ約3,700人、県立約600人
	応じて指定された者が受講する	
	国内外の教育施設等に希望者の	派遣先の例:県教育センター、独立行政法人教
特別研修	うち選考された者を長期にわた	員研修センター、大学、福岡教育大学附属小・
	って派遣する	中学校等
		人数:市町村立127人、県立44人

また、校内研修は、各学校における組織的研修の基本であり、教員の資質能力の向上、学校の諸課題の解決や教職員の相互啓発、相互理解の場として、授業改善や児童・生徒指導などのテーマを設定し、実施されています。

【評価・課題】

- 教員採用試験については、試験の透明性を高めるため、問題、解答例、選考方 法、選考基準及び各試験の主な評価の観点を公表する等の改善を行いました。
- 主幹教諭の組織横断的な指示・調整によって校務運営の効率化や課題対応の迅速化が図られる、指導教諭が指導助言を積極的に行うことで若年教員の授業力が向上するなどの効果がありました。一方、配置の趣旨について理解が不足しているなどの課題も見られました。
- 指導が不適切な教員に対する指導改善研修では、対象となる教員の把握・認定 を厳格に行い、職場復帰できるよう個に応じた研修内容の工夫改善に取り組んで います。
- 教員の多忙化を解消するため、効率的な校務運営の確立に努めるとともに、調

査事務の精選・合理化、月2回の定時退校日の実施等に取り組んでいます。また、 教員の超過勤務の実態は多様であるため、各学校で現場の実情に応じた超過勤務 の縮減方策を話し合い、学校全体で推進する取組を行っています。

なお、学校事務の共同実施については、教員の事務処理に係る負担の軽減につながることが期待されることから、これまで市町村に対し取組を促進してきたところであり、平成23年度からは全県的に実施されています。

また、相談窓口の利用促進や研修内容の拡充等、効果的なメンタルヘルス対策に取り組みます。

○ 教員研修については、適宜改善・充実を図りながら実施してきましたが、学校 教育における課題の複雑化や多様化など教員を取り巻く環境の変化に対応するた め、国の教員の資質向上方策の抜本的見直しに係る動向を踏まえつつ、研修の体 系的な整備について検討を行います。

主要施策7 安心して学べる学校づくりの推進

【施策の基本的なねらい】

安全で快適な学校生活を送ることができるよう、施設整備の充実を図るとともに、 地域や関係機関と連携した学校内外の安全体制の整備・充実を図ります。

また、生徒の学ぶ意欲にこたえる奨学金事業を円滑に実施します。

【施策の主な取組状況】

○ 学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。また、耐震化については、平成17年3月に福岡県西方沖地震、平成23年3月に東日本大震災が発生するなど喫緊の課題となっています。

福岡県内公立学校の耐震化の状況

平成24年4月1日現在

	全棟数	S57 以降	S56 以前(旧耐震基準)		耐震化済棟	耐震化率	4F1 > 0
校種		(新耐震基準)	耐震性有り	耐震化済			前年からの
	a	b	С	d	e=b+c+d	e/a	伸び率
小中学校	4, 883	2, 116	787	1, 212	4, 115	84. 3%	7.8%
高等学校	1, 339	713	232	223	1, 168	87. 2%	7.8%
特別支援学校	290	158	67	32	257	88.6%	5.3%

(再 掲)

このため、県立学校については県有建築物耐震対策計画^{注1)} に基づき平成 23 年度までに耐震診断(第2次診断)を実施し、平成 27 年度までに耐震化することを目標としています。

また、市町村立学校については、小・中学校施設耐震化に対する国庫補助制度等の拡充について、説明会や研修会などを通して周知を図り、その積極的な活用による耐震化の推進について指導を行いました。

県立学校に関する取組・実績

取組	実 績
耐震診断(第2次診断)	109 棟
耐震補強・改築	61 棟

^{注1)} 県有建築物耐震対策計画:県有建築物の耐震対策を推進するため、福岡県県有建築物耐震化連絡会議により平成19年3月に策定された県有建築物の耐震化に関する計画のこと。

- 「子どもの命を守る学校安全体制整備事業」を実施し、次の取組を行いました。
 - ①「教員の資質向上に向けた取組」

子どもの安全対応能力を育てるため、教員の指導力向上を図る学校安全に 関する研修会及び交通安全教育指導者研修会を教育事務所ごとに開催しまし た。(参加者:各小・中学校安全担当者、教育委員会等から合計 1,052 名が 参加。)

- ②「安全確保に向けた取組」
 - ・ 子どもの登下校中の見守り活動等を行う地域のボランティア養成講座を 学校安全に関する研修会と併せて開催しました。
 - ・ 交通安全教育の充実を図るため、参加体験・実践型指導法を取り入れたり、関係機関との連携による交通安全教室(高等学校は二輪車安全教室を含む)を実施したりするなど、児童生徒の安全対応能力の向上を図りました。 (実施校の割合:小学校98.0%、中学校53.8%、全日制高等学校94.1%)
- 地域や警察と連携した学校内外の安全体制を整備するために、学校警察連絡協議会の取組を行いました。

	県学校警察連絡協議会	ブロック学校警察連絡協議会 (両政令市・6 教育事務所で 組織)	地区学校警察連絡協議会 (警察署毎に組織)
役割	全県の活動方針の決定	・県学警連の方針の徹底・地区学警連の連携の推進	具体的な活動の推進(街頭 補導活動・研修会の実施 等)
構成	 ・各ブロックの校長代表 ・各ブロックの教育長代表 ・県警・教育庁関係各課の長 ・教育事務所長等 	・地区学警連会長 ・ブロックの教育長代表 ・ブロック内警察署長 ・教育事務所長	・域内全学校の校長及び生 徒指導担当者等・域内の教育委員会担当者・域内の青少年育成団体等 の代表・警察署長及び担当課長等

○ 奨学金事業については、経済的理由により修学が困難になることがないよう、 事業予算を確保するとともに、一人でも多くの生徒が奨学金を利用できるよう、 制度を周知するための取組を実施しました。

取 組	内 容 · 実 績 (対象)
市町村担当者説明会	生徒、保護者及び学校関係者への周知徹底(各市町村)
中学生進路相談事業	チラシを約 14,000 部配布(生徒、保護者)
各種媒体による周知・広報	県のホームページ・広報誌等で奨学金制度を紹介

【評価・課題】

○ 県立学校については、平成 27 年度までに完了するよう計画的に耐震化を実施していますが、併せて、老朽化した校舎についても順次改築・改造等の老朽化対策を進めます。

市町村立学校については、国庫補助制度等の活用について周知徹底を図り、引き続き耐震化等の推進について指導を行います。

○ 防犯教育・交通安全教育等の指導の充実を図るために、防犯教室や交通安全教室を推進しておりますが、中学校における交通安全教室の実施率に課題が残りました。引き続き、教員の指導力向上や子どもの安全対応能力の育成を目指すとともに、相次ぐ登下校時の事故を踏まえ、通学路の安全点検及び危険箇所の改善等、安全管理の視点からも児童生徒の安全確保に努めます。

なお、防災教育については、昨年の東日本大震災を踏まえ、各学校の学校安全 計画及び危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)をより実効的なものにす るための点検や見直し、マニュアルの周知や避難訓練の実施について指導します。

- 学校警察連絡協議会の取組については、各地区における街頭補導活動等を積極 的に行っており、今後も学校内外の安全体制の整備を進めるため取組の充実に努 めます。
- 奨学金事業の充実に努めた結果、平成 23 年度は、延べ 20,912 人の生徒に奨学 金を貸与することができました。

今般の経済・雇用情勢の悪化に伴う保護者の家計急変等により、多くの生徒が修学困難となることが懸念されるため、学ぶ意欲のある生徒が経済的理由で修学を断念することがないよう奨学金の貸与に必要な予算の確保に努め、奨学金事業を円滑に実施するとともに、奨学金制度の周知について、引き続き、県のホームページや県内全戸配布の県広報誌、新聞各社の「県政だより」欄などで制度の紹介を行うなど、制度周知に努めます。

また、県立高校の授業料無償化の対象とならない生徒で経済的な事情により修学が困難な者については、授業料を減免し、その修学を支援します。

主要施策8 県立高等学校改革の推進

【施策の基本的なねらい】

生徒一人一人の多様な興味・関心、能力・適性、進路希望等に応じた望ましい教育を展開するための積極的な改革を推進するとともに、入学者選抜制度の改善・充実を図ります。

【施策の主な取組状況】

○ 県立高等学校再編整備に関する第一次実施計画及び第二次実施計画^{注1)} に基づき、 平成 20 年度までに以下の新しいタイプの高校等^{注2)} を設置するとともに、北九州 地域の工業高校における学科等の再編成を実施しました。

新しいタイプの高校等の設置

開校年度	学 校 名	形態	再 編 校
20 年度	朝倉光陽高校	総合型	朝倉農業、朝羽
17 年度	門司大翔館高校	全日制単位制	門司商業、大里
	福岡講倫館高校	総合学科	西福岡
	浮羽究真館高校	普通科総合選択制	浮羽、浮羽東
	田川科学技術高校	総合型	田川農林、田川工業、田川商業
	嘉穂総合高校	総合型	山田、嘉穂工業、嘉穂中央
16 年度	育徳館中学校	中高一貫	豊津
	門司学園中学校	中高一貫	門司、門司北
	輝翔館中等教育学校	中高一貫	黒木
15 年度	青豊高校	総合学科	築上東、築上中部、築上北
	ひびき高校	定時制単位制	戸畑中央
	福岡魁誠高校	総合学科	粕屋
	大川樟風高校	総合型	大川、大川工業
	ありあけ新世高校	総合学科	三池農業、大牟田南、大牟田商業
	鞍手竜徳高校	総合学科	筑豊工業、西鞍手、鞍手農業、鞍手商業

工業高校における学科等の再編成の実施

実施年度	学 校 名	
19 年度	小倉工業高校、戸畑工業高校、八幡工業高校	

^{注1)} 県立高等学校再編整備に関する第一次実施計画及び第二次実施計画:社会の変化に対応し、県立 高等学校教育をより魅力あるものとするために、平成12年12月及び17年3月に福岡県教育委員 会が策定した行政計画のこと。県立高等学校における再編整備を実施するための具体的計画を示 している。

⁽注2) 新しいタイプの高校等:生徒の興味・関心や進路希望等の多様化が進む中、高等学校教育に対する期待や要望に適切に対応するため、従来の学校・学科にはない新しいシステムを有する学校のこと。総合学科高校や単位制高校、中高一貫教育校などがある。

○ 入学者選抜においては、受検生の多様な個性を様々な角度から評価するため、 推薦入学制度や各校の特色に応じた学校独自の面接、作文又は実技を行う個性重 視の特別試験等を引き続き実施するとともに、従来の学力検査問題では測り難い 生徒の能力・適性を判定するため、理数科等における学力検査の追加問題(数 学)を実施しています。

平成24年度入学者選抜における主な取組

取 組	内容	実施校数
推薦入学	中学校長から提出された書類及び面接等の結果を	全校
	もとに総合的に選考	主权
個性重視の特別試験	各校の特色に応じた独自の面接、作文又は実技を	48 校
	実施	46 仪
学力検査における特定	学科・コースの教育課程の特色にふさわしい生徒	
教科の加重配点	の入学希望が生かされるよう、特色に応じた教科	22 校
	の得点を加重	
調査書における特定教	学科・コースで重視される能力・適性等を見るに	10 校
科の加重評価	ふさわしい教科の評定点を加重	10 10
学力検査の追加問題	従来の学力検査に加え、数学の追加問題を実施	4校

【評価・課題】

○ 生徒の興味・関心、能力・適性、進路希望等に、より適切に対応していくため に、新しいタイプの高校等の設置を推進するなど、学校選択時や入学後の生徒選 択幅の一層の拡大に取り組み、より柔軟で弾力的な教育システムの整備を行いま した。

各学校から、多様な選択教科・科目の設置によって生徒の主体的な科目選択が可能となるとともに、履修形態・方法の弾力化が図られたことで生徒の意欲や主体性が高まっている等の状況が報告されています。第3期生が卒業した中高一貫教育校3校(育徳館、門司学園及び輝翔館)においても、生徒の希望や適性に応じた進路実現の面で高い実績を上げました。

今後も、魅力ある学校づくりを進めるため、学校の教育活動の状況について調査・把握、検証を行い、目指す教育の実現に向けた支援を行います。また、新たな中高一貫教育校の配置について、教育の機会均等の観点から未設置地区である福岡地区と筑豊地区に、それぞれ1校程度整備することとしており、平成24年度は実際的な研究を行う高校を、未設置地区の中から指定します。

○ 入学者選抜制度については、面接や作文などを行う個性重視の特別試験や学力 検査の追加問題実施をはじめ、各学校・学科の特色や求める生徒像に応じて、学 力検査だけでは測り難い志願者の能力・適性を適切に判定し、その個性や学習意 欲等を重視する新たな選抜方法の拡充に努めます。

主要施策9 地域に開かれた学校づくりの推進

【施策の基本的なねらい】

家庭や地域との連携・協力による学校づくりを推進します。

また、保護者や住民の意向を把握し、学校運営に反映させるシステムづくりを推進します。

【施策の主な取組状況】

○ 地域に開かれた特色ある学校づくりを推進し、学校運営の改善のために、学校の自己評価^{注1)}、学校関係者評価^{注2)}を実施し、保護者や住民の意向を学校運営に反映させるために学校評議員制度^{注3)}の推進を図りました。

取 組		小学校	中学校	県立高等学校
学校評価	学校の自己評価	100%	100%	100%
	学校関係者評価	100%	100%	100%
学校評議員制度		88.9%	88.2%	100%

実効ある学校評価システムの構築のため、文部科学省が作成・配布している「学校評価ガイドライン(改訂版)」の活用促進や啓発を図りました。また、管理職研修等の場で「学校評価」に基づく学校改善の協議を実施しました。

このほか、学校とその設置者の責任の下で、必要であると判断された場合には、 第三者評価^{注4)}が実施されています。

また、平成 24 年 4 月 1 日現在で、学校運営協議会^{注5)} (コミュニティ・スクール) の指定を受けている学校は 60 校です。

○ 学校からの求めに応じて地域の人材等を学校応援ボランティアとして活用し、 学校教育活動の充実を図りました。

- (注2) 学校関係者評価:学校が行った自己評価を、学校に関係を持つ校区の保護者等で構成した委員会が評価するもの。委員会は、教育活動を実際に観察したり、教職員や児童生徒と意見交換したりしながら、学校の自己評価の妥当性や信頼性を評価する。評価結果は学校の設置者に報告する義務がある。
- (注3) 学校評議員制度:校長の推薦と教育委員会の委嘱によって選任された学校評議員が、校長に対して学校経営や教育活動に対する意見具申を行い、学校改善に繋げていくことを目的とした制度。
- (外部評価)を補い、学校運営の質を高めることを目的として、その学校に直接かかわりをもたない専門家が、自己評価及び学校関係者評価の結果等も資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的(第三者的)に行う評価。法令上、実施義務や実施の努力義務を課されているものではない。
- ^{注5)} 学校運営協議会:教育委員会が個別に指定する学校(指定学校)ごとに、当該学校の運営に関して協議するために置く機関のこと。保護者や地域住民等、教育委員会が必要と認めた者から構成される。

^{注1)} 学校の自己評価:学校が課題に応じて設定した目標や計画等に対して、自ら評価を行うもの。評価結果を学校の設置者に報告する義務がある。

○ 「県立学校体育施設開放事業」については、県民のニーズにこたえるため、全 県立学校を開放の対象とし、屋外運動場等を学校教育活動に支障のない範囲で開 放して、事業の推進を図りました。

開放実施校	開放回数	延べ利用人数
37 校	2, 365 回	88,453 人

【評価・課題】

○ 小・中学校については、学校の自己評価及び学校関係者評価の実施率は100%を 達成しています。学校評価の客観性をより高めるための第三者評価については、 国の動向を踏まえ、適宜情報提供を行います。

また、文部科学省の「コミュニティ・スクール推進事業」の委嘱を受けるに当たり、学校運営協議会が学校の教育活動や学校運営に関して、地域住民のニーズを反映させる等の主体的なかかわりをつくることができるように、推進状況を確認し、適宜情報提供を行います。

県立高等学校については、すべての学校で学校の自己評価、学校関係者評価及び学校評議員制度を実施しており、地域に開かれた学校づくりや、地域の声を反映した学校運営が図られるなどの効果がみられます。今後の課題として、学校の自己評価の計画及び結果について、数値目標を明示して分かりやすくしたり、ホームページ等に速やかに掲載したりするとともに、学校運営に的確に反映させていくなどの学校の自己評価の改善や、学校関係者評価による教育活動等の一層の活性化を図る必要があります。また、第三者評価についても、その在り方について国の動きを踏まえつつ、検討を進めます。

今後とも、学校が、教育内容や子どもの実態等を家庭や地域に発信するなど、 開かれた学校づくりを進めることにより、学校への理解を深め、学校・家庭・地域の連携体制を強化します。

- 学校を応援する取組については、学校を支援する体制が整い、学校教育活動の 充実とともに教員の子どもと向き合う時間の拡充が図られています。今後は、学 校応援活動の更なる充実を図るとともに、事業の成果を広報・啓発するほか、知 事部局とも連携・協力を図りながら、地域の人材の活用による学校支援が広がる よう努めます。
- 「県立学校体育施設開放事業」については、開放校数に変化はないものの、利用人数は約1万6千人増加しており、開放校については、地域のニーズに対する対応が推進されていると考えられます。今後、県立学校に対して本事業の趣旨の周知徹底を図り、県民のニーズに応じた更なる施設開放を促進します。

柱2 豊かな人間性や志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進

子どもたちが、志をもって意欲的に学び、自律心と思いやりの心をもってたくましく生きていくため、学校・家庭・地域が協働しながら「福岡がめざす子ども」を育成する教育力向上福岡県民運動を推進します。

また、いじめ、不登校、問題行動等諸課題の解決に向けた取組を通じて、児童生徒がいきいきと過ごせる学校づくりを推進します。

さらに、家庭や地域が中心となって推進している「青少年アンビシャス運動」等を学校と 連携を図りながら推進し、家庭や地域の教育力向上を支援します。

主要施策1 道徳性を養う心の教育の充実

【施策の基本的なねらい】

他人を思いやる心や、公共のためになることを大切にする心を身に付けることができるよう、教育活動全体を通じて、道徳性を養う心の教育の充実を図ります。

【施策の主な取組状況】

○ 基本的な生活習慣や社会生活上のきまりを身に付け、他人を思いやる心を養う ために、学校の全教育活動における道徳教育の充実が極めて重要です。

このため、小・中学校における道徳、特別活動、総合的な学習の時間の教育活動を充実させるために、道徳教育総合支援事業を実施し、各教育事務所のモデル校を中心に実践的研究を行うととももに、その成果を普及・啓発する「道徳教育実践ハンドブック」を作成・配布しました。

また、学校や地域における道徳教育推進の核となる指導者を養成するため、道徳教育地域指導者研修を行いました。

- ・「道徳教育実践ハンドブック」の配布 県内各小・中学校4冊(政令市を除く)
- 道徳教育地域指導者研修

目的	養成状況	養成後の活用
現在の道徳教育の	平成 17 年度から開始し、	・各小中学校の道徳教育推進教師
指導者に求められ	7年間で 168 名の地域指導	・各教育事務所での初任者研修の講師
る知識、技能を身	者を養成。	・地域の道徳教育のリーダー(教科等研
に付けること	各教育事務所から小学校 2	究会等の研究団体のリーダー)
	名、中学校2名を選出し、	・福岡県教育センター等での研修講師、
	年6回研修を開催。	指導助言者 など

○ 県立高等学校では、教育活動全体を通して道徳教育を実施して生徒の道徳性を養うとともに、ボランティア活動を教育課程の中に位置づけ、1年生を対象とした「県立学校集団宿泊体験事業(克己心育成のための宿泊体験)」や、「未来を切り拓く人材育成事業」等の実施により、多様な体験活動や地域に貢献する様々な取組(高齢者施設への訪問・交流、地域における清掃・緑化・リサイクル活動等)を通して、豊かな人間性の育成に努めました。

ボランティア活動の内容	学校数
高齢者福祉施設・保育所等との交流活動	22 校
地域環境美化活動	96 校
花いっぱい運動、プランターの寄贈・設置	15 校
地域と連携した講習会の開催	21 校
ベンチ・テーブル等の製作・設置	4校

【評価・課題】

○ これまで道徳教育を推進するための取組を進めてきましたが、例えば、福岡県における学力・学習状況調査では、「学校のきまり(規則)を守っていますか」という問いに対して、小学生の約88%、中学生の約90%が「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答しており、平成19年度以降、高まる傾向が見られます。今後も、平成23年度に配布した「道徳教育実践ハンドブック」や平成22年度に配布した「ふくおか郷土資料」の活用により、人を思いやる心をはじめ、道徳性を養うための効果的な実践活動の充実に努めます。

また、道徳教育推進の核となる指導者を養成する研修「道徳教育地域指導者研修」を継続し、学習指導要領(道徳)の趣旨を踏まえた道徳教育の推進に向け、研修内容について充実を図ります。

○ 高等学校については、生徒自身の道徳性を高める上で、ボランティア活動などの実体験を通じた教育活動が重要であり、今後とも各学校の特色を生かした学校と家庭、地域社会との連携による体験活動の充実を図ります。また、平成22年度から、すべての学校で道徳教育の全体計画及び年間指導計画を作成していますが、本年度も、計画的かつ効果的な道徳教育が実現できるよう道徳教育推進体制の充実や教育内容の改善を図ります。

主要施策2 自立心をはぐくむ体験活動の充実

【施策の基本的なねらい】

将来に対する目的意識や社会性、主体性等を培うための体験的な活動の充実を図ります。

【施策の主な取組状況】

○ 県立高等学校等の1年生を対象に、自分の限界を乗り越えようとする意欲、社会に貢献する意志、リーダーシップ、自尊感情などを向上させるために「県立学校集団宿泊体験事業(克己心育成のための宿泊体験)」を実施しました。

県立学校集団宿泊体験事業の概要

学校・学年	県立高等学校等の1年生	
	○ 志をもって意欲的に学び、自律心と思いやりの心をもつ、たくましい子	
事業の目的	どもの育成	
	○ 集団体験活動を通じて、自尊感情や社会性を高める	
体験の種類及び	○ 各学校の特性を生かして、心を鍛える集団宿泊訓練を実施	
内容	クロスカントリー、登山、ボランティア活動等	

〇 子どもたちに、学校外の下校から登校までの生活の場を提供し、日常的な生活 技術を習得させることを目的に「通学合宿推進事業」を 113 地区で実施しました。 (平成22年度:100地区)

	各市町村1小学校区に設置される実行委員会に委託し、集団で登下校を	
事業の概要	行う小学校1年生から6年生までのグループを対象に、地域の公民館等を	
	利用して、6泊7日以上の通学合宿を年間2回実施する。	
実行委員会の構成	株成 公民館関係者、婦人会等各種団体の代表者、社会教育行政関係者等	
具体的活動内容	日常生活に関する活動(炊飯、遊び、入浴、洗面、清掃、洗濯、学習等)	

○ 児童生徒の体験活動の充実を図るために、学校外において、次の事業を実施しました。また、県立社会教育施設^{注1)}において、子どもを対象にした活動を実施しました。

^{注1)} 県立社会教育施設:社会教育に関するサービスを行うために、県が設置する図書館、美術館、社会教育総合センター等の教育施設のこと。

事 業 名	取 組 内 容 ・ 実 績
地域活動指導員 ^{注2)} 設置事業	・子どもの体験活動の充実に向けた指導助言等を行う。・家庭や地域の教育力の向上に資する事業、人権教育の推進等の企画運営を行う。・57市町村が地域活動指導員を設置(計 181 人)
障害児体験活動支援事業	・青少年教育施設での障害児を対象とした宿泊体験活動 ・小学生ボランティア、大学生ボランティアが障害児の体験 活動をサポート ・延べ 140 名参加

【評価・課題】

- 「県立学校集団宿泊体験事業(克己心育成のための宿泊体験)」については、 平成 20 年度まで実施した「規律と友情の体験学習」の成果と課題を踏まえ、体験 活動の充実を図る取組を実施しました。集団宿泊体験等により、自分の限界を乗り越える強い意志を育み、団体生活を通じて規則を学び、規律ある生活態度を体 得することで、規範意識の醸成と協調と奉仕の精神を養うことができました。今 後は、これらの目的に加え、自助と共助の精神を育むことで人間関係づくりを学 ぶ取組を進めます。
- 通学合宿では、異年齢の子どもたちが、地域の公民館等の施設に1週間宿泊し、炊事、洗濯、掃除等の日常生活を自分たちで行いながら学校に通うことで、日常の生活技術の習得はもとより、自主性や協調性を育む上で成果があったとの報告を受けています。また、本事業には、特に炊飯やもらい湯等について多くのボランティアが関わっており、活動の支援を通して地域の子どもは地域で育てる気運づくりにもつながっています。今後は、より多くの子どもへの体験活動を行うためにも、未実施校区への成果や教育的効果等の周知・広報による取組の拡充が課題であり、さらなる体験活動の充実を図ります。
- 地域活動指導員の効果的な活用により、各地域において子どもの体験活動の充実に向けた取組が行われており、他者への思いやりや積極性などがみられるようになりました。また、障害のある子どもの自立支援に向けた発展的な体験活動プログラムを構築し、参加者や保護者のニーズに応じた事業が実施できました。

今後は、こうした子どもの自立に向けた取組の成果等を踏まえ、子どもの自主性を尊重した自発的・能動的な活動や宿泊生活体験等、自尊感情や規範意識を高める体験活動の充実を図ります。

^{注2)} 地域活動指導員:各市町村教育委員会が、教育に関して豊かな見識と意欲を有すると認められる 者の中から任命し、地域の様々な生活体験活動、社会体験活動、自然体験活動等の充実を図る活動を行う。

主要施策3 健やかな心身をはぐくむ健康教育の充実

【施策の基本的なねらい】

性や心の健康問題、薬物乱用等、健康に関する現代的な課題に対応するとともに、 学校安全や食に関する指導を充実することで、生涯を通じて健康で安全な生活を送 ることができるよう、健康教育の充実を図ります。

【施策の主な取組状況】

○ 本県におけるシンナー等薬物乱用の現状は、12 年連続全国ワースト1位という 憂慮すべき状況が続いていることから、児童生徒が薬物を断り、薬物に手を出さ ない実践力を高めることができるよう、各学校に対し薬物乱用防止教室を年1回 以上開催するように指導するとともに、教員を対象とした参加体験型の指導法の 研修会を実施するなど、参加体験型学習の普及を図っています。

平成 23 年度の薬物乱用防止教室の実施率は、小学校 87.4%、中学校 94.4%、 高等学校 100%です。

また、県保健医療介護部薬務課との共催で、小・中・高等学校・特別支援学校の教員等を対象とした研修会を開催しました。

○ 生徒や保護者等の性や心の健康問題の解決を図るため、全県立高等学校(全日制・ひびき・博多青松)、輝翔館中等教育学校(後期課程)を対象に専門医(産婦人科医、精神科医)による講演会や相談を実施しました。

科名	学校数	実施回数	実施内容			実施率
	村名 子仪剱		講演回数	相談回数	相談人数	実施校/95 校
産婦人科	81	97	36	61	255	85.3%
精神科	72	121	12	109	462	75.8%

(講演:11,658人、相談:717人、合計12,375人)

○ 学校における食に関する指導の充実に向け、栄養教諭^{注1)} の配置促進や、食に関する指導の年間計画の作成促進等に取り組みました。その結果、平成 23 年度までに県下で 227 名の栄養教諭が配置されるとともに、小学校の 98.7%、中学校の 95.0%で年間計画が作成され、食に関する指導が計画的・系統的に行われるよう指導を徹底することにより、食中毒の防止等学校給食の安全を確保する

^{注1)} 栄養教諭: 平成17年4月に新たに設けられた教育職。学校教育法では、「児童・生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。」と定義されており、学校栄養職員^{注2)} の職務内容に加えて、食に関する指導(食に関する指導の連携・調整、教科等における指導、個別相談指導)を行うこととされている。

⁽学校栄養職員:学校給食の専門的事項(学校給食に関する基本計画への参画、栄養管理、学校給食 指導、衛生管理、検食等、物資管理、調査研究等)が職務内容として位置づけられている。特に、 学校給食を中心とした指導においては、学校栄養職員の専門性を活用することが求められている。

ことができました。

○ 学校においてアレルギー疾患の児童生徒へ適切に対応するために、文部科学省 主催の普及啓発講習会への受講を促進し、「学校生活管理指導表(アレルギー疾 患用)」や「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(財団法人 日本学校保健会作成)を効果的に活用するよう対応の充実を図りました。

【評価・課題】

○ シンナー等乱用少年の検挙者数は毎年減少しており、各学校における薬物乱用 防止教室の開催や参加体験型学習の実施は、一定の成果がありました。

しかし、依然シンナー等乱用少年の検挙者数は全国ワースト1位である現状を 踏まえ、小学校段階からの薬物乱用防止教育の充実について指導して参ります。 また、薬物に関する最新情報や効果的な指導法を習得する研修会の充実を図りま す。

- 性や心に関する講演会や相談の実施により、「生徒に正しい知識等が深まった」、「生徒本人の考え方、行動等に変化が見られた」等の評価を得ました。また、「学級担任や養護教諭等の考え方、指導方法、指導内容が変わった」、「保護者に変化が見られた」等、指導助言による生徒支援という観点からの評価を得ています。心の相談については、「病院や相談機関等への受診や相談をした」という生徒の割合が9.8%となっており、専門家による相談や治療に繋がっています。各学校において、性や心の問題に対する早期発見・早期対応の取組の促進を図るとともに、単に講演会や相談の実施だけではなく、専門医から指導を受けたことを全職員で共通理解を図る等、組織的な体制整備を継続的に指導していきます。
- 学校における食に関する指導は年々充実してきています。さらなる充実に向けて、食に関する年間指導計画が、全学校で作成され、積極的に活用されるように引き続き取り組みます。また、指導の中核となる栄養教諭の配置促進に伴い、学校内の指導体制が充実するなどの成果が上がっており、今後も配置の拡大を図ります。

なお、本県では、学校給食における食中毒は近年発生していませんが、今後とも、衛生管理についての指導を徹底するとともに、関係機関と連携して食材検査を実施するなど、食の安全確保を図ります。

○ 学校において「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(財団法人日本学校保健会作成)が効果的に活用されることでアレルギー疾患の児童生徒へ迅速かつ的確な対応が行える体制が整備されました。今後は更に学校医や保護者と連携を取りながら、教職員全員で情報を共有し、個々の児童生徒の実態に応じた対応をするよう指導していきます。

主要施策4 生きる力の基礎を育てる就学前教育の振興

【施策の基本的なねらい】

生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、家庭・地域社会と連携を図りながら、 幼児教育の振興や子育てに関する学習機会の充実を図ります。

【施策の主な取組状況】

○ 幼稚園の教員研修を実施し、教員の資質向上を図ることにより、幼稚園の役割 や幼稚園・保育所・小学校の連携^{注1)} の必要性等への理解を深めました。

新規採用教員研修	園外研修9日、園内研修11日			
管理職研修	1日			
10 年経験者研修	園外研修4日以上、園内研修8日以上			

(政令市、国立、私立を含む)

○ 幼稚園・保育所と連携した授業を実施した小学校の割合は、以下のとおりです。

年 度	小学校		
平成 22 年度	64.6%		
平成 23 年度	88.4%		

また、幼稚園教育の振興・充実を図るため、国が指定する幼稚園教育理解推進事業を実施しました。具体的には、幼稚園教育課程研究協議会、保育技術協議会、園長等管理・運営協議会の3つの協議会において、特色ある教育課程の編成、幼稚園における食育や特別支援教育の推進及び幼稚園における学校評価等についての理解を深めました。

この3つの協議会には、公立幼稚園だけでなく、私立幼稚園や保育所、認定子ども園、行政関係者など、延べ1,000名が参加し、講義や協議を通して幼稚園教育への理解を深めました。

○ 県立社会教育総合センターにおいて「ふくおか子育て支援フォーラム 2011」を 開催し、子育て支援者や団体等を対象に、子育て関係者の学習・交流の場と機会 を提供し、子育て支援関係者のネットワークを広げ、活性化を図りました。

実施期日	参加人数・団体
10月23日	参加人数 144名 【内訳】 ・ 行政関係 31名 ・子育て支援団体関係 25名 ・ NPO団体 2名 ・子育て支援センター 4名 ・ 学校関係 7名 ・学生 18名 ・一般 15名 ・子ども 9名 ・ 報告者関係 17名 ・ボランティア 8名 ・ 実行委員 8名

^{注1)} 幼稚園・保育所・小学校の連携:幼稚園と保育所の幼児同士や、幼児と小学校児童の交流の機会を設けたり、幼稚園・保育所・小学校の教師が相互に意見交換する場や合同の研究の機会を設けたりすること。

また、県立社会教育総合センターが運営する子育てに関するホームページ「ふくおか子育てパーク」では、子育てに携わる人を対象に、子育て講座やイベント情報などを掲載するとともに、サイト利用者同士が情報を交換する子育てWEB講座や子育てコラム等を提供しました。ホームページのアクセス件数は、822,891件でした。

○ 家庭教育や子育てに不安を抱える保護者を対象に電話相談(「親・おや電話」)を実施しました。相談内容としては、しつけ・養育、家族関係・親子関係、交友関係、進路相談で70.8%を占めています。

また、ホームページ「ふくおか子育てパーク」においても同様に、パソコン・ 携帯電話によるメール相談を実施しました。

取 組 内 容	実 績
「親・おや電話」	平成 23 年度件数
実施時期:毎週 月~土曜日	596 件
実施時間:9時~17時 相談員による電話相談	※うち、乳幼児対象
17 時~ 9 時 留守番電話とFAXで対応	109 件
「ふくおか子育てパーク」におけるメール相談	平成 23 年度件数
「かくねが丁月(ハーク」におりるメール相談 	27 件

【評価・課題】

- 幼稚園教育要領に示された内容のさらなる周知と幼稚園教育の振興・充実を図るために、教育課程研究協議会、保育技術協議会及び園長等管理運営協議会を実施します。講義や協議を通して、幼児の協同性を育む保育の在り方、幼稚園・保育所・小学校の連携及び子育て支援、預かり保育等についての理解を深めていきます。
- 幼稚園・保育所との連携した授業を実施した小学校の割合は、平成 22 年度に比べて増えています。これは、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び小学校学習指導要領には、幼稚園・保育所・小学校の連携や交流について明記されており、これらを積極的に推進していこうとする表れだと思われます。幼児にとっては、小学校の環境に実際に触れ、小学校児童と共に活動することにより入学に対する不安を解消し、小学校への期待を高めることができ、小1プロブレムの解消にもつながり、また、児童にとっても、学習を通して自分自身の成長に気づき、思いやりの心をはぐくむことにつながります。

今後も、幼児教育と小学校教育との接続を円滑にして教育効果を高めるためには、学びの連続性や授業で育てたい力を明確にして、それぞれの教育課程に位置付けることや、指導者相互の意見交換等の合同研修会の機会を増やすこと等を通して組織的な連携を図る必要があります。

○ 子育て関係者を支援する取組の実施により、行政や民間の子育て支援者等を含めた子育て関係者のネットワークが広がりました。今後も、子育て関係者に対する学習・交流の場を提供し、ネットワークづくりの支援や子育てグループの企画力等の育成に努めるとともに、子育てグループの特色ある取組事例等の情報をホームページに掲載するなど、情報提供に関する取組の充実を図ります。

○ 社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育でに不安や悩みを持ったり、孤立する傾向にある保護者などから、電話と電子メールによる相談がありました。 利用者の多様化するニーズへ対応するため、電子メールによる相談体制の充実及び周知を図るとともに、悩みの解決につながる相談ができるよう相談員の資質向上に努めます。

主要施策5 家庭・地域・学校における読書活動の推進

【施策の基本的なねらい】

「福岡県子ども読書推進計画^{注1)}」に基づき、読書に親しむ態度の育成を図り、豊かな感性や創造力を育てる読書活動を推進します。

また、図書館のネットワーク化を含む図書館機能の充実を図ります。

【施策の主な取組状況】

- 家庭・地域・学校での子どもの読書活動の推進を明確に位置づけ、施策推進の ための基本方針を示す「福岡県子ども読書推進計画」に基づき、施策の総合的か つ計画的な推進に努めました。
- 子どもたちの読書活動の充実に向け、活動の指導や支援に当たる読書ボランティア及び指導者の資質向上を図る研修を実施しました。

取 組	実績		
市町村図書館職員等研修	全12回実施、延べ704名の参加		
子ども読書推進ボランティア活動支援事業	人4回安佐 びい150 夕の名地		
スキルアップ講座(青少年読書推進を含む。)	全4回実施、延べ152名の参加		
子ども読書推進ボランティア活動支援事業	人4日安长 75% 000 左の名間		
読書講演会(青少年読書推進を含む。)	全4回実施、延べ682名の参加		

また、県内の読書ボランティアの実態把握に努め、読書推進ボランティア団体情報の共有化を図り、読書ボランティアに対して事業や研修等の情報提供を行うなどの活動支援を行いました。

- 小学校における読書活動の充実と読書習慣の定着を図るため、平成 23 年度から、 読書の楽しさや素晴らしさを友だちに伝える小学生読書リーダーを小学校に養 成・配置する「小学生読書リーダー活動推進事業」を実施しました。平成 23 年度 は、「福岡県小学生読書リーダー」を 311 名養成し、145 校に配置しました。
- 県立図書館では、学校での読書活動、学習を支援するために、あらかじめ設定したテーマごとに「学校貸出図書セット」を作成し、小・中・高等学校へ貸し出しました。平成23年度現在、小学校向け83セット、青少年向け29セットが利用可能で、26回(1,040冊)の利用がありました。

^{注1)} 福岡県子ども読書推進計画:平成 13 年 12 月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、福岡県が 16 年 2 月に策定した行政計画(22 年 3 月に改訂版を策定)。家庭・地域・学校等での子どもの読書活動の推進を明確に位置づけ、施策推進のための基本的方針を示している。

○ 小・中・高等学校では、12 学級以上の学校で司書教諭注2) を全校に配置し、読書 指導の充実に向けて、司書教諭講習を開催し、司書教諭の資質向上のための研修 を行うとともに、有資格者の確保に努めています。なお、平成 23 年 5 月現在の調 査では、小・中学校(政令市を含む)では 2,198 名、高等学校では 253 名の司書 教諭の有資格者がいます。

小・中学校においては、日常的・継続的な読書活動の推進を図るため、学校に おける学校図書館利用や読書指導の時間を位置づけた年間指導計画の作成の促進 を図りました。

また「子ども読書の日 $^{\pm 3}$ 」における読書啓発活動を推進するとともに、毎日始業前の 10 分間の読書活動 $^{\pm 4}$ や様々な本の紹介を行うブックトークの実施など、読書活動の充実に取り組みました。

(平成23年5月現在)

項目	小学校	中学校	県立高校
毎日、始業前の10分間の読書活動を位置づけている	591 校	257 校	71 校

調査校数:小学校 749 校、中学校 340 校(政令市を含む)、県立高校 95 校(輝翔館中等教育学校を含む)

○ 県内図書館間の連携・協力・ネットワーク化を推進し、サービス向上に努めま した。

取 組	実 績
「福岡県図書館情報ネットワーク」による県内図書館・	ネットワーク参加:54 市町村
図書室間の図書資料の相互貸借注5)及び横断検索注6)シ	うち、横断検索サービス参加
ステムの構築	: 42 市町村

⁽注2) 司書教諭:学校図書館法の規定により、12 学級以上の学校に設置が義務づけられている学校図書館の専門的職務を掌る教諭。司書教諭講習を修了した教諭をもって充て、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等、学校図書館の運営・活用等の中心的な役割を担う。

^{注3)}子ども読書の日:「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 10 条で定められた日 (4月 23日)。子どもの読書活動について国民の関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられている。国及び地方公共団体は、その日に趣旨にふさわしい事業を実施することが求められている。

^{注4)} 10 分間の読書活動:学校で、朝のホームルームや授業が始まる前に、児童生徒及び職員が読書する 10 分程度の時間を設定し、静かな雰囲気の中で本を読む活動。読書が好きになる児童生徒が増えるだけでなく、学級や学校に落ち着きが出るなどの効果も期待される。

^{注5)} 相互貸借:図書館が利用者の求める資料を所蔵していない場合、他の図書館から借用して利用者 に提供すること。

^{注6)} 横断検索:図書館資料を検索するときに、インターネットで公開している複数の図書館の蔵書データの中から、一度に検索すること。

【評価・課題】

○ 「福岡県子ども読書推進計画」については、県内の子どもの読書活動の推進状 況等を踏まえ、改訂版を平成21年度末に策定しています。

子どもの読書活動を推進するに当たっては、今後も学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携・協力を図るとともに、関係者が相互に成果や課題等を検証する情報交換を行い、総合的な推進体制の整備に努めます。

また、読書ボランティア活動支援事業においては、平成23年度は外部の著名な講師によるスキルアップ講座や読書講演会を実施し、質の向上を図り、受講者からの好評を得ました。今後も内容のより一層の充実を図り、「本の読み聞かせ」活動等を通して読書ボランティアの活用を進めるなど、読書環境の整備に努めます。

- 「小学生読書リーダー活動推進事業」においては、その活動の場を学校に設定したことで、公共図書館と学校図書館の連携を図ることができました。読書リーダーを中心に本の紹介や図書館の環境整備を行ったことにより、それぞれの学校の読書活動が活性化し、児童の読書への関心や意欲が高まりました。さらに、事業に参加した市町村で、平成24年度から市町村独自で同様の講座を実施するといった広がりもみられます。今後、事業のより一層の広報・啓発に努めるとともに、養成した小学生読書リーダーの活動の場の拡充や、学校での活動を把握し、その支援に努めます。
- 司書教諭講習については、計画的に実施することができましたが、今後は、有 資格者の異動や退職が見込まれること等に留意しながら引き続き充実するよう取 り組みます。

また、学校図書館などを計画的に利用できるように利用計画を立て、国語科の 授業を中核としながら、その他の教科等においても、読書指導や読書活動が充実 するように、指導計画の立案と実施をさらに推進します。

- 県立高等学校においては、約8割の学校で、読書の時間を学校教育活動の中に 位置付けており、継続的な読書活動を進めたことにより、読書習慣の定着に一定 の効果を上げています。今後とも、学校における 10 分間読書や定例的な読書活動 などが、更に多くの学校で実施されるよう指導するとともに、司書教諭を活用し て、学校図書館の計画的な利用に向けた取組の充実を図ります。
- 県内図書館間の連携・協力・ネットワーク化については、県民のニーズに的確 に対応するため、市町村立図書館等との連携を強化し、収集・整理した広範な資 料や情報を迅速かつ適切に紹介・提供していきます。

主要施策6 いじめ・不登校問題等の解決に向けた体制の充実

【施策の基本的なねらい】

社会性や対人関係能力の育成を図るとともに、いじめ・不登校^{注1)}、暴力行為などの問題行動等の未然防止や早期対応に向け、一人一人に応じたきめ細かな指導や相談等が実施できるよう、生徒指導体制の充実を図ります。

【施策の主な取組状況】

○ いじめ問題は、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識のもと、「どの学校、どの子にも起こりうる」という危機意識を持って、いじめの早期発見・早期対応に努めることが重要です。また、不登校問題・高等学校の中途退学については、児童生徒及び保護者の不安・悩みの解消・軽減に努め、きめ細かな温かい指導が必要です。

このような観点から、「いじめ・不登校総合対策事業」等を実施し、各学校において、いじめ・不登校問題等の未然防止や相談体制の充実に取り組みました。

いじめ・不登校総合対策事業の主な取組

取組	内容及び実績			
\$ ··,				
スクールカウンセラー注2)	・スクールカウンセラーの配置(全中学校、県立学校 18 校)			
活用事業	・中学校のスクールカウンセラーの小学校への派遣(2,314件)			
	・スーパーバイザーの配置(中学校 18 校)			
	・スクールソーシャルワーカー ^{注3)} の配置(県内 6 市町)			
ヤングアドバイザー派遣事	・学生ボランティア(大学生、大学院生)の派遣			
業	(派遣人数:74人、派遣回数964回)			
高等学校不登校対策事業	・不登校生徒への学校復帰と社会的自立に向けた相談活動を行う			
	「訪問相談員注4)」の配置(配置数:13 人、訪問回数:912 回)			
「ピア・サポート活動」の	・全小・中学校に配布した手引き書を活用した児童生徒の人間関係			
実践	づくりの推進			
「子どもホットライン 24」	・24 時間対応教育相談の実施(総相談件数 4,192 件)			
相談事業				
学校・学級適応促進事業	・いじめ、不登校等の未然防止・早期発見・早期対応等の効果的な			
	取組の実践研究(県内2市町)			
ふくおか児童生徒健全育成	・警察と学校間の児童生徒の問題行動及び犯罪被害防止に係る相互			
サポート制度	連絡体制(連絡回数:963回)			
不登校児童支援事業	・登校指導・学習指導支援を行う指導員による、小学生の不登校の			
	未然防止、中1ギャップの軽減(県内3市)			
不登校中学生復帰支援事業	・宿泊体験活動の実施及び適応指導教室等における支援活動による			
	中学生の不登校の学校復帰			

このほか、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた対応を行い、状況の改善・解消を目的とした不登校対応「マンツーマン方式」の実施、児童生徒の悩み相談に対応する教育相談機関一覧を掲載した「オープン・ハート・カード」等の配布、教師用手引きの作成・配布などを行い、教育相談体制の整備・充実を図りました。高等学校の中途退学防止については、「中学生進路相談事業」や「高等学校体験入学」を実施することにより、中学生の適切な進路選択の実現に努めています。また、県立高等学校等の1年生を対象とする集団宿泊訓練、能力・適性、興味・関心、進路等に応じた学習指導や生徒及び保護者を対象とした教育相談の実施等きめ細かな取組を行いました。

いじめ・不登校の状況(公立小・中学校、県立高等学校)

	いじめの認知件数		不登校の児童生徒数			
年度	小学校	中学校	高等学校	小学校	中学校	高等学校
22 年度	173 件	361 件	33 件	812 人	4,013 人	1,472 人
23 年度	150 件	325 件	42 件	900 人	4,061 人	1,447 人
増減	△23 件	△36 件	+9 件	+88 人	+48 人	△25 人

中途退学の状況(県立高等学校)

年度	中途退学生徒数		
22 年度	1,092人		
23 年度	1,063 人		
増 減	△29 人		

○ 児童生徒の規範意識を醸成し、非行行為への誘惑や勧誘を断る判断力や行動力 を育成するため、すべての公立小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、 「児童生徒の規範教育推進事業」等の取組として、非行防止学習を実施しました。

⁽注1) いじめ・不登校:「いじめ」とは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいう。「不登校」とは、年間30 日以上欠席した者のうち、「なんらかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)」をいう。

^{注2)} スクールカウンセラー:学校における教育相談機能を高めるために、中学校等に配置した相談員のこと。児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等を中心に配置している。

⁽注3) スクールソーシャルワーカー:学校における教育相談機能を高めるために、中学校等に配置した相談員のこと。学校・家庭・地域の支援ネットワークを築き、児童生徒に影響を及ぼしている環境の改善を図ることができる福祉の専門家である社会福祉士及び精神保健福祉士等を中心に配置している。

^{注4)} 訪問相談員:不登校生徒の学校復帰と社会的な自立に向けた相談活動の充実を図るため、高等学校等に配置した家庭訪問等を行う相談員のこと。教職経験者や青少年団体指導者等を中心に配置している。

取組内容

次の5つのテーマから2つ以上を選択して非行防止学習を実施する。

5つのテーマ:①万引き防止

②占有離脱物横領防止

③シンナー等薬物乱用防止 ④性の逸脱行為防止

⑤ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止

なお、③は毎年実施する

イ 選択した1テーマ当たり、年間1時間以上の学習活動を実施する。

ウ 学校だけでなく、保護者や地域社会を巻き込んだ形での非行防止に発展させ るために、関連機関との連携、協力体制の確立の推進に努める。

平成 23 年中の少年非行実態

刑法犯少年検挙補導人数(高校生)	1,631 人	対 22 年 384 人減
刑法犯少年の検挙補導人数(小・中学生)	2,403 人	対 22 年 265 人減

福岡県警察データより

【評価・課題】

○ 「いじめ・不登校総合対策事業」等の実施により、スクールカウンセラーの活 用や教育相談体制等の充実を図ったことにより、いじめ・不登校の未然防止と早 期発見に対応できる体制が整いつつあります。今後、スクールカウンセラー等の より一層の効果的な活用方法を各学校へ周知する等、学校における相談体制機能 を高めるための取組を推進します。また、一人一人に応じたきめ細かな指導や相 談等を実施するとともに、不登校児童生徒の学校復帰及び学力保障のための支援 の在り方について検討を進めます。

特に、いじめ問題については、「福岡県いじめ問題総合対策」^{注5)}に基づき、各 学校における取組が徹底され、いじめが発見された場合は、いじめられている児 童生徒を最後まで守り抜く姿勢を持ちながら、組織的にいじめの解消に向けた対 応が図られています。今後とも、いじめ問題の解決に向けての取組が形骸化しな いよう努めるとともに、いじめを生まない豊かな人間性の育成に向けた教育活動 の推進を図ります。

県立高等学校の不登校・中途退学問題については、各学校の組織的な取組やス クールカウンセラーや訪問相談員の配置等など、その未然防止や学校復帰に向け た取組の充実に努めてきたところであり、平成23年度に不登校から中途退学に至 った生徒の割合は31.0%と、平成22年度から3.4ポイント減少しました。また、 平成21年度から2年連続で増加していた不登校生徒数も、減少に転じています。 今後も、不登校・中途退学の防止に向けた取組の更なる充実を図ります。

○ 小・中・高校生の刑法犯検挙補導人数は、子どもたちに社会のルールや行動に

^{注5)} 福岡県いじめ問題総合対策:いじめ問題への対応のために、学校、市町村教育委員会、県教育委 員会、家庭・地域の役割と責任や、それぞれが推進すべき取組をまとめたもので、平成 19 年 2 月 に策定した。

責任を持つこと等、規範意識の育成を目的とした非行防止学習の全校での実施等により、平成 15 年から減少傾向にありますが、全国的に見ると依然として厳しい 状況にあります。

今後とも、非行防止学習を継続して実施することにより、児童生徒の規範意識を醸成し、非行行為の減少に繋げてまいります。また、これまでの非行防止学習に「飲酒運転防止」のテーマを追加するとともに、平成 24 年度からは、児童生徒の規範意識の育成に向け、発達段階や校種に応じた学習会を実施する「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」を進めています。この事業は、保護者と児童生徒がともに規範意識について学ぶ学習会を設定することで、保護者の規範に対する意識や養育に関する責任感を高め、学校と家庭とのさらなる連携を図り、児童生徒の規範意識を向上させるものです。

○ いじめ・不登校の未然防止と早期発見・早期対応に努め、非行行為の減少に繋げるために、魅力ある授業づくり等により児童生徒と教師との信頼関係を構築し、日ごろの教育活動全般を通じて児童生徒の自尊感情や規範意識の育成に努めることが重要です。今後とも、一人一人に応じたきめ細かな指導や相談等を実施できるよう、児童生徒の指導体制の充実を図ります。

主要施策7 学校・家庭・地域の教育力を高める支援体制の充実

【施策の基本的なねらい】

基本的な生活習慣等の確立や、子どもが集まる地域の中の居場所づくりなどを推進するために、市町村、保育所、幼稚園、小・中学校、関係機関、PTA等関係団体との連携を強化し、学校・家庭・地域の教育力を高める支援体制の充実を図ります。

【施策の主な取組状況】

○ 「すべての教育の出発点」である家庭教育を充実させることを目的として、福岡県PTA連合会が実施する「"新"家庭教育宣言事業」の実施校の増加や事業の充実に向けた支援を行い、PTA^{注1)}が中心となって家庭の教育力向上を図る実践活動を推進しました。

宣 言 例	実 績
ノーテレビデーを実行する	事業実施校 557 校
挨拶をきちんとする	「自分から進んで手伝いをする」や「後
大きな声できちんと返事する	片付けをする」等、多くの生活習慣の改
・夜は○○時までに寝る など	善が報告されている。

○ 福岡がめざす子どもの育成に向けて、県内の幼児(5,6歳)と小学生(1年生)を対象に、「夜9時までに寝よう」、「食事の時はテレビを消そう」を実践テーマとして、規則正しい生活習慣づくりの定着に取り組みました。

実践テーマ	実 績
・ 夜 9 時までに寝よう	事業実施前と比べて、全体的に早寝の傾向がみられる。
・食事の時はテレビを消そう	食事中にテレビを消す子どもが2年間で約25ポイント増加

○ 学校との連携を強化し、家庭・地域の教育力を高める支援体制の充実を図るため、社会教育関係職員に必要な知識・技術の習得とともに、専門的職員としての 資質の向上を図る研修を実施しました。

取組	実 績
新任社会教育関係者を 対象とした研修	・新任社会教育関係職員等研修会(63名参加) ・市町村社会教育委員新任者研修(76名参加)
社会教育担当者を対象にした研修	・課題別研修(延べ6回、延べ361名参加) 地域ぐるみ学校応援セミナー、家庭教育支援行政担当者等 セミナー、地域の教育力向上セミナー等 ・技能・技法研修(延べ10回、延べ181名参加) 事業の企画力アップ講座、行政ファシリテーション講座、 広報力アップ実践講座等 ・公民館実践交流会(862名参加)等

^{注1)} PTA: 父母と教師の会。1897 年にアメリカで結成されたPTAをモデルとして作られ、昭和29年に社会教育関係団体として位置づけられた。父母と教師が協力して、児童・生徒のよりよい教育環境の醸成を図ることを目的としている。

○ 「教育力向上福岡県民運動^{注2)} 推進事業」については、学校・家庭・地域がそれ ぞれの教育力を高め、連携・協力して取組を推進するため、学校や関係機関・団 体の代表者により構成する教育力向上福岡県民運動推進会議を開催するとともに、 フォーラムの開催や広報啓発活動を行いました。

取 組	実 績
	教育力向上福岡県民運動推進会議
教育力向上福岡県民運動推	委員30名、会議開催2回
進会議の開催	教育力向上福岡県民運動地区推進会議(6地区)
	委員9~16名、会議開催3~4回
	6地区(うち1地区は全県を兼ねる。)で開催
フォーラムの開催	内容:基調講演、事例発表、実践交流等
	参加者:延べ約4,800名
	派遣講座、ホームページによる情報発信、実践の手引き
広報啓発活動の実施	やワンポイント・リーフレット等の作成・配布、優秀実
	践校等の表彰等

【評価・課題】

- 福岡県PTA連合会と連携して取り組んだ結果、「"新"家庭教育宣言事業」 を実施するPTAが大幅に増加し、本事業を実施したPTAでは、子どもたちの 基本的な生活習慣が改善されるなど効果が見られました。今後とも、福岡県PT A連合会との一層の連携・協力を図り、すべてのPTAでの取組に向けて、本事 業の意義や成果、内容等の情報提供や啓発に努めます。
- 「規則正しい生活習慣づくり推進事業」については、実践データをもとに分析・検証した結果、実践に取り組んだ地域では、全体的に早寝の傾向や食事中に テレビを消す子どもが増えるなど、大きな成果が見られました。

今後は、この成果を広く県内に周知するとともに、県PTAが主催する研修会等を活用した啓発活動を行い、県内全域における幼児期からの生活習慣づくりの推進に努めます。

○ 市町村、保育所、幼稚園、小・中学校、関係機関・団体との連携を強化し、家庭・地域の教育力を高める支援体制の充実を図るためには、地域の社会教育関係職員の専門性の向上が求められることから、市町村等の新任社会教育関係者を対象とした研修やワークショップ等の演習を取り入れた分野別の研修を実施しました。今後も社会のニーズを踏まえながら、社会教育行政の課題や事業推進の実践

性2)教育力向上福岡県民運動:平成19年7月「心豊かで、学習活動や芸術・文化・スポーツ等の体験活動に取り組む意欲と創造性にあふれた子どもを育てる『福岡の教育ビジョン』を策定する」ことを目的に教育力向上福岡県民会議が設置され、平成20年1月と8月に同会議から知事に提言された「福岡の教育ビジョン」を具体的な取組として県内各地で展開していくための県民運動。提言では、今の子どもが抱える本質的な課題を解決した姿を「福岡がめざす子ども~志をもって意欲的に学び、自律心と思いやりの心をもつ、たくましい子ども~」と設定し、「福岡がめざす子ども」を育てるために早急に取り組むべき6つのアクションプランと、その具体的な方策が提案されている。

方法等について学ぶ研修の実施・充実に努め、専門的職員としての資質の向上を 図ります。

○ 「教育力向上福岡県民運動推進事業」については、学校を支援する体制が整備され、アクションプランに沿って、各地域の実情に応じた様々な取組が推進されています。今後も、フォーラムの開催等により継続して県民運動の機運の醸成を図るとともに、これまでの取組の成果を検証・評価し、ホームページの掲載や「実践の手引」の作成・配布等により、子どもが抱える本質的な課題の解決を図るための効果的な取組方法を提示していきます。さらに、家庭・地域を中心に進められている青少年アンビシャス運動と連携・協力し、相互に効果を高めながら運動を展開していきます。

柱3 生涯学習社会の実現をめざす社会教育の推進

県民が自由に学習機会を選択して学び、その成果を社会の中で生かすことができる生涯学習社会の構築に向け、「第二次福岡県生涯学習推進構想^{注1)}」を踏まえ社会教育の推進に努めます。

主要施策1 関係機関、団体との連携・協力体制の充実

【施策の基本的なねらい】

県民の学習に対する意欲を高め、主体的な学習活動を支援するなど、社会教育活動の振興のため、関係機関、団体(PTA・子ども会等)との連携・協力体制の整備を図ります。

【施策の主な取組状況】

○ NPO^{注2)} やボランティア団体との連携強化を図る実践交流会等を県立社会教育 総合センターで実施しました。

事業名	実 績
生涯学習実践研究	各地で活躍している生涯学習・社会教育関係者の実践事例発表や学校
交流会	教育と社会教育の今日的課題の協議を通して、相互の研鑽と交流を図り
5月21日・22日	ました。
	・参加者 516名
	・行政関係(県内 21 市町村、県外 37 市町村)
	・NPO法人(13 団体)、社会教育関係団体(27 団体)
	・学校関係 38名、大学関係 42名

○ 県立社会教育施設等において、NPOやボランティア団体と連携・協力して学習活動支援等の事業を実施しました。

^{注1)} 第二次福岡県生涯学習推進構想:福岡県では、県民の生涯にわたる様々な学習活動を支援し、生涯学習に関する施策を総合的に推進する指針として、平成8年3月に「福岡県生涯学習推進構想」を策定した。その後、この推進構想の理念を継承しつつ、青少年アンビシャス運動をはじめとする家庭・地域の教育力の向上に資する施策の充実を図るため、平成14年4月に新たに第二次構想を策定した。

^{性2)} NPO: Non Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない「民間非営利組織」のこと。株式会社などの営利企業とは違い、利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体。

連携 · 協力例

Ę	事業概要	実施主体	実 績
英彦山環境ボ	ランティア研修	NPO・ボラン	環境保全活動を実施するための学習と
第1回	6月26日	ティア団体	実践活動をとおして、環境に関するボ
第2回	10月22日~23日		ランティア活動ができる人材の育成を
第3回	12月3日~4日		図りました。
			• 参加者数
			第1回 16名、第2回 21名、
			第3回 28名

○ 県子ども会育成連合会、日本ボーイスカウト福岡県連盟、県PTA連合会等青 少年の健全育成活動を行う社会教育関係団体に対して活動支援を行いました。

【評価・課題】

- 生涯学習実践研究交流会では、多様化・高度化する学習ニーズにこたえることができるよう、行政職員、NPO、ボランティア団体等が集い、生涯学習・社会教育に関する様々な実践報告をもとに協議が深められ、広域的なネットワークが構築され、相互の研鑽と交流を図ることができました。今後は、その成果を生かし、地域学習活動の活性化を支援していきます。
- 社会教育施設においては、NPO・ボランティア団体と連携・協力して事業を 実施することにより、学習活動の支援を行うことができました。今後は、社会の ニーズを把握し、また、より主体的な学習活動の場及び学習成果が発揮できる場 となるよう取組を推進します。
- 各団体の研修会等における指導助言を行うことにより、活動の活性化につながりました。今後は、団体との連携強化を図り、ニーズに応じた情報提供や指導者の育成等の支援を行います。

主要施策2 学習情報の提供及び学習相談の充実

【施策の基本的なねらい】

高度化、多様化する県民の学習ニーズにこたえるため、よりよい学習環境を提供 します。

【施策の主な取組状況】

○ 県民の学習活動を支援するため、県立社会教育総合センターにおいて、次の事業を実施しました。

事業概要	ねらい・内容等	実績
「ふくおか社会教育	○社会教育に関する先進事例や講師情報、	訪問件数 252,075 件
ネットワーク」によ	調査等様々な情報等の提供	
る情報提供	○県内社会教育施設等の紹介	
図書資料の収集・整	○国や県、市町村、民間団体が発行する図	貸出件数 98 件
理・提供	書資料等の収集、整理、提供	
視聴覚教材の収集・	○生涯学習・社会教育、学校教育等に関す	貸出件数
貸出	る教材の収集及び貸出	16 ミリビデオ…111 件
		ビデオ・DVD…1, 378 件
学習相談の実施	○講師に関する情報提供、学習機会や事例	1,102件
	の紹介、視聴覚教材の案内等の学習相談	

「ふくおか社会教育ネットワーク」については、社会教育関連情報や施設情報の検索を簡素化し、内容の充実を図るとともに、トップページを変更し、新たに「福岡県立社会教育総合センター」のホームページを開設しました。

また、学習相談の充実を図るため、他機関等との連携を密にし、学習情報の公開や相談への回答について、的確かつ迅速な対応に努めました。

【評価・課題】

- 「ふくおか社会教育ネットワーク」については、教育事務所の関係事業を紹介するコンテンツの整備や、社会教育にかかる先進的な取組事例等の更新、メールマガジンの配信等により、インターネットによる豊富な学習情報の提供に努め、訪問件数が平成 22 年度より増加しました。今後ともシステム運用の充実に努めます。
- 視聴覚教材については、貸出件数が減少しており、市町村への広報活動を充 実させることにより貸出数の増加を図ります。
- 学習相談については、相談件数が減少しています。今後もHPやチラシによる学習相談の広報を行い、相談数の増加やきめ細やかな相談対応に努めます。

主要施策3 学習機会の提供及び学習成果の活用促進

【施策の基本的なねらい】

県民の学習ニーズに応じた学習機会の提供と学習成果の活用を促進します。

【施策の主な取組状況】

○ 家庭・家族、まちづくり、高齢化社会、環境、ボランティア活動など現代的な 課題に対応するために、県立社会教育施設において、多様な学習機会を提供しま した。

取組	実 績
	添田町上津野地区の田んぼを借りて、田植え、稲刈りな
英彦山里山ファミリー体験	どの農業体験や自然体験活動を実施するとともに、家庭
(英彦山青年の家)	教育の相談にも応じました。(参加家族 延べ 36 家族、
	117名)
わめいによるスタで朝	父と子のものづくりや自然体験を通して、父と子のきず
おやじによる子育て塾	なを深めるとともに、父親の子育て参画への意識を高め
(社会教育総合センター)	ました。 (参加者 延べ23家族、53名)
玄海!親子deシリーズ	親子を対象に「餅つき」や「門松作り」など、お正月に
公供: 税子 d e フリーへ (少年自然の家「玄海の家」)	ちなんだ体験活動を行い、親子の絆を深めることができ
(少年日然の家「凶侮の家」)	ました。 (参加家族 延べ15家族、54名)
	小学4年生から中学3年生を対象に、年5回シリーズで
子どもサークル「タイミング」	さつき松原の保全活動や、視覚に障害のある子どもたち
(少年自然の家「玄海の家」)	の体験活動のサポート等をとおして、ボランティアマイ
	ンドを育てることができました。(参加者 延べ113名)

○ 県内社会教育施設において、ボランティア養成事業を実施し、その学習成果を 施設での体験活動支援や、清掃活動等のボランティア活動に生かしました。

【評価・課題】

○ 家庭・家族、まちづくり、高齢化社会、環境などの現代的な課題に対応するための学習機会を提供したことにより、行政職員をはじめ、NPO、団体指導者、ボランティア、保護者等の参加者が、学習の成果を家庭教育の充実や地域づくり等に生かすことができました。今後とも、県民の方々のニーズを踏まえながら、現代的な課題に関する学習機会の提供やボランティア活動の場の拡充に努めます。

主要施策4 社会教育施設の機能充実・利用促進

【施策の基本的なねらい】

社会教育を振興する県立社会教育施設の機能充実と利用促進を図ります。

【施策の主な取組状況】

○ 県立社会教育施設では、県民の学習相談、図書資料、視聴覚資料の提供などの 学習活動支援、自然体験や親子の共同体験などの子どもの育成支援、新任の社会 教育関係職員の資質向上など社会教育関係者等の養成等に資する各種事業を実施 しました。

県立社会教育総合センター、県立英彦山青年の家、県立少年自然の	196,766 人
家「玄海の家」、県立ふれあいの家における研修者数	

○ 県立図書館では、福岡県立図書館情報提供システムを活用し、利用者サービスの向上と市町村図書館への支援充実を図るとともに、レファレンスサービス^{注1)}の充実に努めました。また、平成22年10月から実施している遠隔地貸出・返却サービス^{注2)}においては、担当職員が市町村立図書館へ出向き、説明等を重ねた結果、平成23年度末には協力館が48館となりました。

県立図書館の入館者数	499, 968 人
県立図書館ホームページアクセス件数	427, 399 件
図書資料貸出冊数	423, 558 Ⅲ
レファレンスサービス件数	37, 135 件
遠隔地貸出・返却サービス協力館数	48 館

○ 福岡県青少年科学館では、県民への科学教育の普及・振興、特に青少年の科学への興味と関心を高め、科学する心を培うため、特別展「@びっくり!むしむしランド」(平成23年7月16日~8月31日)、「乗ってみよう!遊んでみよう!キラリ☆体験!のりものランド」(平成24年3月24日~5月13日)をはじめ、小惑星探査機「はやぶさ」帰還カプセル展示、科学講演会等各種事業を実施しました。

また、「環境と自然の力」と「先端科学技術」をテーマに2度にわたる展示更新を行い、その広報活動の強化に努めた結果、開館以来最大の入館者数となりました。

福岡県青少年科学館の入館者数	322,470 人
----------------	-----------

^{注1)} レファレンスサービス:県民が日々の暮らしや仕事等に関する調査や研究に必要な資料又は情報を探す際に、図書館の資料と機能を活用して、資料又は情報を提供するサービス。

^{注2)} 遠隔地貸出・返却サービス:利用者が県立図書館所蔵の資料を、県立図書館の指定する県内の図書館(室)で受取り又は返却できるサービス。

【評価・課題】

○ 社会教育の専門的職員として、社会教育事業の企画、立案、指導助言等をはじめ、学校や地域との連携に際し、コーディネートの役割が求められる社会教育主事や図書館でレファレンスサービス等を担う司書等の資質向上を図り、県立社会教育施設の機能の充実に努めました。社会教育主事等には、幅広い視野や探求心、問題解決の力などが求められており、今後とも、県民の学習ニーズにこたえるため、専門性を重視した研修会の実施に努めます。

社会教育施設では、英彦山青年の家の耐震工事による利用制限のため、平成 22 年度に比べ研修者数が減っていますが、企業等、学校以外の機関へも広報し、利用者が減少する冬季には、正月飾り作りや雪遊び、節分にちなんだ活動等を取り入れた体験活動を実施し、広く県民の利用促進を図りました。

また平成24年度からは、少年自然の家「玄海の家」の祝日開所を実施し、さらなる利用促進に努めます。

- 県立図書館では、図書館情報提供システムを駆使して迅速な資料・情報提供を 行い、レファレンスサービスの充実・強化に努めるほか、社会情勢や最新の話題 に対応した資料のテーマ展示の実施や、遠隔地貸出・返却サービスの広報に努め ます。
- 福岡県青少年科学館では、常設展示だけでなく、年2回の特別展をはじめ各種 事業を積極的に実施しており、プラネタリウムにおいては、子どもから大人まで のニーズに応じた番組の選定に努め、星座解説を行う職員の資質向上を図りまし た。また、平成23年度中の2度にわたる展示更新、および新しい展示物を活用し た小・中学校向け学習プログラムの開発を行った結果、目標入館者数を達成しま した。さらに平成24年度からは、児童生徒の科学体験を支援する「スクール・ミ ュージアムバス事業(サイエンスコース)」を実施することにより、学校教育と のさらなる連携の強化に努めています。

今後とも、各施設において、県民のニーズを的確に把握し、サービスの充実に 努めます。

柱4 特色ある県民文化の創造

子どもたちの様々な文化活動を支援していくとともに、本県の歴史と伝統に培われた貴重な文化資源を県民共通の財産として永く保存・継承し、再生・活用する施策を推進します。

主要施策1 子どもの文化芸術活動の推進

【施策の基本的なねらい】

次代を担う子どもたちの創造性をはぐくみ、多様な個性と豊かな人間性の形成を 図るため、関係機関との連携を強化しながら、子どもの文化芸術活動を推進します。

【施策の主な取組状況】

○ 県民文化祭において、知事部局と連携して「子ども文化事業」を県内市町村で、 「芸術体験講座」を県内の小中学校で実施しました。

事 項	内 容 例	実 績
子ども文化事業	演劇鑑賞、子供能楽教室	6市1町
芸術体験講座	日本舞踊体験、音楽体験	小学校 23 校、中学校 5 校

- 福岡県中学校文化連盟^{注1)} に対して、福岡県中学校総合文化祭やスチューデント ミュージックフェスティバル^{注2)} の開催などの事業活動に支援を行いました。
- 福岡県高等学校芸術・文化連盟^{注3)} に対して、福岡県高等学校総合文化祭の地区 大会及び県大会の開催並びに全国高等学校総合文化祭(福島大会)への生徒派遣 などの事業活動に支援を行いました。

また、県立高等学校に対しては、サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト事業等の科学・技術に関する文部科学省の事業の情報提供や参加を促進するなど、科学系の活動の活性化に向けた取組を行いました。

^{注1)} 県中学校文化連盟: 県内の中学校及び特別支援学校中学部の生徒の文化活動の振興・発展を図る ことを目的に、福岡県中学校総合文化祭等の事業を行っている団体。美術や音楽等 11 の専門部を 有する。

性2) スチューデントミュージックフェスティバル: 平成 22 年度開催の全国中学校総合文化祭福岡県大会を契機に、平成 23 年度から発表の機会の少ない中学校の文化部の生徒達に発表の場を与えたり、福岡県高等学校芸術・文化連盟^{注3)}と交流し、より高度な技術や表現を学ぶ機会としたりすることを目的として実施。

⁽注3) 県高等学校芸術・文化連盟: 県内の高等学校及び高等部を設置する特別支援学校における芸術文化活動の振興を図ることを目的に、福岡県高等学校総合文化祭等の事業を行っている団体。演劇や吹奏楽等19の専門部会を有する。

【評価・課題】

○ 県民文化祭の各支援事業を実施した学校等からは、「子どもたちは本物の芸術に触れることで、日本古来から伝わる文化の素晴らしさを感じていた」、「専門的な指導を受けたことで、子どもたちだけでなく、教員自身の教材研究の見直しもできた」などの高い評価を得ています。また、学校や子どもたちに文化・芸術に触れる機会を提供する事業を継続してほしいという声をいただいています。

今後とも、関係機関や関係団体と連携し、子どもの文化活動の推進に努めます。

○ 平成 23 年度の県立高等学校の芸術・文化系部活動入部率は 20.3%と、平成 22 年度から 1.0 ポイント増加しました。今後も、生徒が芸術・文化系部活動に意欲的に取り組むことができるよう、活動の成果を発表できる各種大会や発表会等に関する情報提供や指導者研修会の参加促進などに努めます。

主要施策2 県立美術館の機能充実

【施策の基本的なねらい】

県立美術館の機能充実に努め、県民の鑑賞・創作活動の促進を図るとともに、新 しい県立美術館の具体的な整備の方針を検討します。

【施策の主な取組状況】

- 福岡県における芸術活動の促進と県民の美術に関する知識と教養の向上に寄与 するための取組・事業を推進しました。
 - ① 常設展(コレクション展)、企画展、実行委員会展、移動美術館展、福岡 県美術展覧会等を実施しました。

展覧会名	内 容	
常設展	「上田宇三郎と久野大正 異彩を放つ日本画家たちの軌跡」	
(コレクション展Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)	「拝啓 髙島野十郎様」	
	「木彫の系譜 山崎朝雲、冨永朝堂、豊福知徳を中心に」	
企画展	「郷土の美術をみる・しる・まなぶ vol.3 太宰府の美術」	
正四成	「糸の先へ いのちを紡ぐ手、布に染まる世界」	
実行委員会展	「棟方志功 祈りと旅」	
	「安野光雅の絵本」	
移動美術館展	東立美術館展 県立美術館所蔵品の巡回展(水巻町で開催)	
第 67 回福岡県美術展覧会(県展)	出品総数 3,662 点、入選総数 1,406 点	

また、県民の芸術活動発表の場として 63 団体に展示室の貸出を行いました。

- ② デジタルミュージアム・システムにおいて、収蔵品等の情報をインターネットを通じて提供しました。
- ③ 普及事業として、美術館ニュース「とっぷらいと^{注1)}」の年3回の発行及び 美術教養講座等を実施しました。
- 県立美術館の今後のあり方については、外部有識者による「福岡県立美術館将来構想検討委員会」において平成20年8月に報告が取りまとめられました。報告では、施設の狭隘化、老朽化に伴う機能低下が指摘されるとともに、「県立」の美術館としての必要性と、独自性・現代性を備えた美術館の必要性とを兼ね備えた新しい県立美術館の建設が必要であることが示されました。この報告の内容を踏まえ、事業内容や施設整備など新しい県立美術館の整備に必要な検討を進めてきました。

^{注1)} とっぷらいと:県立美術館が作成する広報紙で年3回発行している。内容は展覧会紹介や今後のスケジュールのほか、「コレクション通信」「アートの質問」等のコラムを掲載している。

【評価・課題】

○ 平成 23 年度の実行委員会展の入場者数は、平成 22 年度とほぼ変わりませんで したが、常設展については、夏期に石橋美術館と協同して開催した髙島野十郎の 特集展示が人気を集め、多くの方々が来場されました。

これらにより平成 23 年度の美術館全体の入館者数は前年度に比べ増加しました。 今後も、福岡ゆかりの優れた画家等を調査研究の上、これまでに蓄積した県立 美術館の財産及びノウハウを生かした展覧会を開催するとともに、県民の芸術的 ニーズを重視した実行委員会展を開催するなど、県民の美術に関する鑑賞・創作 活動の促進を図ります。

また、平成 24 年度からは、児童・生徒の鑑賞活動を支援する「スクール・ミュージアムバス事業 (アートコース)」を実施することにより、学校教育との一層の連携を図ります。

年 度	美術館入館者数	常設展入場者数
平成 21 年度	172, 425 人	24, 213 人
平成 22 年度	149, 381 人	6,609 人
平成 23 年度	156,749 人	12,437 人

○ 新しい県立美術館の具体的な整備については、検討委員会の報告を踏まえ、引き続き必要な検討を進めます。

主要施策3 文化財に対する理解促進

【施策の基本的なねらい】

歴史と伝統に培われた貴重な文化資源を永く後世に伝えるため、福岡県文化財保護基本指針を踏まえ、保護活動の充実を図り、情報提供の充実や文化財に対する理解を深める施策を推進します。

【施策の主な取組状況】

文化財保護の充実、文化財保護思想の普及を図るため、次の取組を行いました。

- 文化財保護指導委員による文化財巡視
 - 17 名の文化財保護指導委員が県内の文化財を毎月巡視し、年間で延べ 1,536 件の文化財を巡視しました。
- 九州歴史資料館の運営

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	
1 世展市次率をつる 2 松之米	15,544 人	24, 186 人	
九州歴史資料館の入館者数	(H22 年 11 月移転開館)		

事業内容	期日等	参加者等	
特別展「発掘された日本列島2011」	H23. 11. 15∼H23. 12. 18	4,718 名入館	
開館1周年記念企画展 「北部九州の霊山と経塚」	H24. 1.5∼H24. 2.26	2,690 名入館	
教育普及講座 (館長講座・九歴講座・九歴ゼミ)	55 回	3, 282 名受講	
古代体験 (ボランティア養成事業)	土日・祝日等	延べ8,898名参加	

○ 平成23年度指定文化財一覧

	種 目注1)		名称・所在地	備考
国	有形文化財	絵画	紙本著色洛中洛外図(福岡市)	
指	記念物	史跡	阿志岐山城跡 (筑紫野市)	
定			小郡官衙遺跡群 (小郡市)	追加指定
文		名勝	旧伊藤傳右工門氏庭園 (飯塚市)	
化			立花氏庭園 (柳川市)	追加指定
財			(変更前名称「松濤園」)	名称変更
県指定文化財	有形文化財	建造物	高祖神社本殿・拝殿 (糸島市)	
			福岡県立福岡高等学校校舎(福岡市)	
		彫刻	銅造菩薩形坐像(宗像市)	
		考古資料	稲童古墳群8・15・21 号墳出土品	
			(行橋市・福岡市)	
	有形民俗文化財		筑前芦屋の漁労用具 (芦屋町)	
	記念物	史跡	曽根古墳群 (北九州市)	
		天然記念物	岩屋・遠見ヶ鼻の芦屋層群(北九州市)	
			御所ヶ谷のヒモヅル自生地(行橋市)	

国登録 ^{注2)}	有形文化財	筑紫女学園洗心庵ほか2棟(福岡市)
国宝政	有形义化的	南久保田家住宅主屋ほか7棟(うきは市)

指定文化財種目別件数一覧

平成24年3月31日現在

					1 /// = 1 9	71 01 11 76114
	国指定文化財			旧长六	++	
種目	国 宝	重要文化財	計	県指定 文化財	市町村指定 文 化 財	合 計
有形文化財	14	196	210	314	679	1, 203
無形文化財		2	2	7	10	19
民俗文化財		9	9	153	273	435
記念物	7	110	117	198	370	685
合 計	21	317	338	672	1, 332	2, 342

伝統的建造物群	4	4		4
登録有形文化財	77	77		77
登録有形民俗文	1	1		1
化財				
登録記念物	1	1		1
記録作成	13	13	1	14
(無形民俗)	15	15	1	14

- ※1 国宝…特別史跡、特別天然記念物を含む。
- ※2 重要文化財…重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、史跡、名勝、 天然記念物を含む。

^{注1)} 文化財種目:各種目の概要は以下のとおり。

有形文化財	建造物、美術工芸品
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術
	無形の民俗文化財
足必去仏母	(衣食住・生業・信仰、年中行事等に関する風俗習慣等)
民俗文化財	有形の民俗文化財
	(無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等)
	史跡(貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等)
記念物	名勝(庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等)
	天然記念物 (動物、植物、地質鉱物)
オル 切見知	地域における人々の生活、生業及び地域の風土により形成された景
文化的景観	観地 (棚田、里山、用水路等)
广体的建筑	周囲の環境と一体をなして、歴史的風致を形成している伝統的な建
伝統的建造物群	造物群 (宿場町、城下町、農漁村等)

^{注2)} 登録:国及び地方公共団体の指定外の有形文化財、有形民俗文化財及び記念物のうち保存活用の ための措置が特に必要なものに対して適用される。国が登録原簿に登載する。

【評価・課題】

- 文化財保護指導委員による定期的な文化財巡視は、県内の文化財の問題点等を 早期に発見し、必要な対応策を講じるために有効であり、今後も継続して実施し、 保護活動の充実を図ります。
- 九州歴史資料館では、常設展をはじめ特別展(文部科学省の巡回展)や開館1 周年記念企画展、教育普及講座、ボランティアによる体験活動等により、発掘調査の成果や歴史文化遺産の魅力を多くの県民に伝えることができました。今後も、事業の内容充実、効果的な広報活動の実施により入館者増を図るとともに文化財保護思想の普及・啓発に努めます。
- 平成 22 年 2 月 24 日に策定した文化財保護基本指針を踏まえ、より一層適切な 文化財の保護・活用を図ります。

主要施策4 伝統文化や文化遺産の保存・継承・活用

【施策の基本的なねらい】

地域の文化や特色を伝承する民俗芸能や伝統工芸の保存・継承・活用を図るとともに、大宰府関連史跡を始めとする重要大規模遺跡等の保存・整備・活用を進めます。

【施策の主な取組状況】

- 九州地区民俗芸能大会への派遣などを通じて後継者の育成を図りました。
- 大宰府関連史跡の公有化を進めるとともに県内8つの大規模遺跡^{注1)}に対し、 11回の保存活用検討会を開催しました。
- 広域かつ極めて重要な史跡である大宰府関連史跡について、昭和 46 年度から整備を進めています。近年は、平成 15 年度豪雨災害の復旧が完了した特別史跡大野城跡において環境整備を実施しており、平成 23 年度は増長天地区の発掘調査と土塁修理などを行いました。
- 第 58 回日本伝統工芸展福岡展を開催し、18,850 人の入場者がありました。また、 附帯事業として伝統工芸こども鑑賞コース「硯製作体験講座」を実施し、赤間石 を彫って硯を製作する技法と魅力について学ぶ場を提供し、日本の伝統工芸につ いて理解を図りました。
- 無形文化財・民俗文化財等の指定件数

国 指 定	件数	県 指 定	件数
重要無形文化財	2件	無形文化財	7件
重要有形民俗文化財	1件	有形民俗文化財	84 件
重要無形民俗文化財	8件	無形民俗文化財	69 件

○ 旧福岡県公会堂貴賓館は、指定管理者の提案を受けて平成 21 年 9 月から一部をレストランとして活用を開始し、平成 23 年度には「オカリナコンサート」、「あかり絵の世界展」など、指定管理者による様々な自主事業を実施しました。

	平成 22 年度	平成 23 年度
貴賓館の入館者数	4,859人	5,786 人

注1) 大規模遺跡:平成13年1月に県文化財保護審議会から「福岡県重要・大規模遺跡の保存活用基本計画」の建議を受けた。この計画では、大規模遺跡として、①伊都国地域、②奴国地域、③津屋崎古墳群、④大宰府及びその関連地域、⑤英彦山・求菩提山修験道遺跡、⑥平塚川添遺跡、⑦八女古墳群、⑧装飾古墳群を選定し、整備体制の推進や整備基本計画・実施計画の策定を提言されている。

【評価・課題】

- 伝統文化の後継者については、今後も様々な事業を通して着実な育成を図ります。
- 大規模遺跡については、今後も関係市町村と連携を図りながら、保存・整備・ 活用を進めます。
- 子どもたちが伝統工芸に身近に触れあう機会を提供し、日本の伝統と文化について理解を深め、豊かな心をはぐくむことは重要であり、参加者からは「とても楽しかった。」、「ちょうど良い所まで彫ったり、売っている硯では絶対にできないことだらけでした。」、「これを機会に、硯以外の伝統的な文化にも触れてみたいと思いました。」などの感想をいただきました。今後も日本伝統工芸展と附帯事業の充実を図ります。
- 貴賓館については、指定管理者による自主事業を含め、引き続き施設の活用や 企画の充実を図ります。

柱5 いきいきとしたスポーツライフの創造

自ら運動やスポーツにかかわる心豊かなたくましい子どもを育成する学校体育・スポーツの充実を図ります。

また、スポーツによる自己実現の支援と県民を元気づけるトップアスリートの育成に努めます。

主要施策1 子どもたちの体力向上の推進

【施策の基本的なねらい】

子どもたちの体力が依然として低い状況にあることから、幼児期からの外遊びや 学校における体育・スポーツ活動の充実を通して、子どもの運動への動機付けを図 り、習慣化を促進するなど、体力を向上させる取組を推進します。

【施策の主な取組状況】

○ 子どもの長期的な体力低下傾向への対応が喫緊の課題となる中、子どもの体力 向上を図るため、学校・家庭・地域が一体となって「ふくおか体力アップ推進事 業」を実施し、一定の成果がみられた小学校においては、継続的に取り組むとと もに中学校及び高等学校にも視点をあて、運動・スポーツへの動機付け・習慣化 を図る取組を総合的に推進しました。

小学校、中学校、高等学校における体力向上の取組

7. 于仅、十十亿、同分于仅亿约17.	
取 組	実 績
中・高等学校運動・スポーツ指導	・北九州、京築 77名
者セミナーの開催	・福岡、筑豊 149名
	·北筑後、南筑後 105名
体力向上実践研究事業	・筑紫野市立天拝中学校、嘉麻市立嘉穂中学校、玄洋
	高校、折尾高校、直方養護学校
	・平成 23 年度取組事例集を「平成 23 年度福岡県児童
	生徒体力・運動能力調査報告書」に添付して配布
体力アップシート ^{注1)} の作成・配布	・配布先:県内全小中学校
	・実施児童割合 81.1%、 ・実施生徒割合 74.0%
体力向上アシスタントティーチャーの派遣	・25 市町の 33 校に派遣
「スポコン広場注2)」の活用推進及	・登録学級数 586 学級
び登録学級上位による県大会の開	・県大会:H24. 2.26 開催、参加者数約 1,400 人
催	

^{注1)} 体力アップシート: 新体力テストの結果をふまえて、自分の記録・得点や目標記録を3年間継続的に記録することができるシートのこと。

^{注2)} スポコン広場:小学生の運動・スポーツへの動機付け、習慣化を図ることを目的として、体力向上ホームページ上に開設されたサイトのこと。

○「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」体力合計点の県平均値(年度比較)

		小学校	(5年)	中学校	(2年)
年 度	区分	男子	女子	男子	女子
	県平均値	53. 22	52. 98	39. 59	45. 46
平成 20 年度	全国平均	54. 18	54.84	41.50	48. 38
	全国平均との差	-0. 96	-1.86	-1.91	-2. 92
	県平均値	53. 74	53. 01	39. 75	45. 39
平成 21 年度	全国平均	54. 19	54. 59	41.36	47. 94
	全国平均との差	-0.45	-1.58	-1.61	-2.55
	県平均値	53. 35	52.92	39. 43	44. 87
平成 22 年度	全国平均	54. 36	54. 89	41.71	48. 14
	全国平均との差	-1.01	-1.97	-2.28	-3. 27

[※]平成23年度は、震災の影響で実施が見送られた。

○ 子どもの運動習慣の定着

学校の体育の授業以外で、運動やスポーツをしない児童の割合

	小学校(5年生)		
年 度	男子	女子	
平成 20 年度	4.4%	7.7%	
平成 21 年度	3.5%	6.3%	
平成 22 年度	3.5%	8.3%	

[※]平成23年度は、震災の影響で実施が見送られた。

【評価・課題】

○ 本県の子どもの体力の状況は、全国的にみて低位であり、その向上が課題となっています。文部科学省が実施する「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」については、平成23年度は東日本大震災の影響により実施が見送られました。

しかし、本県では、各学校や地域において児童生徒の体力向上に向けた取組を 行う必要があることから、小中高等学校のすべての児童生徒を対象に調査を実施 し、今後も体力向上に係る取組を継続的に行うための基礎資料となるデータの集 計と分析を行い、福岡県体力向上推進委員会^{注3)} からの提言を受けながら、本県児 童生徒の体力向上のための総合的かつ具体的な対策を検討します。

○ 平成 20 年度から実施している「ふくおか体力アップ推進事業」においては、小学生に対する体力向上方策について引き続き取り組むとともに、平成 23 年度からは、中学・高校生の運動に対する興味・関心を高め、スポーツへの動機付け、習慣化を図ります。

更に平成 24 年度においては「学校体育における地域人材の活用に関する調査・研究事業」を実施します。この事業は、中学校における体育の授業に地域スポー

^{注3)} 福岡県体力向上推進委員会:本県児童生徒の体力向上の取組を総合的に推進するために設置された。学校体育研究団体・関係機関・その他の関係団体の代表者及び学識経験者等で構成される。

ツ人材を派遣し、生徒の運動機会の拡充、生徒の安全の一層の確保等を図ってい くものです。

また、各学校においては、子どもの体力の現状や国・県の動向を踏まえ、意図的・計画的かつ継続的な体力向上に係る「体力向上プラン」の作成を通して、各学校の実態に応じた体力向上を図ります。

今後も、これまでの取組の一層の充実を図り、学校を中心とし、家庭、地域及 び関係機関と連携した取組を進めてまいります。

主要施策2 子どもたちの体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり

【施策の基本的なねらい】

子どもたちの体育・スポーツ活動を支える人材の確保・活用を図るなど、子ども たちの体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくりを推進します。

また、我が国固有の文化である武道に触れる機会の確保や指導者の資質向上を図ります。

【施策の主な取組状況】

- スポーツ選手活用体力向上事業では、財団法人日本体育協会の協力を得て、全国的に有名な元プロ野球選手やオリンピック選手を幼稚園、小・中学校(幼稚園 1、小学校 9、地域 1)に派遣し、子どもたちの運動・スポーツへの動機付けと習慣化を図りました。
- 中学校において武道が必修となることから、中学生が武道により触れることができるように地域の武道師範を中学校 76 校に派遣しました。また、教員の資質向上を図るために研修会(参加者 255 名)を開催するとともに、実践研究を行い、武道教育の充実を図りました。

【評価・課題】

○ 学校の運動部活動においては、適切な運営や魅力ある運動部活動の実現のため、 指導者の意識改革を図るとともに、資質の向上に努めます。

また、トップレベルのスポーツ選手による講演や実技指導が子どもたちの運動・スポーツへの動機付けとして効果的であると考えられることから、子どもたちがトップレベルのスポーツにふれる機会の確保に努めます。

○ 武道師範の派遣は、中学生が武道に触れるよい機会となり、学習後、「生徒が相手を尊重する態度を学ぶことができた」、「日本の伝統文化の良さを理解させることができた」などの評価を得ました。また、派遣した中学校の教員の指導力向上にも繋がりました。

すべての中学校で武道学習が円滑に実施されるよう、関係団体との連携を図りながら指導者の確保に努めるとともに、施設・設備及び用具の安全が確保できるよう、指導体制整備の充実を図ります。

主要施策3 トップアスリートの育成等による県民のスポーツ活動の活性化

【施策の基本的なねらい】

県民に夢や感動を与えるトップアスリートを育成し、本県の競技力向上を図るため、関係機関・団体と連携して、一貫指導システムの構築を推進するとともに、指導者の資質向上やスポーツ情報の活用促進等に取り組みます。

【施策の主な取組状況】

○ 県内の各競技団体の中高生スポーツ指導者等の指導技術の向上、また、中高生トップアスリートの年代や競技レベルに応じた指導ができる優れた指導者を養成するために、国内トップレベルの指導者等を講師に迎え、実技を交えた研修会を行い、延べ583人の県内指導者が受講しました。

また、研修を受講し、指導力を向上させた指導者を競技団体等へ派遣し、本県中高生スポーツ選手の381名の競技力向上を図りました。

○ トップアスリートを育成するためには、小学生や中学生などジュニアの時期から、優れた素質を有する選手に対して、統一された指導理念や指導内容により、個人の発達段階等に応じて継続的かつ計画的に指導を行う必要があります。

このため、選手強化事業等によって一貫指導システムの構築に取り組む団体に対して、県体育協会(*1)と連携して支援を行いました。

また、県体育協会及び県スポーツ振興公社と連携して、優れた素質を有する 小・中学生を長期的・計画的に育成する取組を実施しました。

○ 競技力向上を担う指導者の育成を図るため、国内外のスポーツ振興方策についての情報や、科学的測定に基づいたトレーニング方法及び栄養摂取、メンタル面の指導など、最新のスポーツ医・科学に関する情報を提供し、協議及び情報交換を行う強化指導者研修会を2回(参加者数82名)開催しました。

また、県体育協会と連携し、学識経験者、スポーツドクター及びトレーナーなどスポーツ医・科学に精通した指導者を各競技団体が実施する選手強化事業に、延べ11名派遣しました。

さらに、国民体育大会へスポーツドクターなど日本体育協会の有資格者7名を派遣し、本県選手団が最良の状況で競技できるよう、体調管理や障害の予防等について支援を行いました。

○ 県民が主体的かつ継続的にスポーツに親しむための情報基盤として開設しているスポーツ情報ネットワークシステム「ふくおかスポネット^{注2)}」で、スポーツ指導者に関する情報、スポーツ栄養やスポーツ障害などスポーツ医・科学に関する

^{注1)} 県体育協会:スポーツを振興して福岡県民の体力向上を図り、スポーツ精神を養うことを目的としており、51 スポーツ団体・学校体育団体と40 郡市体育協会が加盟している。

^{注2)} ふくおかスポネット: 平成 12 年 6 月に県立スポーツ科学情報センターにおいて開設したホームページ。子どもの体力向上に係る動画や個人体力診断システムをはじめ、スポーツ指導者及びスポーツ団体の活動等の情報を発信している。

情報、スポーツ教室や施設に関する情報、子どもの体力向上に関する情報などを 提供するとともに、その広報に努めました。

また、スポーツ指導者や競技団体等が最新のスポーツに関する情報を入手できるよう、県立スポーツ科学情報センターを発信拠点とする「福岡スポーツウェブ (fs-web) きる)」を活用して、国の関係機関及び県の関係機関等が保有する国内外のスポーツに関する 137 件の情報を、県内 1,021 箇所の機関・団体等にメールで配信しました。

【評価・課題】

○ 国内のトップレベルの指導者等から直接指導を受けることにより、世界レベル の技術や、実践されている最新の指導方法等を習得し、県内指導者の資質向上を 図ることが出来ました。

しかしながら、受講した指導者はまだ少数であり、今後受講者数の増加や、習得した指導方法を各競技団体で体系的に伝達し、県全体の指導者の資質向上を図ることにより、将来、世界レベルで活躍できる中高生トップアスリートの育成を図りたいと考えています。

○ 県教育委員会と県体育協会、県スポーツ振興公社が連携して、競技団体に対して一貫指導体制の整備を推進しており、指導者間の指導理念や指導内容の統一、 選手の発達段階に応じた指導に取り組んでいるところです。

競技団体においては、早期から選手の育成強化に取り組んだり、小・中学生を対象とした体験教室等を独自に実施し、競技人口の拡大に努める取組も進みつつあります。

このような中、平成 21 年には、国民体育大会の総合成績が 19 位と低迷しましたが、その反省を踏まえ、各競技団体と関係機関が協力して選手強化事業の充実・改善に努めた結果、平成 22 年 9 位、平成 23 年 11 位に躍進しました。

項目	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
男女総合成績	19 位	9 位	11 位
女子総合成績	25 位	9 位	10 位

今後は、常に高い競技力を維持するため、全ての競技団体において、選手強 化事業のさらなる充実を図ります。

○ 県体育協会及び県スポーツ振興公社、学校体育団体との連携を強化して、一 貫指導システム構築に係る成功事例の紹介、最新のスポーツ医・科学の成果等 を活用した指導法等競技力向上に関する研修会の充実を図り、子どもたちの発

^{注3)} 福岡スポーツウェブ(fs-web): 県内外のスポーツや、子どもの体力向上等、体育・スポーツに 関する最新情報を、市町村教育委員会、学校、部活動の指導者及び各競技団体等に発信するメール配信システム。

達の段階に応じ、適切で質の高い指導を行うことができる指導者の養成に努めるとともに、養成された指導者の有効活用がさらに図られるよう取り組みます。

特に、県内各競技団体の中高校生スポーツ指導者を対象に指導者養成事業を 実施し、選手の年代や競技レベルに応じて適切な指導ができる優れた指導者を 養成することにより、継続的に中高生スポーツ選手を育成できる体制の整備に 努めます。

○ 「ふくおかスポネット」アクセス数

平成 22 年度	26,710件
平成 23 年度	27,921 件

子どもの体力向上ホームページについては、小学生を中心に、子どもの体力 向上を図る目的で開設していますが、十分に周知されていないところがあり、 今後も内容の充実を図るとともに、学校や地域の指導者を対象とした体力向上 に関する研修会等で、本ホームページの積極的な活用について周知します。

また、福岡スポーツウェブは、全国や県内における競技力向上に関する情報 を日常的に配信しており、今後とも有益な情報の配信に努めます。

柱6 人権尊重精神を育成する教育の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、国の「人権教育・啓発に関する基本計画^{注1)}」及び「福岡県人権教育・啓発基本指針^{注2)}」を踏まえ、様々な人権問題^{注3)}の解決と、人権が尊重される社会の実現を目指し、学校教育及び社会教育を通して、県民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、人権に関する学習を推進・支援します。

主要施策1 学校教育における人権教育の推進・支援

【施策の基本的なねらい】

学校の教育活動全体を通して、計画的、効果的な人権教育を推進し、人権に関する知識や態度、実践力を身に付ける教育を推進します。

また、一人一人の学力と進路の保障を目指した取組の充実を図ります。

【施策の主な取組状況】

○ 学校の教育活動全体を通した人権教育を進めていく上では、まず、教職員が人権尊重の理念について十分理解することが必要です。このため、教職員の人権尊重の理念の理解・体得や、人権教育の指導内容と指導方法の工夫改善を目指し、校長をはじめとする職務に応じた研修や、下記の人権教育実践交流会等事業を実施しました。

人権教育実践交流会等事業実施状況

[福岡県人権教育研修会]

口	研 修 内 容	参加者数
第1回	「人権尊重精神の育成」のための講演と、人権教育学習教	1,119人
	材集「あおぞら」 注4) の活用に向けての協議	
第2回	「学力と進路の保障」のための講演と、授業の工夫改善に	1,056人
	関する実践報告	
第3回	「様々な人権課題の解決に向けて」のための講演等	232 人

- ^{注1)} 人権教育・啓発に関する基本計画:国が、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成 12 年 12 月施行)に基づき、平成 14 年 3 月に策定したもの。人権教育・啓発の基本的在り方とともに、各人権課題に対する取組が示されている。
- ^{注2)} 福岡県人権教育・啓発基本指針:「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨を踏まえ、福岡県が人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するために平成15年6月に策定したもの。
- (注3) 様々な人権問題:福岡県人権教育・啓発基本指針には、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、その他の人権課題(犯罪被害者、インターネット等による人権侵害)があげられている。

[人権教育指導者養成連続講座]

□	研 修 内 容	修了者数
第1回	学校教育活動全体を通して人権教育を推進するための企	27 人
~8回	画・立案を行うための講義と演習	(累計 220 人)

また、平成 21 年度から小・中学校各 8 校、高等学校 4 校を指定し、「人権尊重の学校づくり推進指定校事業(3 年間)」を実施し、教科等指導、生徒指導、学級経営等を通して、児童生徒に、自他の人権を守るための意識・態度、実践力を身に付けさせるための効果的な指導方法について研究実践を行いました。平成 23 年度は、その研究成果をとりまとめ、「福岡県人権教育推進プラン〔学校教育における人権教育〕 (平成 21 年 3 月)を踏まえた人権教育の具体的な指導資料として「人権教育指導者用手引き II」を作成し、県のホームページに掲載しました。

○ 男女共同参画教育については、発達段階や各学校の実態に応じて、各教科等に おいて、男女の平等や相互の理解・協力について適切に指導するとともに、男女 が共に各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を 身につけられるよう努めました。

【評価・課題】

○ 本施策の推進を通して、児童生徒の人権感覚を育成するための指導内容と指導 方法について工夫改善が行われていますが、教職員の人権尊重の理念の理解・体 得を一層深め、全教職員が一体となって人権教育を推進していくという課題があ ります。

今後とも、自他の価値を尊重しようとする意欲や態度、他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性等を、児童生徒に身に付けさせるための指導内容と指導方法の工夫改善を行うとともに、教職員の人権尊重理念の基礎基本の理解や知的理解を深めることはもとより、特に体得させるという観点に重点をおき研修内容の充実を図ります。

また、「福岡県人権教育推進プラン」に基づき人権教育を推進するとともに、「人権教育指導者用手引き II」の周知及び活用を図り、学校の教育活動全体を通した人権教育の一層の充実に努めます。

○ 男女共同参画教育については、これまでの各学校の取組に加え、研修会等を通 して教職員に対する啓発を推進します。

^{注4)} 人権教育学習教材集「あおぞら」:児童生徒の人権感覚の育成を図るために作成した教材集。児童生徒の実態に即した指導方法の一層の充実・改善を図るとともに、感性に強く働きかけることができるよう写真や動画、音声等を含むDVD版で作成している。

⁽注5) 福岡県人権教育推進プラン〔学校教育における人権教育〕:「福岡県人権教育・啓発基本指針」 を学校教育の分野において具体化していくために、人権や人権問題をめぐる現在の状況を踏まえ、 人権教育のさらなる充実という観点から、方向性と取組を明らかにするために作成したもの。

主要施策2 社会教育における人権教育の推進・支援

【施策の基本的なねらい】

県民の人権尊重理念の理解・体得のために、体験活動を重視した学習プログラム等の開発や、情報提供を行います。

また、地域の実情に応じた人権教育推進のための担当者研修会や指導者の育成を 計画的、効果的に行い、人権尊重のまちづくり^{注1)}を支援します。

【施策の主な取組状況】

○ 県民が人権尊重理念を理解し、それを体得するためには、県民に最も身近な市町村における人権教育・啓発を、地域に密着したテーマで実施することが効果的です。このため、市町村の人権教育担当者や地域における指導者の育成及び資質の向上に努めました。

その主な取組として、市町村の人権教育担当者等に対して資質向上を図る研修会や指導者育成のための連続講座を実施しました。また、本県をはじめ他府県で開発された人権教育学習プログラムや、主な研修会の内容等を掲載した指導者向け学習資料「人権教育は今」を年3回発行し、各市町村への情報提供に努めました。

【評価・課題】

○ 人権教育コーディネーター^{注2)} 養成講座については、実践的な指導力の育成を図るため、カリキュラム全般を通して、体験活動を重視した学習プログラムの開発や模擬指導等の演習を実施しました。講座受講希望者数は年々増加しており、これは講座に対する肯定的評価である一方、指導者養成に関する市町村のニーズも示すものと言えます。

市町村や地域によって人権についての具体的な課題が異なるため、それぞれの 実態に応じて、多様な機会を設け、より効果的な手法で指導が行えるよう、今後 とも講座内容の充実・改善を図りながら継続的な取組を行います。

また、受講者以外の指導者に対しても幅広い内容で効果的な指導が行えるよう、 様々な人権教育学習プログラム等の情報提供に努めます。

 $^{^{12}}$ 人権尊重のまちづくり: すべての人々の人権が尊重され、誰もが心豊かに暮らせる社会づくりを進めること。

⁽注2) 人権教育コーディネーター:地域社会に密着し、人権教育に関する専門的知識を持ち、体験的参加型学習等の多様な手法を取り入れた研修の企画・推進ができる市町村の指導者のこと。

教育施策に関する指標の 達成状況

〇 教育施策に関する指標の達成状況

目標達成度について

0	既に目標を達成している。					
0	目標達成に向けて順調に推移している、または、概ね目標を達成している。					
Δ	目標達成に向けて、取組の強化が必要である。					
A	目標達成のためには、取組の抜本的改善が必要である。					

[※]基準値とした年度は□で囲んでいる。

柱1 確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす学校教育の充実

〇確かな学力の育成 (P8~11参照)

全国学力・学習状況調査で、平均正答率の全国平均との比較

目標値(平成25年度):全ての教科区分で全国平均を上回る

H19	全ての教科区分において全国平均 に達していない
H20	1 教科区分以外は全国平均に達し ていない
H21	1 教科区分以外は全国平均に達していないが、差は着実に縮まっている
H22	中学校の2教科区分で全国平均を 上回った
H23	平成23年度は東日本大震災の影響で全国調査未実施により比較できない

【これまでの取組】

・ふくおか学力アップ推進事業として、児童生徒の学力や 学習状況に課題を有する市町村を学力向上推進強化市町村 に指定し、非常勤講師や学力向上支援チームの派遣、学力 向上の取組への補助金の交付を行った。

【成果と課題】

・中学校はすべての教科区分において平均正答率の地区間 差が縮減したが、小学校は、2教科区分において地区間差 が縮減していない。

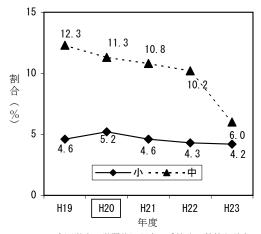
【今後の取組・見通し】

・強化市町村での取組の推進を図るとともに、支援を求める市町村へ積極的に働きかけることにより、目標の達成を 実現していく。

〇家庭での学習習慣の定着 (P8~11参照)

学校の授業時間以外に、平日、勉強を全くしない児童生徒の割合

目標値(平成26年度):ゼロをめざす



※全国学力・学習状況調査の悉皆分の数値を計上

【これまでの取組】

・ふくおか学力アップ推進事業として、学力向上推進強化 市町村を指定し、非常勤講師等の派遣や指導主事の重点派 遣、学力向上の取組への補助金の交付、学校支援プランの 提示などを行った。

・ホームページ「学びの道場」を立ち上げ、啓発資料等の 公募等を行った。

【成果と課題】

・目標値に向けて推移しているが、小学校に比べ、中学校 の割合が未だに高い状況にある。

【今後の取組・見通し】

・ホームページを活用することで家庭学習の充実を図り、 家庭学習をしない児童生徒の割合の減少に努めていく。



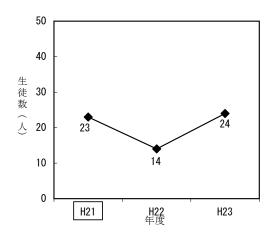




〇高校生の海外留学 (P12~13、15参照)

県立高等学校で海外留学した生徒数

目標値(平成27年度):45人



【これまでの取組】

・高校生海外留学説明会、高校生海外留学報告会を実施 し、また高校生海外留学助成金制度を設け、世界に挑もう とする高校生を物心両面から支援した。

【成果と課題】

・平成22年度に14人にまで減少した公立高校の留学者数が 平成23年度は24名まで増加することができた。

【今後の取組・見通し】

・上記説明会及び報告会の参加者拡大のため、広報の工夫 や高校生が参加しやすい日程の設定、内容の改善を行うと ともに、海外留学を支援する取組の一層の周知に努める。

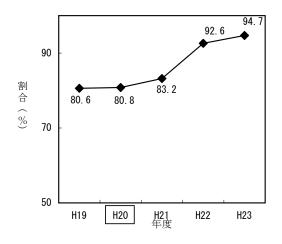
目標達成度



〇インターンシップの実施 (P17、20参照)

インターンシップを実施している県立高等学校の割合

目標値(平成26年度):100%



【これまでの取組】

・インターンシップ促進支援協議会の設置や手引きの発行 の他、進路指導主事研修会において講義を行うなど、学校 における取組の推進を支援した。

【成果と課題】

・目標値に向けて順調に推移しているが、生徒の進路実現 を見据えたインターンシップ先の拡大など、発達段階に応 じたキャリア教育の内容の充実が必要である。

【今後の取組・見通し】

・計画的なインターンシップ等の実施や体験的な学習の機会を取り入れるよう指導することにより、キャリア教育の充実を図る。特にインターンシップの実施に関しては、未実施の学校への指導を強化することで目標達成を目指す。

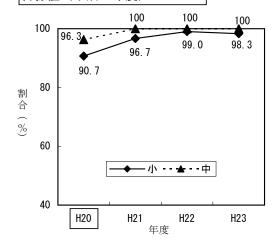
目標達成度



○情報モラルに関する指導 (P21~24参照)

情報モラルに関する指導を実施した学校の割合

目標値(平成26年度): 100%



【これまでの取組】

・重点課題研究指定・委嘱校(久留米市立南小・牟田山中)において、カリキュラムの在り方や指導方法等の実践的な研究を行い、研究成果の啓発・普及を図った。

【成果と課題】

・目標値に向けて順調に推移しているが、重点課題研究指定・委嘱校の研究成果のより効果的な啓発・普及が課題である

【今後の取組・見通し】

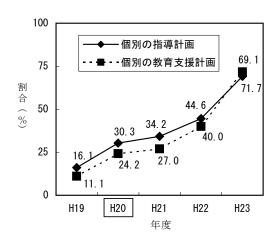
・目標達成に向けて小学校に対しての指導を徹底するとと もに、中学校に対しても100%を維持していくことができる ように継続して指導を行う。



〇特別支援教育体制の整備 (P25~27参照)

「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」(卒業後まで一貫した教育支援のためのマスタープラン) を通常の学級で作成している幼稚園・小・中・高等・中等教育学校の割合

目標値(平成26年度):100%



【これまでの取組】

・個別の教育支援計画・個別の指導計画の様式例や「特別 支援教育コーディネーターガイド」、「ふくおか就学サ ポートノート(引き継ぎシート)」を配布した。また、管理 職や特別支援教育コーディネーターに対する研修の充実を 図った。

目標達成度

Δ

【成果と課題】

・基準値に比べて着実に上昇し、目標値に向けて推移して いるが、より一層の実態把握の充実や学校間接続の円滑化 を図る必要がある。

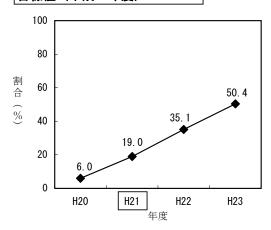
【今後の取組・見通し】

・「ふくおか就学サポートノート(引き継ぎシート)」の活 用を促進することで学校間接続が円滑に行われるように努 めるとともに、将来の就学・進学・就労につなげるための 巡回相談の充実を図る。

〇新たな職の配置 (P28~30参照)

副校長、主幹教諭及び指導教諭のいずれかを配置している小・中・高等・中等教育・特別支援学校の割合

目標値(平成30年度):100%



【これまでの取組】

・平成20年度から導入し、以後、計画的な配置を進めてい るところである。



目標達成度

【成果と課題】

・主幹教諭の組織横断的な指示・調整によって校務運営の 効率化や課題対応の迅速化が図られる、指導教諭が指導助 言を積極的に行うことで若年教員の授業力が向上するなど の効果があった。一方、配置の趣旨について理解が不足し ているなどの課題もみられた。

【今後の取組・見通し】

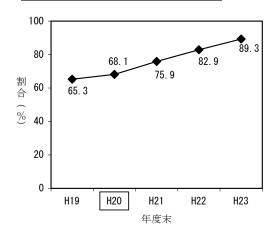
・配置目的等について更なる周知を図りながら順次配置を 進めるとともに、配置効果を高めるための方策等について 研究・検討を行う。

※平成20年から配置している。

〇県立学校施設の耐震化 (P31、33参照)

県立学校における全体棟数に対する耐震性がある建物の割合

目標値(平成27年度末): 100%



【これまでの取組】

・平成19年3月に策定された県有建築物耐震化対策計画に 基づき耐震診断を実施しており、その結果に基づき、耐震 補強や改築工事等を実施している。

【成果と課題】

・順調に目標値に向かって推移しているが、必要な予算確 保が課題である。

【今後の取組・見通し】

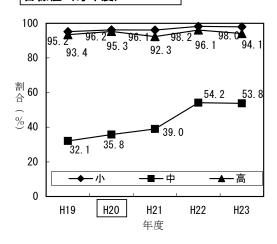
・平成23年度末で耐震診断完了。今後も耐震性のない建物 について順次耐震補強や改築工事を実施し、平成27年度ま でに耐震化完了させる予定である。



〇安全に関する指導 (P32~33参照)

交通安全教室(高等学校は二輪車安全教室を含む)を実施している学校の割合

目標値(毎年度): 100%



【これまでの取組】

・学校における安全教育の充実について通知を行うととも に、自転車安全教育指導者講習会や県警・交通安全協会等 と連携した二輪車安全教室等を実施した。

【成果と課題】

・小学校、高等学校については、目標達成ができなかった ものの、高い水準を維持しており課題意識の高さが伺え る。しかし、中学校においては、実施率の向上が見られな かった。

【今後の取組・見通し】

・通知文や研修会等により、交通安全教室等の取組を推進するとともに、県警や交通安全協会との連携や参加体験型の指導法、予測トレーニング等を取り入れるなど、安全教育の充実を図る。

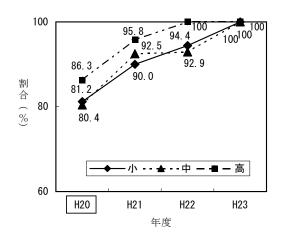
目標達成度

Δ

〇学校評価 (P36~37参照)

学校関係者評価を実施している学校の割合

|目標値(平成26年度・高等学校は23年度): 100%



【これまでの取組】

・小・中学校では、ハンドブックやリーフレットの作成・配布、高等学校では「福岡県立学校管理規則」を改正し、学校関係者評価委員会設置等に関する要項を作成及び全県立学校に通知するなどして、取組を促進した。

【成果と課題】

・すべての小・中学校及び高等学校において学校関係者評価を実施している。今後は公表率の向上や、学校経営への 反映等が課題である。

【今後の取組・見通し】

・小・中学校では、ハンドブック等の一層の活用促進を図ることにより学校評価の質の向上を図っていく。また高等学校では、内容の充実を図るとともに、効果的な活用等についての研究に取り組んでいく。

目標達成度

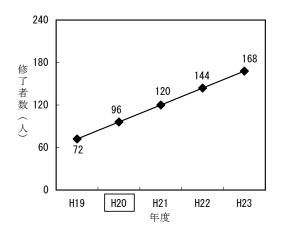


柱2 豊かな人間性や志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進

○道徳教育の推進 (P38~39参照)

各地域の道徳教育の中核となる小・中学校教員の養成研修修了者数の累計

目標値(平成26年度): 240人



【これまでの取組】

・各教育事務所から小学校2名、中学校2名を選出し、道徳教育地域指導者研修を年6回開催した。

【成果と課題】

・平成17年度から開始し、7年間で168名の推進教員を養成することができたが、今後は養成後の活用の充実を図ることが課題である。

【今後の取組・見通し】

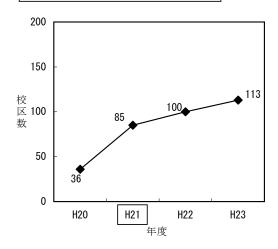
・毎年度、着実に24名の研修修了者を確保するとともに、 研修修了者については、学校や地域における道徳教育推進 のリーダーとなるよう活用の充実を図る。



〇通学合宿の実施 (P40~41参照)

通学合宿(6泊7日)を実施している小学校区数

目標値(平成26年度):198校区



【これまでの取組】

・実施校区及び未実施校区による実践交流会を実施し、未実施校区への周知・啓発等を行った。

【成果と課題】

・平成21年度から事業を実施し、目標に向かって推移しているが、運営に携わるスタッフの確保・養成や、未実施校区への成果等の周知・広報によるさらなる取組の拡充が課題である。

【今後の取組・見通し】

・今後とも各教育事務所単位で実践交流会を実施し、関係 者と成果や運営等のノウハウを情報交換しながら、取組の 拡充を図っていく。

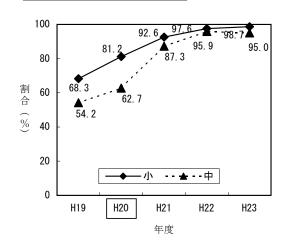
0

目標達成度

〇食に関する指導 (P42~43参照)

年間指導計画に基づき、教科等と関連させた食に関する指導を実施している学校の割合

目標値(毎年度):100%



【これまでの取組】

・栄養教諭、学校栄養職員に対する研修の実施や、年間指導計画の作成、活用に関する協議等を行った。また、栄養教諭の配置の推進を図った。

【成果と課題】

・年間指導計画の作成により、食に関する指導が計画的・ 系統的に行われるようになった。しかしながら、依然とし て単発的な指導に終わっている学校も一部にあることが課 題である。

【今後の取組・見通し】

・栄養教諭・学校栄養教諭等に対する研修をさらに充実させるとともに、目標の維持向上に向けて、年間指導計画を 作成していない学校に対する指導等を行う。

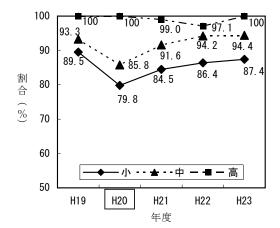
目標達成度

0

〇薬物乱用防止に関する指導 (P42~43参照)

薬物乱用防止教室を実施している学校の割合

目標値(毎年度):100%



【これまでの取組】

・薬物乱用の低年齢化を踏まえ、小学校5・6年生の児童を対象とした薬物乱用防止教室を開催するよう指導を行った。また、教員を対象とした参加体験型の指導法の研修会を実施するなど、参加体験型学習の普及を図っている。

【成果と課題】

・概ね目標達成しているが、薬物乱用防止教室の内容が、 単に知識だけを教えるのではなく、実践力を身に付ける参 加体験型学習を定着させることが課題である。

【今後の取組・見通し】

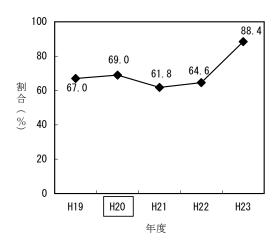
・薬物に関する最新情報や効果的な指導法を教員が習得する研修会を実施するとともに、薬物乱用防止教室を実施していない学校に対する指導等を行う。



〇小学校と幼稚園等の連携 (P44~45参照)

幼稚園・保育所と連携した授業を実施した小学校の割合

目標値(平成26年度):80%



【これまでの取組】

・幼稚園の教員研修を実施し、教員の資質向上を図ることにより、幼稚園の役割や幼稚園・保育所・小学校の連携の必要性等への理解を深めた。また、小学校に対して、幼小連携についての重要性やその効果、具体的な事例を示したリーフレットを作成し各種研修会等で活用し、普及・啓発に努めた。

0

目標達成度

【成果と課題】

・幼稚園における教員研修だけでなく、小学校に対してもリーフレットを活用し理解を求めたことにより小学校側の連携への意識が高まり、目標値の達成につながった。今後は、連携の内容や質の工夫・改善を図るようにする。

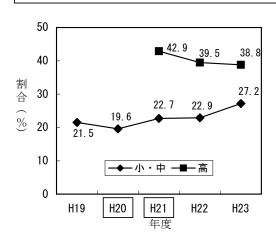
【今後の取組・見通し】

・平成23、24年度重点課題研究指定・委嘱校のテーマに、「幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るための連携の在り方」を設定し、宮若市・大川市に委嘱している。実施率の上昇と内容の工夫・改善を図るため、今後研究の推進と結果の普及・啓発に取り組んでいく。

〇不登校対策 (P50~53参照)

小・中・高等学校で、不登校から、継続して学校に登校できるようになった児童生徒の割合

目標値(平成26年度): 小・中学校 30% 高等学校 50%



【これまでの取組】

・スクールカウンセラーを全中学校に配置、高等学校等では県内の13学区にスクールカウンセラーと訪問相談員を各1名配置し、教育相談体制の充実を図っている。また、「不登校児童支援事業」を行い、指導員による休みがちな小学校児童への登校指導等を行うとともに、「不登校中学生復帰支援事業」を行い、不登校生徒の学校復帰に向けた支援を行っていく。



目標達成度

【成果と課題】

・各学校における教育相談体制が確立し、「マンツーマン方式」の取組などきめ細かな対応を行うことができるようになったが、依然として全国の平均値と開きがある。

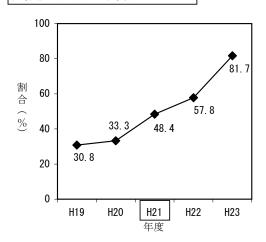
【今後の取組・見通し】

・事業の成果をリーフレットや実践事例集にまとめ、それを活用し、県内の市町村教育委員会、学校等に還元することで、不登校児童生徒に対する取組の活性化を図る。

○家庭の教育力の向上 (P54~55参照)

「新家庭教育宣言」を実施した小・中学校の割合

目標値(平成26年度):100%



【これまでの取組】

・福岡県PTA連合会が運動に組織的に取り組むPTA等に、推進活動費の助成等を行っている。

【成果と課題】

・県PTA連合会と連携して取り組んだ結果、実施率が大幅に伸びた。アンケートでは、基本的な生活習慣の改善がみられ、「ぜひ続けたい」との評価が行われている。この結果をもとに、未実施PTAに対し、啓発していく必要がある。

【今後の取組・見通し】

・事業の効果、推進方法等についてブロックごとに説明会を行い、実施校の拡大を図るとともに、PTA事業と連携した啓発活動を展開していく。

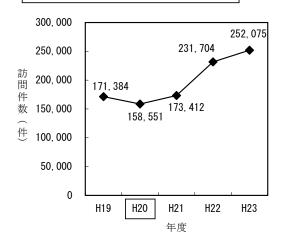


柱3 生涯学習社会の実現をめざす社会教育の推進

〇学習情報提供の充実 (P59参照)

「ふくおか社会教育ネットワーク」ホームページへの訪問件数

目標値(平成26年度):180,000件



【これまでの取組】

・社会教育に係る先進的な取組事例等の情報の更新やメールマガジンの配信回数を増加するなど、インターネットによる学習情報提供に関する取組の充実を図った。

【成果と課題】

・情報量や情報内容の充実を図ることにより、県立社会教育総合センター及び県内関係施設や各種事業、取組事例等について広く紹介することができた。

【今後の取組・見通し】

・今後とも社会教育に関する様々なデータを集約・整理 し、利用者のニーズに合わせて効率よく情報提供できるよ う、システム運用の充実を図る。

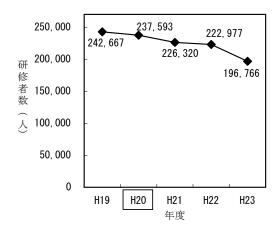
目標達成度



〇県立社会教育施設の利用促進 (P61~62参照)

社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」及びふれあいの家における研修者数

目標値(平成26年度): 270.000人



【これまでの取組】

・県民の学習相談、図書資料・視聴覚資料の提供などの学習活動支援、親子の共同体験などの子どもの育成支援等を 実施するとともに、多様な団体の研修等での利用の機会と 場所を提供した。

【成果と課題】

・学校以外の機関へも広報し、利用者が減少する冬季の活動内容を工夫するなど、広く県民の利用促進を図った。しかし、耐震工事により、利用が制限され、前年度よりも研修者数が減少する施設があった。

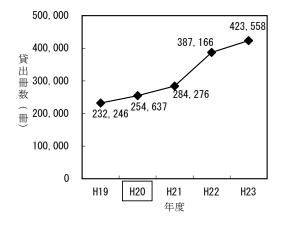
【今後の取組・見通し】

・学校以外の機関へも広報を積極的に行い、利用者のニーズにあった事業プログラムを企画するなどにより、新たな研修者・団体の利用促進を図る。また、平成24年度から、少年自然の家「玄海の家」において祝日開所を実施する。

〇県立図書館の利用促進 (P61~62参照)

県立図書館における個人による図書貸出冊数

目標値(平成26年度):380,000冊



【これまでの取組】

・福岡県立図書館情報提供システムを活用した迅速な資料・情報提供を行い、レファレンス・サービスの充実・強化に努めたほか、社会情勢や最新の話題に対応した資料のテーマ展示や、遠隔地貸出・返却サービスの本格実施、貸出点数を5点から10点に変更するなど、県民サービスの向上に努め、利用の拡大を図った。

【成果と課題】

・これまでの様々なサービス向上の取組等により、平成26年度の目標値である380,000冊を達成した。

【今後の取組・見通し】

・今後も県民のニーズを的確に把握し、サービスの充実に 努めるとともに、目標値を再度設定する。

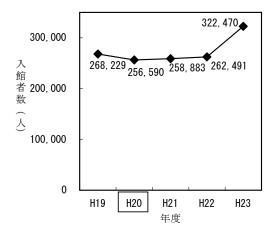




〇青少年科学館の利用促進 (P61~62参照)

青少年科学館の年間入館者数

目標値(平成26年度):310,000人



【これまでの取組】

・県民への科学教育の普及・振興、特に青少年の科学への 興味と関心を高め、科学する心を高めるため常設展示だけ でなく年2回の特別展など様々な事業を実施した。

【成果と課題】

・平成23年度中の2回にわたる展示物の更新や小惑星探査 機「はやぶさ」帰還カプセルの特別展示や講演などの実施 により目標年度を待たず目標値を達成した。

【今後の取組・見通し】

・今後も、目標値を継続して上回ることができるよう、利 用者のニーズを把握しながら、さらなる利用者増に努め

目標達成度

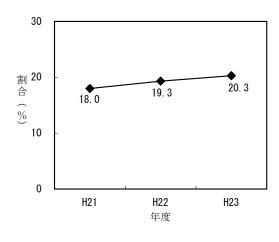


柱4 特色ある県民文化の創造

〇文化部活動の推進 (P63~64参照)

芸術・文化系の部活動に参加している県立高等学校生徒の割合

目標値(平成26年度):20%



【これまでの取組】

・県高文連に対し、助成金交付や情報提供等の支援を行っ た。また高校に対しては、サイエンス・パートナーシッ プ・プロジェクト等、国の事業について情報提供を行うこ とにより、科学系の活動の活性化に取り組んだ。

目標達成度 0

【成果と課題】

・県高文連や高等学校への支援の取組を継続して行い、芸 術・文化系部の活動の成果を発表する機会の拡充を図るこ とができた。今後とも生徒の多様なニーズに応える活動の 場を確保し、活動の活性化を図ることが課題である。

【今後の取組・見通し】

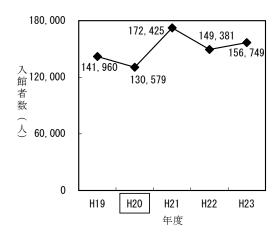
・引き続き県高文連や高等学校に対し、情報提供等の支援 を行うとともに、生徒が積極的に芸術・文化系の部活動に 加入し、意欲的に取り組むことができるよう指導者研修会

や各種大会・発表会参加についての案内を行っていく。

〇県立美術館の利用促進 (P65~66参照)

県立美術館の年間入館者数

目標値(平成26年度):160,000人



【これまでの取組】

・県とゆかりの深い作家や作品に焦点をあてた展覧会を実 施するなど、県の芸術振興に寄与するよう努めた。児童・ 生徒の鑑賞活動を支援する「スクール・アートバス事業」 により、児童生徒が芸術に関心・興味を持つ機会を提供し

目標達成度



【成果と課題】

・平成23年度は夏季に石橋美術館と協同して開催した髙島 野十郎の特集展示により入場者数が増加するなど、他の美 術館との連携により、具体的な成果が見えてきている。今 後は連携方策や広報をより一層充実させていく必要があ る。

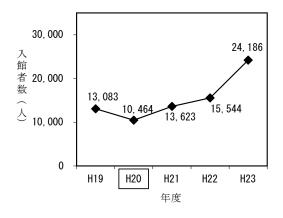
【今後の取組・見通し】

・他の美術館と連携して開催する等の工夫により、集客力 を高める取組を検討していく。民間企業との連携による効 果の高い広報や、インターネットを使った日頃からの広報 にも取り組んでいく。

〇九州歴史資料館の利用促進 (P67、69参照)

九州歴史資料館の年間入館者数

目標値(毎年度):35,000人



【これまでの取組】

・県内文化財保護の拠点的施設として、本県の通史を紹介 した常設展や発掘調査の成果を紹介する企画展を実施し た。また、館長講座・九歴講座を開催するとともに、社会 科見学を中心とした博学連携や古代体験など、多彩な教育 普及事業を展開している。

【成果と課題】

・目標値の達成には到らなかったが、九州歴史資料館の利用促進を図るため、今後も、展示内容の充実に努めるとともに九歴ボランティアを活用した教育普及活動を推進する必要がある。

【今後の取組・見通し】

・常設展や講座の内容充実と広報の強化を図り、文化財保護思想の普及・啓発により一層取り組んでいく。また、開通400周年を迎える「長崎街道」をテーマとした特別展をはじめ、魅力的で時宜を得た特別展・企画展を実施し、九州歴史資料館の利用促進に努める。

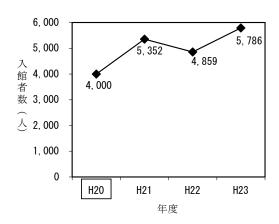
目標達成度

Δ

〇旧福岡県公会堂貴賓館の利用促進 (P70~71参照)

旧福岡県公会堂貴賓館の年間入館者数

目標値(毎年度):4,800人



※平成18・19年度は開館していない。

【これまでの取組】

・平成21年9月から、館内の一部をレストランとして活用開始し、平成22年3月には建築100周年記念イベントとして、夜間イルミネーションの点灯を実施した。また、平成23年度には「オカリナコンサート」など指定管理者による様々な自主事業を行った。



目標達成度

【成果と課題】

・レストランとしての活用や指定管理者による自主事業などの効果により、目標値を達成することができたが、今後も利用促進に向けた活用方策の検討・企画のより一層の充実を図る必要がある。

【今後の取組・見通し】

・入館者に対するアンケート結果を踏まえ、入館者数が向上するよう、指定管理者と連携・協力した貴賓館の利用促進及び活用方策の充実に努める。

柱5 いきいきとしたスポーツライフの創造

〇子どもの体力向上 (P72~74参照)

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の体力合計点の県平均値

目標値(平成24年度):全国平均を上回る

H20	
H21	全国平均に達していない。
H22	
H23	平成23年度は震災の影響により実施していない。

※平成18・19年度は実施していない。

【これまでの取組】

・体力結果分析事業や、中・高等学校運動・スポーツ指導者セミナー・体力向上実践研究事業・体力向上アシスタントティーチャーの派遣・スポコン広場の活用推進等の体育活動充実改善事業を実施した。

【成果と課題】

・平成23年度は実施していないが、本県では、各学校や地域において児童生徒の体力向上に向けた取組を行う必要があることから、小中高等学校のすべての児童生徒を対象に調査を実施している。

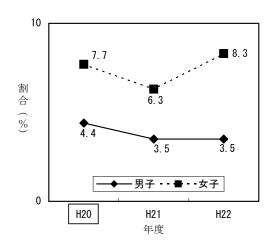
【今後の取組・見通し】

・体力向上に係る取組を継続的にするための基礎資料となるデータの集計と分析、児童生徒が運動・スポーツに継続的に取り組むことができるような場の提供等に積極的に取り組んでいく。

〇子どもの運動習慣の定着 (P72~74参照)

学校の体育の授業以外で、運動やスポーツをしない児童の割合

目標値(平成26年度): ゼロをめざす



【これまでの取組】

・体力アップシート(運動実践カード)の配布・実践、体力向上広場(HP)の運営と県大会の開催、「スポコン広場」ダンスサイトについて対象を小学校まで広げ運動の習慣化に努めた。

_

【成果と課題】

・体力アップシートを全児童生徒に配布し、学校に対し活用の仕方を指導することを通して、家庭や地域での運動の習慣化を促した。今後も継続して取組を推進していく必要がある。

【今後の取組・見通し】

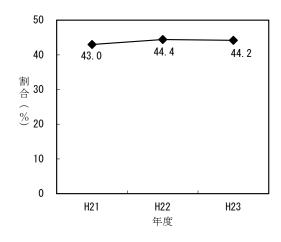
・リニューアルした「子どもの体力向上広場」HPについて、各学校に対し、内容や活用の仕方の周知を図る。体力アップシートを経年で記録し、自己の伸びや課題を明らかにできるように工夫する。

※平成23年度は、震災の影響により全国調査が見送られた。

○運動部活動の推進 (P72~75参照)

運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合

目標値(平成26年度): 45%



【これまでの取組】

・運動部活動生への外部指導者を活用したトレーニング指導を「体力向上実践研究事業」における実践研究の一つとして取り組み、その成果の普及・啓発を行った。

【成果と課題】

・部活動加入率は僅かだが増加傾向にあり、目標値に近づいている。しかし、活動の場の保障や、休養日の設定や適切な活動時間帯等の部活動運営上の改善等の課題がある。

【今後の取組・見通し】

・適切な運動部活動の運営や魅力ある運動部活動の実現の ために、指導者の意識改革を図るとともに、資質の向上に 努めていく。

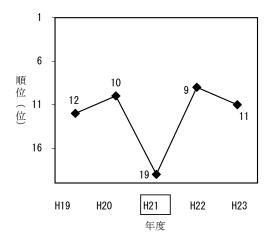
目標達成度



〇競技スポーツの振興 (P76~78参照)

国民体育大会における本県の男女総合成績(順位)

目標値(毎年度): 8位以内



【これまでの取組】

・国体強化に向けた効果的な遠征・合宿事業や、競技力向 上を担う指導者研修会の実施、各競技団体における一貫指 導システム構築の推進等に取り組んだ。

【成果と課題】

・計画的な強化事業の実施、選手の意識改革などにより高い競技力を維持できている。しかし、子どもたちの発達段階に応じた適切な指導を行うことができる指導者の育成等の課題がある。また、一貫指導システムが有効であることが明らかとなったため、全ての競技において一貫指導システムの構築を図ることが課題である。

【今後の取組・見通し】

・一貫指導システム構築に係る成功事例の紹介等を通して、全ての競技団体におけるシステム構築の取組を支援する。また、最新のスポーツ医・科学の成果等を活用した指導法に関する指導者研修会を実施していく。



〇トップアスリートの育成 (P76~78参照)

全国高等学校総合体育大会入賞数

目標値(平成25年度): 105

H22	74				
H23	88				

【これまでの取組】

・国内トップレベルのスポーツ指導者等を講師に招聘し、 県内指導者の指導力の向上を図った。更に養成された指導 者を競技団体等に派遣し、中高生への指導を実施した。

【成果と課題】

・本県指導者がトップレベルの指導技術を習得することができた。今後は、研修の受講者を更に拡大していくことが必要である。

【今後の取組・見通し】

・本年度で2年目を迎え、競技団体は本事業の認識も深まっており、研修を受講したより多くの県内指導者を各競技団体等へ派遣し、県内ジュニア選手の更なる競技力の向上を図る。

目標達成度

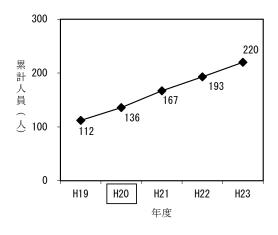


柱6 人権尊重精神を育成する教育の推進

〇人権教育の推進 (P79~80参照)

人権教育推進の中核となる指導者養成研修を修了した教員の累計人数

目標値(平成26年度): 270人



【これまでの取組】

・学校教育活動全体を通して、人権教育を推進するための 企画・立案を行うことのできる指導者の育成を目的として 実施しており、平成23年度までに小・中・県立学校の教員 220名が受講を修了した。

【成果と課題】

・自校のみならず、学校間や地域の中で実践交流するなど、指導力を発揮することが受講者に求められている。

【今後の取組・見通し】

・目標累計人数は、これまでの受講者数から類推すると、 十分に達成することができるが、今後、受講内容のさらな る充実と、受講後の指導力発揮のための支援等に努めてい く。



学識経験者意見

〇 学識経験者意見 1

福岡教育大学 教授 石丸 哲史

1 点検・評価制度について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 27 条にもとづき、県教育委員会は積極的に点検及び評価に取り組み、その方法についても改善に努めてこられた。今回は、前回に比べさらに具体的かつ客観的なものになっており、点検及び評価の結果が今後の教育委員会活動や教育施策に十分反映させることができるようになっている。

「教育委員会の活動状況」、「教育施策の推進状況」及び「教育施策に関する指標の達成状況」の3項目に関して評価が行われ、従来の文章表現による具体的な課題指摘型の点検・評価方式に加えて、4段階の基準によって指標の達成状況の評価も行われた。文章表現によって具体性が、数値による達成度評価によって客観性が担保されたといえる。また、「教育施策の推進状況」に関する評価の対象として、【施策の基本的なねらい】に即した取組・事業及び教育庁の所掌事務全般としていることは、施策自体の合理性や妥当性の検証にもつながり、この点でも県民への説明責任を果たしている。

2 教育委員会の活動状況について

定例会・臨時会及び委員協議会など全国平均をはるかに上回る開催実績や現場に赴かれる積極的姿勢には、教育委員の関心と意欲を窺うことができ敬意を表するものである。

県民の視点に立った議論を行うことに常に留意され、会議においては、早期から十分な時間をかけ継続的に委員協議会(勉強会)で協議し、事務局に対し今後の施策の改善点や要望等も示されておられる。また、各種行事への出席や学校視察などによる教育現場の実態把握や情報収集に努められた。今後も、活発な議論、教育現場の実態把握及び関係者との意見交換に引き続き努めていただき、県民の意向を十分に反映した教育行政を展開していただきたい。

ところで、県民の意向を反映させるためには、教育委員会の活動内容を積極的に県民に発信しなければならない。これまでに行われてきた情報発信から、県民との距離感の低減と県民意識に対する敏感な反応が看守できるが、傍聴者が減少するなど奏功していない部分もある。傍聴者の増減に一喜一憂する必要はないが、県民の関心を引き付ける手立てを模索することは無益ではない。RSS 配信の活性化やコメントの受付など、ホームページの充実・改善を引き続き図っていき、あらゆるメディアや方法を検討して、教育委員会活動が県民により一層理解され関心を持ってもらうよう努める必要がある。

3 教育施策の推進状況について

ア 「平成23年度福岡県の教育施策」の5つの基本目標及び6つの柱に対して 今日的な教育課題を考慮に入れ時代の要請に鑑みた施策であり、理念とビジョンそして取組に一貫性が見られ、基本目標と柱に整合性も認められる。

イ 主要施策の推進状況に対して

以下、「柱1 確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす学校教育の充実」に焦点を当て、いくつかの施策について管見を申し述べる。

「主要施策1 確かな学力の向上のための取組の推進」では、「ふくおか理数教育推進事業」などが新たに加わり、学力の実態把握と学力向上の取組に傾注し、基礎的・基本的な知識は概ね定着してきたといえる。しかし、知識を活用する力に引き続き課題が明らかとなっており、学力の地区間格差についても縮減しているものの未だ残存することから、今後、改善が求められる。また、巡回算数・数学強化講座の成果として、学習意欲の高まりが挙げられているが、どのような評価方法によるものか具体的に記述する必要もあろう。理数教育については、大学など高等教育機関、研究機関などと連携しながら、取組を深めていく必要がある。

「主要施策 2 個性や能力を伸ばす教育の充実」では、「世界に挑む人材育成事業」及び「小・中学校統合支援事業」などが新たに加わり、多彩な取組が展開されている。時代の要請に応えたものであるので、その効果・成果を検証しながら取組を深めていくことが求められる。とりわけ、世界に挑む人材育成事業では、グローバル化に求められる我が国の使命と役割を明確にしながら、事業の目的が達成できるような取組を推進していく必要がある。また、個に応じたさまざまな指導方法及び指導体制の工夫・改善は、個性や能力の伸長が目的であるので、工夫・改善の成果も加えた、このような点検・評価の方法を引き続き行っていただきたい。小・中学校の連携については、一つの中学校に複数の小学校が属する校区の場合に、小・中学校間の距離等の条件などから、教員等の共通理解が困難であることが明らかになっている。地域住民ひいては県民への説明責任を果たすべく、取組校での成果と課題など情報共有を支援し、市町村教育委員会と連携しながら、引き続き施策構築と取組推進を行っていく必要がある。

「主要施策4 社会の変化に対応する教育の充実」では、情報化や国際化への対応要請など、社会的ニーズに応え時宜を得た取組がなされ成果を上げていることは明らかである。たとえば、小学校において、我が国におけるコミュニケーションの特徴や外国語活動の目的・目標をALTにも丁寧かつ詳細に説明し、児童の実態など共通理解のもとで教育実践を行っていけるように、国際化の進展に対応した取組を充実かつ深化していく必要がある。

「主要施策 6 信頼される教職員の確保と研修の充実」では、教員採用試験について、民間企業人等の多様な面接員による人物評価が加えられるなど工夫・改善がなされている。このような適切な評価は透明性だけでなく、ポテンシャルの高い人材の確保にもつながるので、採用試験の改善・充実については

引き続き取組を推進していく必要がある。また、「大学等と連携した教員養成の充実」が新たに加えられたが、さまざまな組織・機関と連携して教員養成に関与することは、適切かつ安定的な人材確保につながることになるので、今後、成果を詳細に検証し、取組を点検しながら進めていく必要がある。

「主要施策9 地域に開かれた学校づくりの推進」では、家庭や地域が今や学校の運営に大きな影響を与えるようになった状況に鑑み、学校の教育活動や学校運営に関して、学校運営協議会が主体的なかかわりを構築できるように引き続き情報提供していく必要がある。また、学校評価に関しても適宜情報提供を行い、学校評価が学校支援と密に関連するように、各方面の動向を踏まえ、県教育委員会としての立場を明確にしながらサポートを充実させていく必要がある。

4 教育施策に関する指標の達成状況について

ア 指標に対して

昨年度より2項目増えた31にも及ぶ指標の設定は、個々の達成状況を数量的に表すことが可能になり成果の可視化がより進展した。各施策に取り組む側にとっても、その達成状況を巨視的に概観し総体的に把握することができるなど効果的であると思う。それぞれの施策の内容に応じて目標に達成する年度を可変するなど、ほとんどが合理的かつ妥当な目標値となっている。

イ 指標の達成状況及び評価方法等に対して

時系列的に概観すると、ほとんどの指標について「右肩上がり」を示しており、成果が視覚的に捉えられる。指標の選定についてはほぼ妥当なものであるが、毎年度の目標値が100%とされている「安全に関する指導」については、高水準を維持している小学校及び高等学校に対して、中学校では50%程度で推移している。この数値は、安全教室を実施している学校の割合であり、たとえば、安全教室を実施していない中学校において、必ずしも安全に関する指導が不十分であるというわけではない。安全に関する指導の実態把握を定量的に行うとするならば、交通安全教室実施率に代わる適切な指標も存在するのではないだろうか。「情報モラルに関する指導」では、「情報モラルに関する指導を実施した学校の割合」を指標としていることが参考になるであろう。このように、施策達成状況が適切に把握できる指標の選定とその改善に常に努める必要がある。

〇 学識経験者意見 2

九州共立大学 教授 古市 勝也

1 点検・評価制度について

- (1)教育委員会の施策等の点検評価制度(平成20年4月施行)の意義について 県教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条に基づ き、5年継続で点検・評価に取り組んできている。その結果を議会に提出する とともに公表することは、県民への説明責任を果たす上で大いに意義がある。
- (2) 県教育委員会が実施する点検・評価の手法について
- ア 「教育委員会の活動状況に関する評価」、「教育施策の推進状況に関する評価」及び「教育施策に関する指標の達成状況に関する評価」の3項目から成り立っている点については、昨年度に引き続き3項目からの評価は、県民に分かりやすく適切である。
- イ 従来の文章表現による具体的な課題指摘型の点検・評価方式に加えて、昨年度に引き続き4段階の基準によって指標の達成状況の評価を行っていることについては、県民に対して分かりやすく説明責任の徹底を図るための手法として適切である。
- ウ 「教育施策の推進状況に関する評価」の対象として【施策の基本的なねらい】に即した取組・事業及び教育庁の所掌事務全般としていることについては、5つの「教育の基本目標」を定め、それを具現化するため6つの柱を掲げ、教育施策を推進している。さらにそれを踏まえて、各「施策の基本的なねらい」に即してその取り組み状況や評価・課題が分かりやすく説明されており、県民への説明責任を果たす上で有意義である。

2 教育委員会の活動状況について

(1) 県民の視点に立った議論の必要性について

教育委員会の会議が、年間総計 39 回開催され、議決 42 件、協議事項 22 件、報告事項 22 件の審議等がなされている。開催実績も全国平均の 28.4 回をはるかに上回り、教育行政に関する重要事項等が適時適切かつ慎重に審議されており評価できる。特に、臨時会を積極的に開催しての活発な議論、議題提案、事務局に対する改善点や要望等を明確に示しており、今後の発展が期待される。

- (2) 委員協議会(勉強会)等による情報収集の必要性について
 - 急激に変化する時代の中で教育委員会として責任ある意思決定を下すには委員の勉強会は不可欠である。本年度も、委員協議会(勉強会)を年間 18 回実施しており評価できる。今後も、県民の視点に立った責任ある決断を下すため、情報収集等はさらに必要である。
- (3) 教育現場の実態把握及び教育関係者との情報交換の必要性について 県民に対して説明責任を果たし、理解される教育委員会にするには、教育現

場の実態を把握するとともに、一方では委員活動状況を知ってもらい、委員の 役割と責任及びその存在意義を理解してもらうことが必要である。今年度は、 移動教育委員会(委員協議会)2回実施や、学校創立記念行事、卒業式等年間 21回出席しており、教育現場の現況と課題を的確に把握し、県内各地の教育関 係者と意見交換等をする有意義な機会になっている。

(4) 教育委員会による情報発信の必要性について

既に、県のホームページ、県発行の広報誌による情報発信は高く評価できる。 今後も、教育委員会による情報発信は、県民と教育委員会をつなぐ取組みとし て期待される。

3 教育施策の推進状況について

- (1)「平成23年度福岡県の教育施策」の5つの基本目標及び6つの柱に対する意見 我が国の「教育基本法」の「教育の目的及び理念」等を踏まえたものになっ ている。また、「福岡県青少年アンビシャス運動」や「教育力向上福岡県民運 動」等にもつながる基本目標と柱になっており、福岡県の教育目標として適切 である。
- (2) 主要施策の推進状況に対する意見について
- ア 【施策の主な取組状況】について

「柱1 確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす学校教育の充実」の「主要施策9 地域に開かれた学校づくりの推進」では、家庭や地域との連携・協力により、地域に開かれた学校づくりが推進されていることを評価したい。まず、学校運営の改善を図る学校評価の実施率が、小・中学校・高校ともに100%に達している。次に、保護者や住民の意向を学校運営に反映させるための学校評議員制度の実施率は、小学校88.9%、中学校88.2%、高校100%になっており、高校の努力が注目される。さらに、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の指定校が昨年の40校から60校に増加していることは評価される。「県立学校体育施設開放事業」では、利用人数が約1万6千人増加しており健闘が見られるが開放実施校に変化がなく、今後、学校体育施設の開放実施校の増加が望まれる。

「柱2 豊かな人間性や志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進」の、「主要施策2 自立心をはぐくむ体験活動の充実」では、「県立学校集団宿泊体験事業(克己心育成のための宿泊体験)」は、全県立高等学校等の1年生を対象に実施されている。規範意識の醸成、協調・奉仕の精神を養う有意義な事業であり関係者の努力を評価したい。今後は、参加者の拡大に期待したい。「通学合宿推進事業」は113 地区が実施している。昨年は100 地区であり、さらなる普及が望まれる。通学合宿の発祥の地である福岡県は全国モデルとして、事業の拡充にさらに期待したい。

「主要施策7 学校・家庭・地域の教育力を高める支援体制の充実」では、「"新"家庭教育宣言事業」を PTA が中心になって、小・中学校 557 (昨年 367) 校で実施されている。実施校の増加については関係者の努力を評価したい。

今後、全ての学校での取組みが期待される。

「柱3 生涯学習社会の実現をめざす社会教育の推進」では、「主要施策1 関係機関、団体との連携・協力体制の充実」では、民間の学習グループやボランティア団体、NPOとの連携による「生涯学習実践研究交流会」が、行政と民間学習団体との連携事業の全国モデル「福岡方式」として注目されている。今後の社会教育行政は「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する」地域の学習・ボランティア団体を育成し、自主活動へと導き、さらに地域貢献団体への発展を支援することが求められる。さらに、既存団体や新しいNPO団体等による連携ネットワークの構築・促進に期待したい。

「柱5 いきいきとしたスポーツライフの創造」の「主要施策1 子どもたちの体力向上の推進」では、既に「ふくおか体力アップ推進事業」等を実施しており、運動・スポーツに対する関心と動機付け、習慣化を推進した子どもの体力向上への取組みが求められる。「主要施策2 子どもたちの体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり」では、スポーツ活動を支える人材の確保・活用やトップレベルのスポーツ選手に触れる機会の確保・拡充が図られている。また、中学校における武道の必修化に伴い、地域の武道師範を中学校76校に派遣しており、外部のトップレベルの指導者の活用等は、地域スポーツ人材の活用施策として評価される。「主要施策3 トップアスリートの育成等による県民のスポーツ活動の活性化」では、優れた指導者を養成するため、国内トップレベルの講師を迎え研修会を実施している。また、指導力を向上させた指導者を競技団体等へ派遣して競技力向上を図っている。さらに、トップアスリートを育成するため、小・中学生などジュニアの時期から一貫指導体制の下に推進されている。これらの施策は、福岡県のスポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出として注目されている。

4 教育施策に関する指標の達成状況について

(1) 指標に対する意見

目標値を定め、目標達成度を4段階にしたのは県民にも分かりやすい。

(2)指標の達成状況及び評価方法等に対する意見

「通学合宿の実施」については、目標値校区数に対して実施校区数が年度ごとに示されており分かりやすい。今後は、参加者人数も示されると取組みへの充実度が理解しやすい。

「家庭の教育力の向上」で、「新家庭教育宣言」を実施した小・中学校の割合を%で示しており分かりやすい。さらに、母数になる小・中学校の数が示されると県民の理解度が増すと思われる。

「学習情報提供の充実」(「ふくおか社会教育ネットワーク」ホームページへの訪問件数)、「県立社会教育施設の利用促進」、「県立図書館の利用促進」、「青少年科学館の利用促進」等では、達成状況等分かりやすく利用者数等を通して県民への貢献度が理解できる。

〇 学識経験者意見 3

九州大学 教授 村上 裕章

1 点検・評価制度について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 27 条に基づく点検・評価の制度は、教育委員会の責任体制を明確化することを目的として、同委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表するものである。本年度は第5回の点検・評価となるが、後述するように、昨年度から形式・内容面で大きな改善が行われ、いっそう充実した内容となっている。

評価方法については、従来と同様、点数評価ではなく、文章表現により具体的な課題を指摘する形式がとられている。このような手法は、表面的な評価にとどまらず、内容面について立ち入った実質的評価を行うのに適している。もっとも、この方式には、客観的な評価が難しくなるという短所もある。しかし、具体的な統計や全国との比較などのデータが示されるとともに、昨年度からは、新たな項目として、数値目標に対する達成率を明示した「教育施策に関する指標の達成状況」が掲載されており、上記のような短所がカバーされている。

2 教育委員会の活動状況について

平成 22 年度までと同様、定例会のほか、臨時会や委員協議会(勉強会)等を頻繁に開催しており、全国的に見ても活発な活動がなされている。移動教育委員会や学校訪問も積極的になされている。もっとも、傍聴者の数が前年度から大きく減少している点は気がかりであり、広報活動等により改善することが期待される。今後も、学校現場との対話を一層活発化し、現状と課題を的確に把握することにより、県民の視点から県の教育行政を積極的に牽引していくことが望まれる。

現代行政における情報公開の重要性については、今更強調するまでもない。この点については、教育委員会のホームページにおいて活動内容がかなり詳細に公表されている。特に、議事録に各委員の氏名入りで発言内容が掲載されている点は高く評価することができる(議事録に傍聴者数を記載することも考慮に値するであろう)。平成22年度からは、過去の教育委員会の開催内容や移動教育委員会などの活動状況等も掲載されている。教育委員会のポータルサイトから直接これらの情報にアクセスできるようにしたり、委員協議会(勉強会)の成果を公表したり、議事録のアップを迅速化するなど、情報発信のさらなる充実を期待したい。

3 教育施策の推進状況について

内容が多岐にわたるので、大学教員及び行政法の研究者としての立場から、以下では、全体的な感想のほか、特に6つの柱のうち柱1 (確かな学力をはぐく

み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実)について、意見を述べることにしたい。

(1) 記載のスタイルについて

昨年度から、具体的なデータが示されていることに加え、各柱について冒頭で概要説明を加えたり、わかりにくい用語に注を付すなど、読みやすくする工夫がなされており、いずれも高く評価できる。各柱の概要については、主要施策との対応関係を明示するなどすると、さらにわかりやすいものとなるのではないかと考える。

(2) 基本目標と6つの柱について

基本目標と6つの柱は昨年度と同じ内容である。個人的な意見としては、基本目標に揚げられている事項のうち、「国際性豊かな県民を育成する」点について、柱または主要施策のレベルでも取り上げるとともに、施策の上でもより重視すべきではないかと考える。

(3) 柱1(確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす学校教育の充実) について 「確かな学力の向上のための取組の推進」については、一般に学生・生徒の 学力低下が指摘されており、大学の教員としても日頃実感しているところである。本県の場合、平成 19 年度の調査によって、生徒の学力が全国平均を下回る ことが明らかになっており、最優先で取り組むべき課題の一つである。この点については、「福岡県学力向上新戦略」に基づき、平成 20 年から「ふくおか学力アップ推進事業」などが実施されている。平成 23 年度においては、東日本大震災の影響で全国調査が実施されなかったため、現時点での状況は把握できなかったが、今後も重点的に施策を展開していただきたい。

「個性や能力を伸ばす教育の充実」については、「外国大学進学支援事業」が引き続き行われており、アンビシャス外国留学奨学金の支給内定を受けた者を含む4名の外国大学進学が決定している。また、平成23年度からは、新たな取り組みとして、高校生の海外留学を支援する事業も実施されている。今や国際コミュニケーション能力は社会人に必須のものとなっており、国際性の早期涵養に関する政策の一層の拡充が望まれる。小中学校の連携強化による一貫性のある教育に取り組む学校も大幅に増加しており、この点も高く評価できるが、やや地域的な偏りがある点が気になるところである。県立中高一貫教育校については、これまで3回の卒業生を送り出し、入学志願倍率も依然高いとのことであり、これまでの成果を検証しつつ、一層の充実を図ることが期待される。

「未来を拓くキャリア教育の充実」について、本県においては、「青少年アンビシャス運動」やインターンシップが積極的に行われてきたが、本年度もこれを継続・強化するとともに、「実践事例集」を県内の全中学校に配付して活用している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、94.4%の就職率を維持しているとのことであり、従来の施策が功を奏しているとも考えられる。

「社会の変化に対応する教育の充実」として、国際化と情報化への対応が挙 げられている。前者については、平成 23 年度において、外国語活動の円滑な実 施のための現職教員研修の実施、重点課題研究指定・委嘱校における外国語活動の推進、外国語教育における小中学校の円滑な接続のための研究開発学校指定などが行われている。情報化への対応については、近年大きな課題となっている情報モラルについて、指導を行った学校がほぼ100%に達している。学校におけるICT環境の整備状況については、全国平均を上回っているが、前年度から低下している項目もある。また、教員のICT活用指導力については、前年度に比べると向上しているが、なお全国平均を下回っており、一層の努力が期待される。

「自立や社会参加に向けた特別支援教育の改善・充実」については、「発達障害児等教育継続支援事業」の実施状況、特別支援教育体制の整備状況、特別支援学級や通級指導教室の数など、前年度と比べると進展が見られる。また、平成24年度に太宰府特別支援学校が開校し、平成27年度には直方特別支援学校(仮称)の開校が予定されているとのことである。他方で、就職率が昨年からやや低下している。厳しい雇用情勢の中、就職率の向上が容易ではないことは十分理解できるが、引き続き改善に向けた努力が期待される。

「信頼される教職員の確保と研修の充実」については、教員採用試験の透明 化がさらに進められ、各試験の主な評価の観点が公表されるようになった。か ねてから指摘されている教員の多忙についても、学校事務の共同化がさらに進 んでいるということであり、それによる状況の改善が期待される。

「安心して学べる学校づくりの推進」については、まず学校施設の耐震化が重要である。平成22年度に比べると耐震化率がかなり向上しているが、生徒・児童の生命・身体に関わる問題であるから、できるだけ迅速な完了を期待したい。また、最近は自転車による事故が増加しているが、二輪車安全教室を含む交通安全教室の実施率は頭打ちとなっており、評価書でも指摘されている通り、特に中学校における実施率が低い。早急に改善することが望まれる。

「地域に開かれた学校づくりの推進」として、学校の自己評価、学校関係者評価、第三者評価、学校評議員制度などが実施され、おおむね前年度と比べて実施率が向上している。学校運営協議会の指定校も大きく増加している。いずれも地域社会との連携を強める上で有効な施策であり、その成果を検証しつつ、また、学校関係者の過度の負担とならないよう配慮しながら、実効的かつ効率的な運営を図ることが期待される。

4 教育施策に関する指標の達成状況について

昨年度から、「教育施策に関する指標の達成状況」として、それぞれの柱に関する具体的な数値目標と、経年的な達成状況がグラフ等で示されている。教育施策の実態を視覚的にわかりやすく示す試みであり、大いに評価できる。巻末にまとめることで一覧性が確保されているが、本文(「教育施策の推進状況について」の部分)に掲載することも考慮に値しよう。

資料等

〇 資料等

関係法令

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(事務の委任等)

- 第二十六条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、 その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして 臨時に代理させることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任する ことができない。
 - 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃 に関すること。
 - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃 止に関すること。
 - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 五次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - 六 第二十九条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に 属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属す る学校その他の教育機関の職員(以下この項及び次条第一項におい て「事務局職員等」という。)に委任し、又は事務局職員等をして 臨時に代理させることができる。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に 関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について(通知) (抜粋) (19文科初第535号 平成19年7月31日 文部科学事務次官通知)

第一 改正法の概要

- 1 教育委員会の責任体制の明確化
- (3)教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の 状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作 成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないことと したこと。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経 験を有する者の知見の活用を図ることとしたこと。(法第27 条)

第二 留意事項

- 1 教育委員会の責任体制の明確化
- (3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
 - ①今回の改正は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものであること。
 - ②現在、すでに各教育委員会において、教育に関する事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するなどの取組を行っている場合には、その手法を活用しつつ、適切に対応すること。
 - ③点検及び評価を行う際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることについては、点検及び評価の客観性を確保するためのものであることを踏まえ、例えば、点検及び評価の方法や結果について学識経験者から意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の判断で適切に対応すること。

平成23年度「福岡県の教育施策」における評価対象一覧

1 確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす学校教育の充実	
(1)確かな学力の向上のための取組の推進・・・・・・・高校教育課、義務教育課	í
○ ふくおか学力アップ推進事業の実施(重点)	
○ ふくおか理数教育推進事業の実施(重点)	
○ 学校教育への指導助言	
(2) 個性や能力を伸ばす教育の充実・・・・・・企画調整課、高校教育課、義務教育課	í
○ 志と得意技を身に付けるための高校生学ぶ意欲向上事業の実施(重点)	
○ ふくおか理数教育推進事業の実施(再掲)(重点)	
○ 世界に挑む人材育成事業の実施(重点)	
○ 小・中学校統合支援事業の実施(重点)	
(3) 未来を拓くキャリア教育の充実・・・・・・・・・・・高校教育課、義務教育課	Í
○ 未来を切り拓く人材育成事業の実施(重点)	
○ 県立工業高校産業人材育成事業の実施(重点)	
○ 志と得意技を身に付けるための高校生学ぶ意欲向上事業の実施(再掲)(重点)	
○ 高校や大学等への進学推進	
(4) 社会の変化に対応する教育の充実・・・・・・・・・・・・・・高校教育課、義務教育課	Í
○ 世界に挑む人材育成事業の実施(再掲)(重点)	
○ 未来を切り拓く人材育成事業の実施(再掲)(重点)	
○ 新しいニーズに即応した研究の推進	
(5) 自立や社会参加に向けた特別支援教育の改善・充実・・・・・・・義務教育課	Í
○ 特別支援学校職業教育支援事業の実施(重点)	
○ 特別支援学校医療的ケア体制整備事業の実施(重点)	
○ 発達障害児等教育継続支援事業の実施(重点)	
(6) 信頼される教職員の確保と研修の充実・・・・・・・・・総務課、教職員認	具.
高校教育課、義務教育認	果
○ 教職員の人事管理	
(7) 安心して学べる学校づくりの推進・・・・・・施設課、高校教育課、義務教育課	₹.
体育スポーツ健康認	具
○ 子どもの命を守る学校安全体制整備事業の推進(重点)	
○ 学校施設の整備	
○ 奨学金事業	
(8) 県立高等学校改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	í
(9) 地域に開かれた学校づくりの推進・・・・・・・・・社会教育課、高校教育課	₹.
義務教育課、体育スポーツ健康認	具
2 豊かな人間性や志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進	
(1) 道徳性を養う心の教育の充実・・・・・・・・・・高校教育課、義務教育課	果
(2) 自立心をはぐくむ体験活動の充実・・・・・・・・社会教育課、高校教育課	果
義務教育認	具
○ 教育力向上福岡県民運動推進事業における通学合宿の実施(重点)	

○ 県立学校集団宿泊体験事業の実施(重点)

(3) 健やかな心身をはぐくむ健康教育の充実・・・・・・・・・体育スポーツ健康課(4) 生きる力の基礎を育てる就学前教育の振興・・・・・・社会教育課、義務教育課
(5) 家庭・地域・学校における読書活動の推進・・・・・・社会教育課、高校教育課 義務教育課
○ 小学生読書リーダー活動推進事業の実施(重点)(6)いじめ・不登校問題等の解決に向けた体制の充実・・・・・・・・高校教育課 義務教育課
○ 児童生徒の規範教育推進事業の実施(重点) ○ いじめ・不登校総合対策事業の実施(重点)
○ 高等学校不登校対策事業の実施(重点)
(7) 学校・家庭・地域の教育力を高める支援体制の充実・・・・企画調整課、社会教育課
○ 教育力向上福岡県民運動推進事業の実施(重点)○ 規則正しい生活習慣づくり推進事業の実施(重点)
3 生涯学習社会の実現をめざす社会教育の推進
(1) 関係機関、団体との連携・協力体制の充実・・・・・・・・・・社会教育課 ○ 社会教育活動 (PTA・子ども会等) の振興
(2) 学習情報の提供及び学習相談の充実・・・・・・・・・・・・社会教育課
(3) 学習機会の提供及び学習成果の活用促進・・・・・・・・・・・社会教育課
(4) 社会教育施設の機能充実・利用促進・・・・・・・・・・・・社会教育課
4 特色ある県民文化の創造
(1)子どもの文化芸術活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・社会教育課
(2) 県立美術館の機能充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・社会教育課
(3) 文化財に対する理解促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・文化財保護課(4) 伝統文化や文化遺産の保存・継承・活用・・・・・・・・・・・・文化財保護課
5 いきいきとしたスポーツライフの創造
(1)子どもたちの体力向上の推進・・・・・・・・・・・・体育スポーツ健康課 ○ ふくおか体力アップ推進事業の実施(重点)
(2)子どもたちの体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり・・・体育スポーツ健康課
○ 武道教育等充実事業の実施(重点)
(3) トップアスリートの育成等による県民のスポーツ活動の活性化・体育スポーツ健康課
○ 世界に羽ばたく中高生スポーツ選手育成事業の実施(重点)
6 人権尊重精神を育成する教育の推進
(1) 学校教育における人権教育の推進・支援・・・・・・高校教育課、義務教育課 人権・同和教育課
○ 人権尊重の学校づくり推進指定校事業の推進(重点)
(2) 社会教育における人権教育の推進・支援・・・・・・・・・人権・同和教育課
注1) (重点) とは、「平成23年度福岡県の教育施策」に掲げる重点事業をいう。 注2) は、平成23年度の主な取組・事業以外の教育庁の重要な所掌事務
- 105 -

福岡県内学校数等一覧

平成23年5月1日現在

学校種別		設置者		学校数				児童・生徒数			本務教員数			職
				計	本校	分校	学級数	計	男	女	計	男	女	員 数
幼稚園		計		494	493	1	2, 966	65, 464	33, 241	32, 223	4,660	365	4, 295	827
		国		1	1		3	74	36	38	5	1	4	1
		公		62	62		195	3, 962	1, 999	1, 963	306	20	286	20
		私		431	430	1	2, 768	61, 428	31, 206	30, 222	4, 349	344	4,005	806
		計		768	760	8	10, 587	278, 306	142, 494	135, 812	15, 936	5, 533	10, 403	3, 362
小学校		国		3	3		43	1, 476	740	736	62	46	16	31
71.7	Χ.	公		757	749	8	10, 457	274, 264	140, 772	133, 492	15, 732	5, 440	10, 292	3, 283
		私		8	8		87	2, 566	982	1,584	142	47	95	48
		計		376	373	3	4, 687	143, 705	73, 209	70, 496	9, 679	5, 413	4, 266	1, 271
		国		3	3		30	1,094	547	547	55	34	21	
1 2/1	ı.		小計	345	342	3	4, 433	135, 345	69, 436	65, 909	9, 162	5, 105	4, 057	1, 189
中学校	交	公	県	2	2		18	691	298	393	36	21	15	6
			市町村 組合	343	340	3	4, 415	134, 654	69, 138	65, 516	9, 126	5, 084	4, 042	1, 183
		私		28	28		224	7, 266	3, 226	4,040	462	274	188	82
		計		161	161		1, 995	128, 601	64, 395	64, 206	8, 169	5, 598	2, 571	1,836
	全		小計	102	102		1, 995	77, 046	38, 149	38, 897	5, 272	3, 566	1, 706	1, 237
	目	日公	県	92	92		1,803	69, 715	35, 674	34, 041	4, 710	3, 190	1,520	1, 138
	制		市町 組合	10	10		192	7, 331	2, 475	4, 856	562	376	186	99
		私		59	59			51, 555	26, 246	25, 309	2, 897	2, 032	865	599
	定	計		23	21	2	180	3, 725	1, 766	1, 959	346	244	102	65
高等	時	県		21	21		169	3, 557	1,702	1,855	322	230	92	61
学校	制	市町		2		2	11	168	64	104	24	14	10	4
	通	計		5	5			4, 440	2, 317	2, 123	57	38	19	13
	信	県		1	1			1,699	818	881	31	20	11	6
	制	私		4	4			2, 741	1, 499	1, 242	26	18	8	7
	専	計		10	10			812	145	667				
	攻	県		2	2			77	60	17				
	科	私		8	8			735	85	650				
1		計		2	2		20	678	308	370	55	39	16	12
中等教育	学校	県		1	1		18	660	303	357	48	35	13	11
		私		1	1		2	18	5	13	7	4	3	1
		計		39	39		1, 207	4, 964	3, 171	1, 793	2, 712	1, 110	1,602	539
特別支援	学校	県		20	20		541	2, 348	1, 479	869	1, 260	587	673	339
		市		19	19		666	2, 616	1, 692	924	1, 452	523	929	200

福岡県行政資料						
分類記号	所属コード					
IA	2121200					
登録年度	登録番号					
24	0001					

問い合わせ先:福岡県教育庁教育企画部企画調整課

電話 092-643-3880 (企画調整班)

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/